



2

0038941-000

368.8-074ウ

日本に現存するフリーメーソン
リー

大沢鷺山・著

内外書房

昭和16

AGH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

25.11.20

A418

日本現存
 一冊
 著山鷺澤大



版房  内

368.8
0.74

國務大臣
企畫院總裁
陸軍中將
鈴木貞一閣下序文

大澤 鷺山 著

日本に現
存する
フリーメイソンリー

東京内外書房發行

~~927
06~~

推薦の辭

國務大臣
企畫院總裁

鈴木貞一

フリー・メイソンについては、從來各方面で屢々語られ種々述べられてゐる。或ひはこれを單なる「猶太禍」の一翼と見做し、或ひは國際スパイの秘密結社と呼ぶ。だが、その實體を探究し、その性格を科學的なメスによつて解剖するといふ難事を仕遂げた勞作あるを不肖未だ眼にしない。偶々大澤君の苦心の勞作に接するに及び、始めてこの秘密

結社の輪廓を知るの歡びを感じた。

およそ秘密結社の科學的な分析といふことは、その對象自體が秘密にされてゐる故を以て、甚だ難事とされるところである。且つ秘密結社に對するに當つては、周到なる解剖を以てするに非ざれば、容易にその危害を防遏することはできない。單なる直感的な批判を超えた、冷靜なる科學的考察を、このやうな難物に向つて試みた本書は、著者が熱情と理智とを併せ備へた人であることを語つてゐる。敢て推薦の辭を添へる所以である。

昭和十六年十月三十日

自序

筆者は大正九年來この「フリー・メーソンリー」研究に、非才をも願ず身を以つてあつた者であります。

しかし筆者の二十年間に亘る研究の序論も結論も、特に讀者の前に取出して示すことが不可能であるほど、この「フリー・メーソンリー」研究との親近感の中にあります。従つて本書は、客觀的な素材そのままを上梓する形式をより多く取らざるを得ませんでした。

かつて昭和八年二月二十一日の貴族院において、一議員から

「このたび國際聯盟が日本や滿洲の渴望を無残にも蹂躪したばかりでなく、遂に世界的孤立に陥らすに至つた裏面にはフリー・メーソンリー(マツソン團とも云ふ)を中心

とするユダヤ人の奇怪なる陰謀があるといはれてゐるが事實如何」
との質問に對し時の内田外相が、その事實を大體に於て認め、

「遺憾ながらこれを阻止する事が出来なかつた」

答辯の上、潔く兜を脱がれたことを筆者は記憶してゐます。

「フリー・メーションリー」はかく曲解され、なほ「共產主義の一組織だ」といふやうに歪曲されてゐます。また「宗教的な秘密結社である」との謬見を受けてゐるやうです。

敢て筆者がいま茲にこの「フリー・メーションリー」研究の結論を述べさしてもらふならば、それは英吉利帝國主義のフラクションである——といふこととあります。

「太陽我が領土に沈まず」と豪語する英帝國民の血によつて結ばれるこの秘密結社は、獨逸のナチズム、伊太利のファシズム、の如く世界歴史のデット・ラインを成してゐるとも言ひ得るであります。

しかしそれ以外の點に就いては、筆者は、永年蒐集した資料を、出来るだけ多く公開することに上つて、今後、讀者の關心及び研究に役立ちたいと考へてゐます。

御存知の通り、いま英帝國は、世界平和の敵としての立場と行動とを敢て把つてゐます。

東亞共榮圈確立に、一億國民が心を合せて驀地邁進しつつある我が大日本帝國の輝かしい進路に、いくつかの障碍を投げ、いくつかの陰翳を落してゐるこの老大英國が、世界歴史の舞臺から退場せんとし、また一方、日本の現段階の如き新らしい發展途上の時期にあつて、この英國の民族的發現とも言ふべき「フリー・メーションリー」研究を、弘く發表し得ることは、筆者の欣快とするところであるのであります。

皇紀二六〇一年二月十一日紀元の賀節に當りて

著 者

口 繪 八 葉

- 一 正式結社服裝及び紋章佩用の上開會中の横濱ロッヂ「加盟式執行」
- 二 フリーメーソン殿堂外觀（横濱所在）
- 三 フリーメーソン殿堂内部（横濱所在）
- 四 フリーメーソン殿堂株式會社株券
- 五 北米合衆國スコットランド系南區派一九二六年度總會決議の上採用したる前結社幹部級寶章
- 六 同 第四級寶章
同 第三級寶章
- 七 北米合衆國スコットランド系南區派總結社長第一級寶章
同 第二級寶章
- 八 同 結社行事執行用帽子

本文に搜入の全頁凸版説明

結社の使用する象形文字暗號……………一八

日本の結社に送致せられたる英フツセイにある結社男子學習院維持費募集の英國皇帝陛下及び
コンノート殿下名の勸告文(西曆千九百三十七年十一月三十日附)……………二四

日本結社に送致せられたる英フツセイにある結社男子學習院維持費募集のため千九百三十八年
六月八日英總本山に於て執行せられたる釋祭參列招待文……………三八

日本結社に送致せられたる結社男子學習院維持費募集のため總本山に於て執行せらるゝ釋祭に
横濱オテントサマ結社より日本參列代表一名出席の應諾文……………八六

スコットランド派各結社員が結社に提出すべき合法的遺言狀様式……………一二二、一二三、一二四

チャールストン所在北米合衆國南區系總幹部級使用の印象……………一五六

今次の歐洲大戰を豫期してイングランド派總結社長コンノート殿下が世界に散在する各國同系
結社に向けたる訓示本文……………二四二、二四三

西曆千九百四十年四月十五日横濱フアー・イースト結社月例集會執行の結社員召集狀……………二六一

大連ロッヂの月例集會召集狀……………二六五

北米合衆國南區系にて使用する幹部級マーク……………二八六

目次

第一篇 概論的研究

第一章 宗教的評論……………一

第二章 政治的評論……………四

第三章 哲學的評論……………八

第二篇 現象的研究

第一章 綜合的研究……………一五

第二章 歸納的研究……………一九

第三篇 推論

第一章 フリー・メイソンの Culture……………二五

第二章 結社の變態的發達……………二九

 K・K・K結社—加奈太結社のファッショ化

第四篇 フリー・メイソンリーとは何か

第一章 その字義的解説……………三九

大英百科辭典の解説—新英語辭典解説

第二章 入門 第一階程

(嚴秘)クラフト・フリー・メーソンリー儀式典範 在日本教會階級用
教科材料改訂版……………八七

第五篇 發生と分派

第一章 英國皇室とフリー・メーソンリー……………九七

皇帝を結社長とすメフリー・メーソン英蘭總結社の歴史 (英蘭總結社發、
行結社年鑑 西曆一七七一—一九二五)

結社重要記録—英蘭合同總結社—役員表

……………九七

第二章 組織……………一五

第一節 組織

結社形態—系統—ロッヂ (總本山—地方總結社—地方ロッヂ) —ロッヂの憲法及び規約—ロッヂの香號
—ロッヂの役員—チャプター—入會資格と手續—階級—進級—會員の權利義務—懲戒處分—フリー・メ
ーソンの秘密性

第二節 英蘭土派自由結社憲章 (橫濱ロッヂ内規による)……………二五

第三節 蘇格蘭土派自由結社憲章 (東の星ロッヂ内規による)……………三五

第六篇 各結社の行程

第一章 日本に現存するフリー・メーソンリー

第一節 デイストリクト・グラント・ロッヂ・オブ・ジャパン……………一五七

橫濱ロッヂ出席者名—オテントサマロッヂ出席者名—東京ロッヂ出席者名—アルピオン・イン・ザ・フ
ア—イースト・ロッヂ出席者名—輪縁團體社員並に來賓名。

第二節 メーソニック・ホール株式会社……………一八九

第三節 橫濱シユライナー俱樂部……………一九〇

第四節 橫濱所在の各ロッヂ及チャプター……………一九〇

(イングランド系)日本地方本部ロッヂ—橫濱ロッヂ—オテントサマ・ロッヂ—オリエント・マーク・ロ
ッヂ—フア—イースト・ロッヂ

(スコットランド系)東の星ロッヂ

(米國南區系)ロッヂ

第二章 イングランド派及スコットランド派の行程 (一)……………二〇〇

第一節 地方的なもの……………二〇七

東京ロッヂ—橫濱に於ける各ロッヂ—神戸に於ける各ロッヂ—兵庫及大阪ロッヂ—アルピオン・イン・
ザ・フア—イースト・ロッヂ—長崎ロッヂ—京城ロッヂの社員名簿等

第二節 常置集會所 二一〇

東京—横濱—神戸—長崎—京城—大連

第三節 事業一般 二一〇

(日本メーソニック聯合慈善會) 名譽會員—終身會員—普通會員の各名簿

「株式會社經營」—各ロッヂ持株數及代表者名

スコットランド派の行程(二) 二四四

「大日本ロッヂ・オブ・パーフェクション結社」第一號 二四八

第三章 メーソニック・テンプル(結社殿堂) 二六〇

二十二結社の名稱所在、入社資格、手續 二六三

第七篇 結社内部評論(フリー・メーソンの目的と理想)

第一章 序説 二六七

第二章 従來の理想 二九九

第三章 政治的理想 三〇五

第四章 社會的理想 三三三

第五章 儀式的理想 三四二

第六章 考古學的理想 三四九

第七章 神祕的宗教的理想 三五九

第八章 神祕教とは何か? 三六五

第九章 偉大なる理想 三六二

第十章 直面すべき諸問題 三九四

第十一章 婦人排斥は正當なりや? 四〇三

第十二章 色の故に男子を排斥するは可なるか?(人種問題) 四一五

第十三章 フリーメーソンの一層國家的とすべきか(國家主義か國際主義か) 四四六

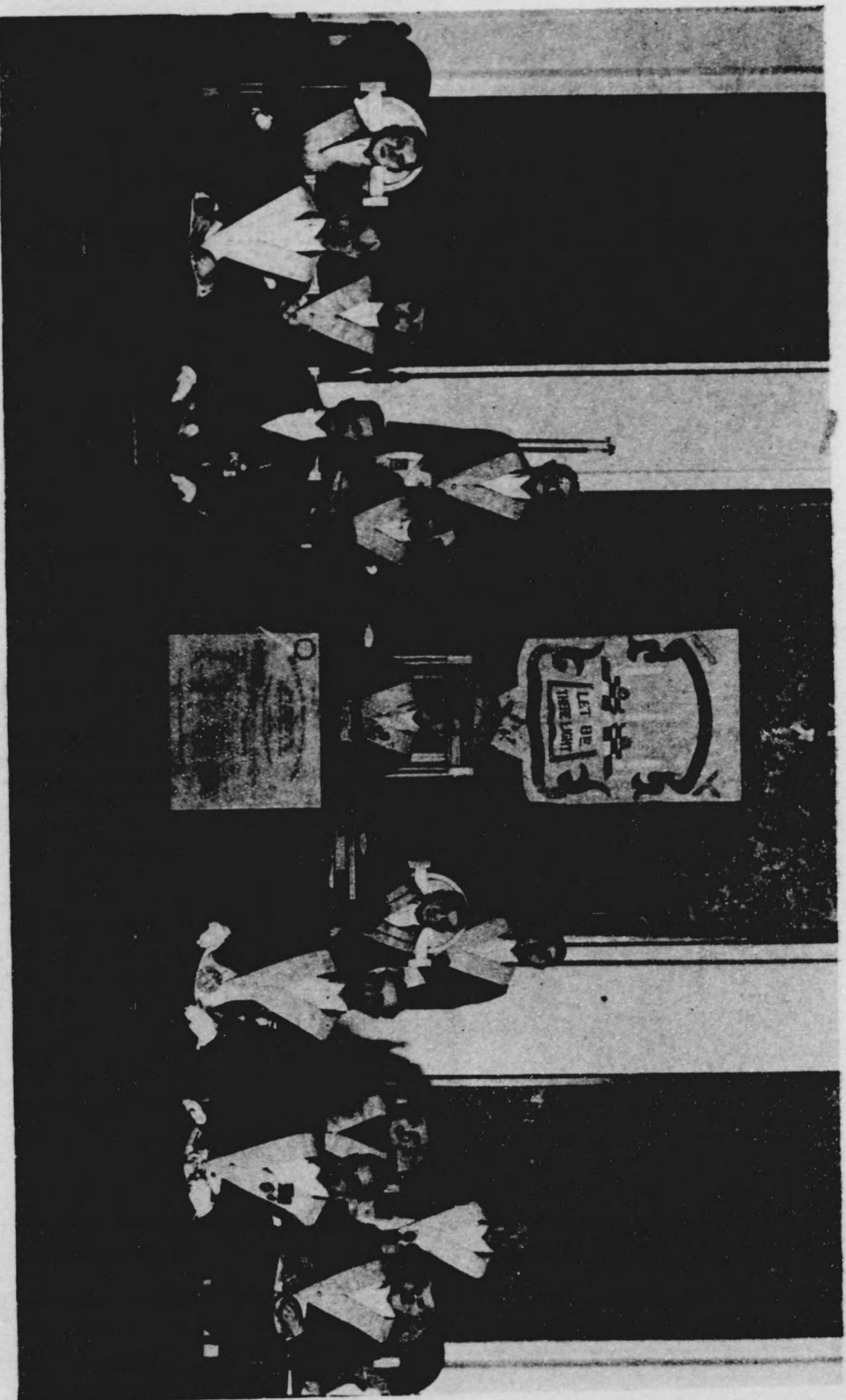
第十四章 教義的信仰とメーソンの 四六六

第十五章 フリーメーソンは宗教なりや 四七四

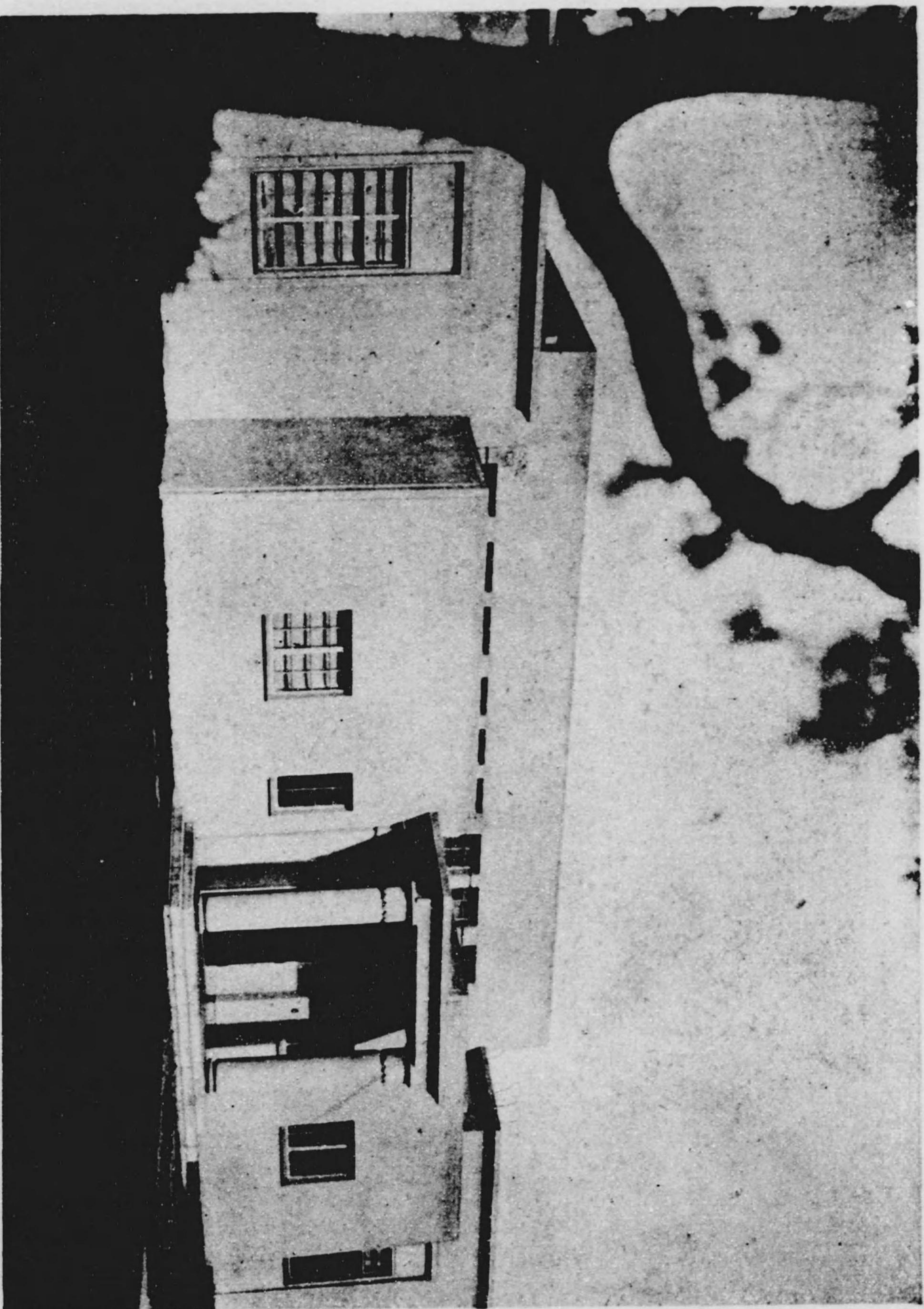
第十六章 グランド・ロッヂの憲法 四八一

第十七章 危険なる現在の混亂状態 五〇〇

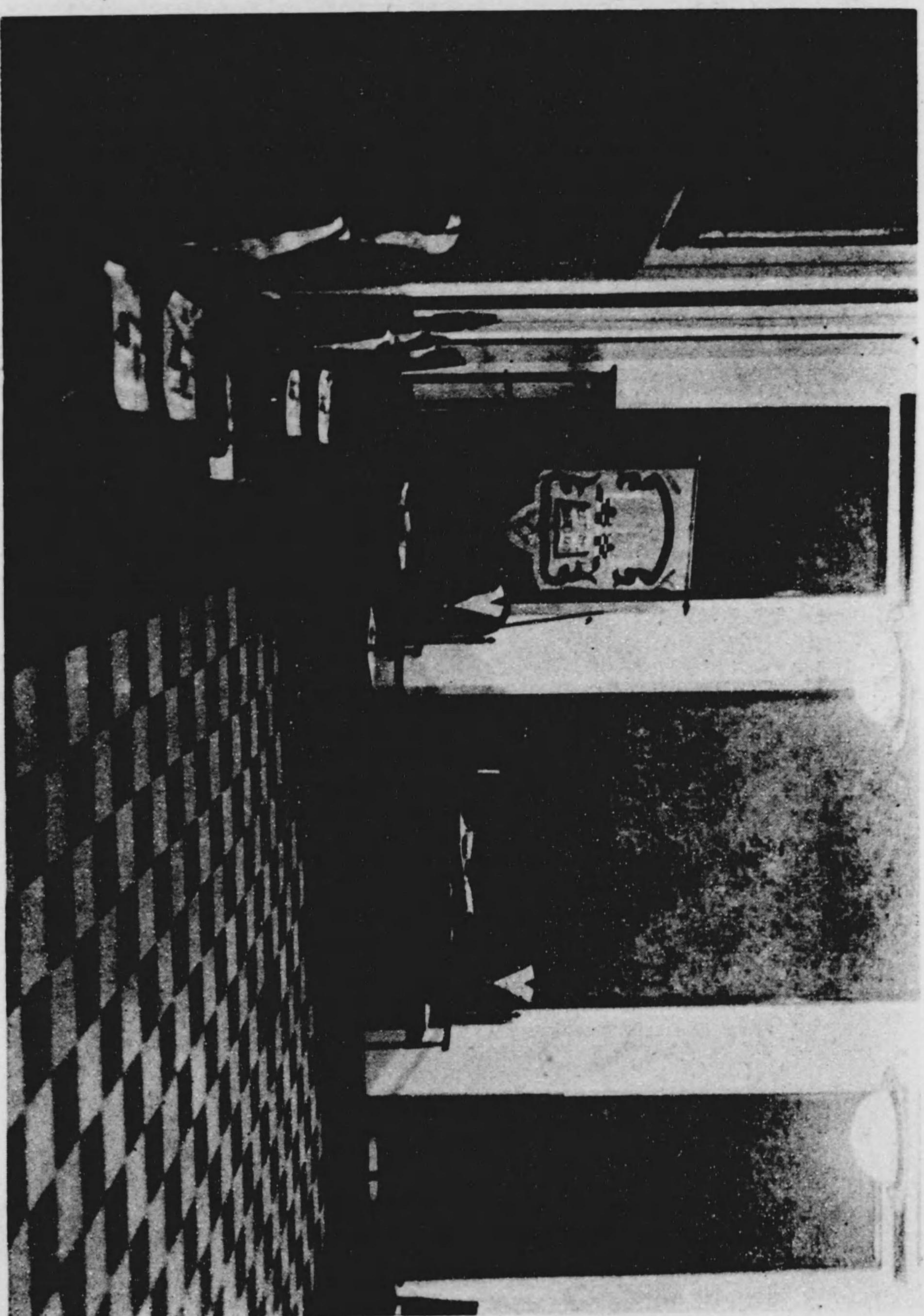
第十八章 大理想 五〇六



正式結社服装及び紋章佩用の上開會中の横濱ロッヂ「加盟式執行」



フ リ ー メ ー ソ ン 殿 堂 (横 濱 所 在)



フ リ ー メ ー ソ ン 殿 堂 (内 部)

THE MASONIC HALL, LIMITED.

Incorporated under the Companies Ordinance 1911 (Hongkong) as a Private Company.
 Capital Yen 10,000,000 divided into 100 shares of Yen 100,000 each.

Serial No. _____

Yen 100,000 shares.

This is to certify that *Mr. William Ho* is the holder of _____ shares numbered _____ in the name of _____ (The holder's name) has been paid over each of the said shares (Given under the Provision of the Honorary Will Trusts Act, 1907) by _____

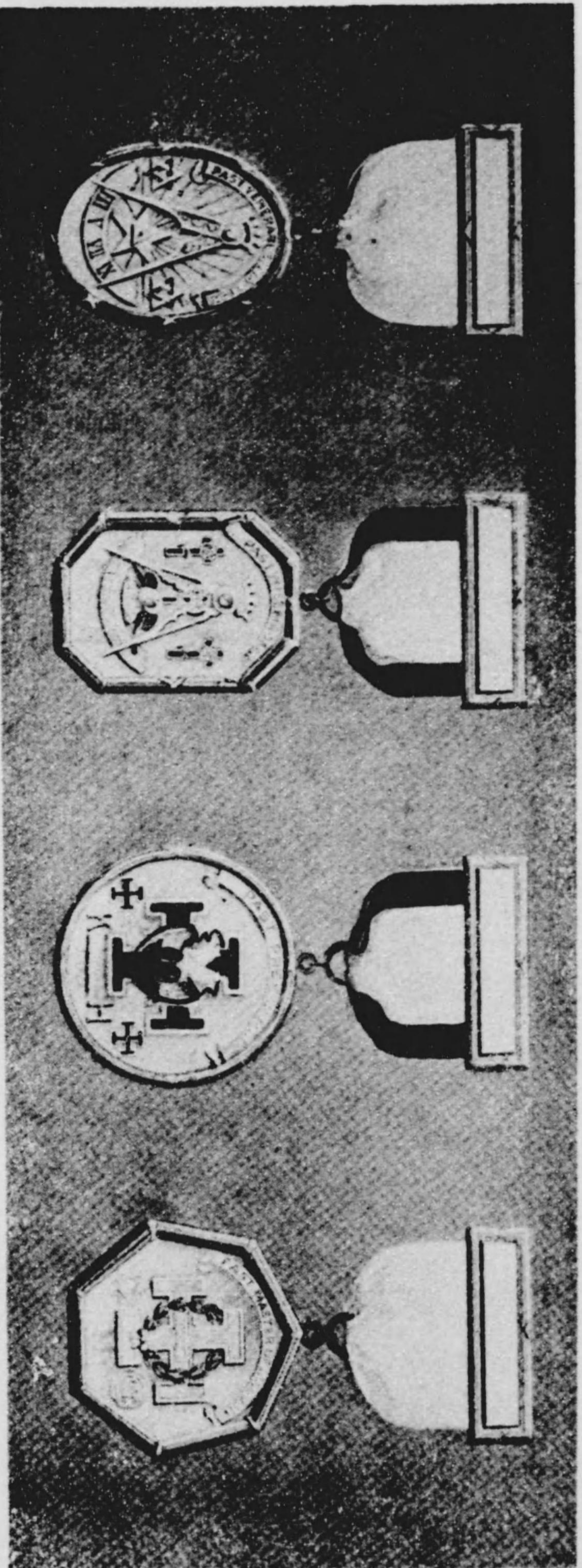
The Honourable Secretary of the Masonic Hall Trusts
 has hereunto attested in the presence of _____



William Ho
 Secretary

マリーナーソン殿堂株券

JEWELS FOR PAST PRESIDING OFFICERS AND OFFICERS OF SUBORDINATE BODIES, ANCIENT AND ACCEPTED SCOTTISH RITE, SOUTHERN JURISDICTION, U. S. A. ADOPTED AT 1926 SESSION OF THE SUPREME COUNCIL



LODGE OF PERFECTION

Ribbon: Red.
 Interlaced triangles:
 The one pointing up, White.
 The one pointing down, Black.
 Numerals and Hebrew letter, Black.

CHAPTER OF ROSE CROIX

Ribbon: White with
 1-4 inch edging of Crimson.
 Crosses: Red.
 Rose on Crosses: Crimson.

COUNCIL OF KADOSH

Ribbon: White with
 1-4 inch edging of Black.
 Large Teutonic Cross: Red.
 Double-headed Eagle: Silver.
 Small Teutonic Crosses: Crimson.

CONSISTORY

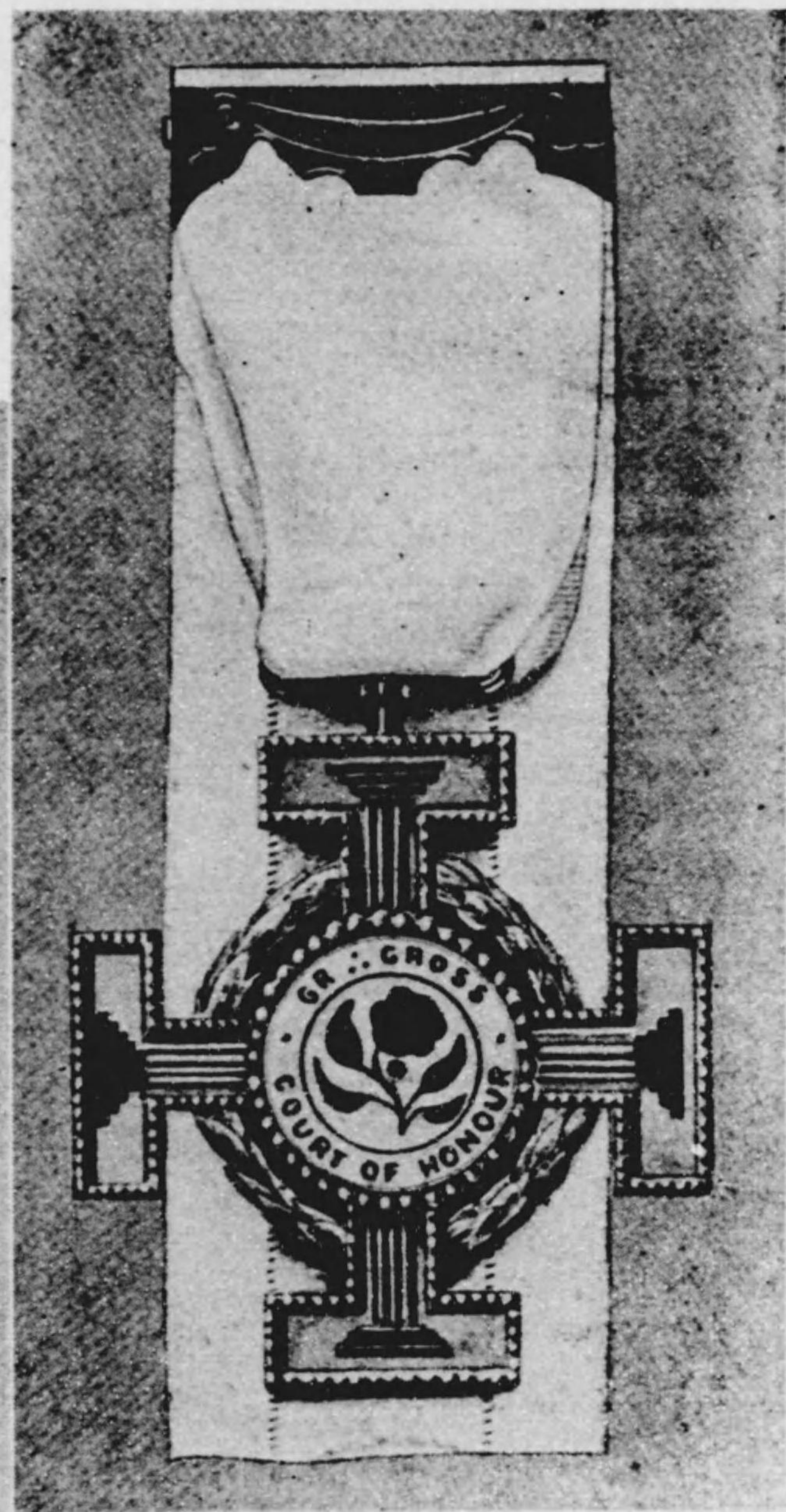
Ribbon: Purple.
 Wreath: Green.

Note: Illustrations are one-half actual size. Jewels to be suspended from bars by ribbons. Jewels and bars may be gold filled or 14 Kt. solid gold. Colored emblems to be enameled.
 By changing titles on the jewels to those of the proper offices, these jewels may also be worn by the officers of the various Bodies.



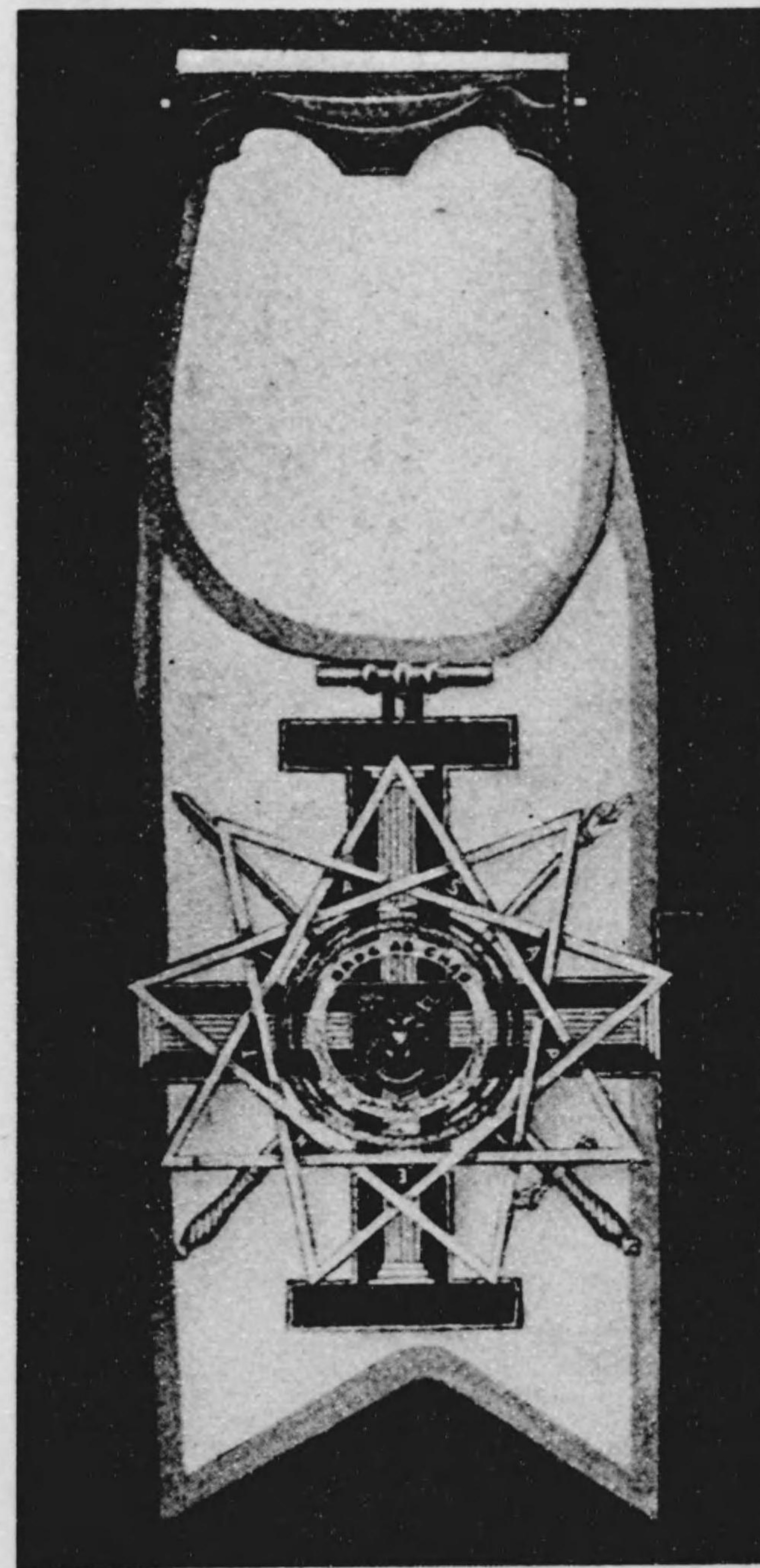
(Actual Size)

Jewel of a Knight Commander



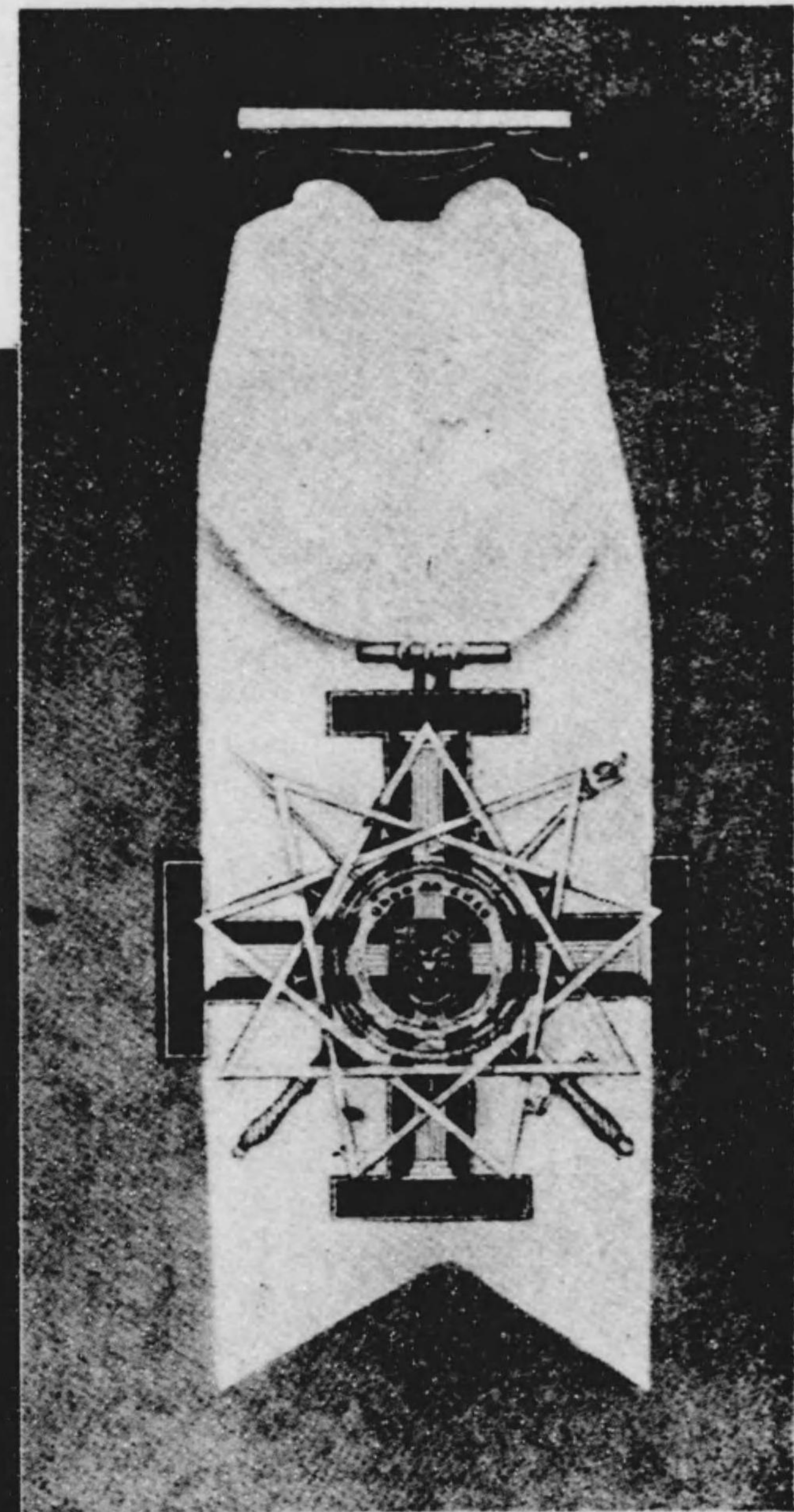
(Actual Size)

Jewel of a Grand Cross



(Actual Size)

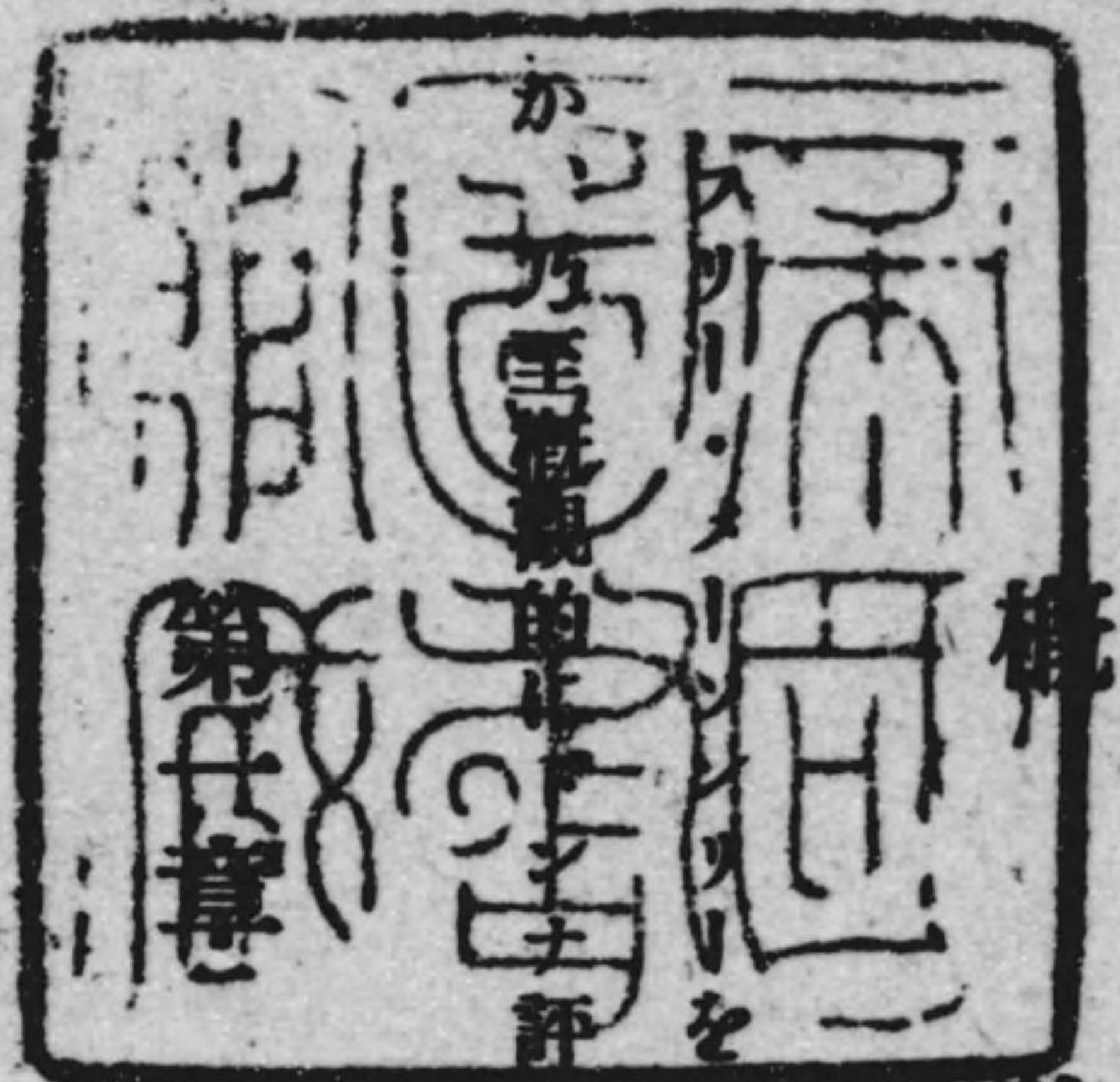
**Grand Decoration
33° Active: Sov. Gr. Insp. Gen.
Third Class**



(Actual Size)

**Grand Decoration
33° Insp. Gen. Hon.
Fourth Class**

第一篇 概論的研究



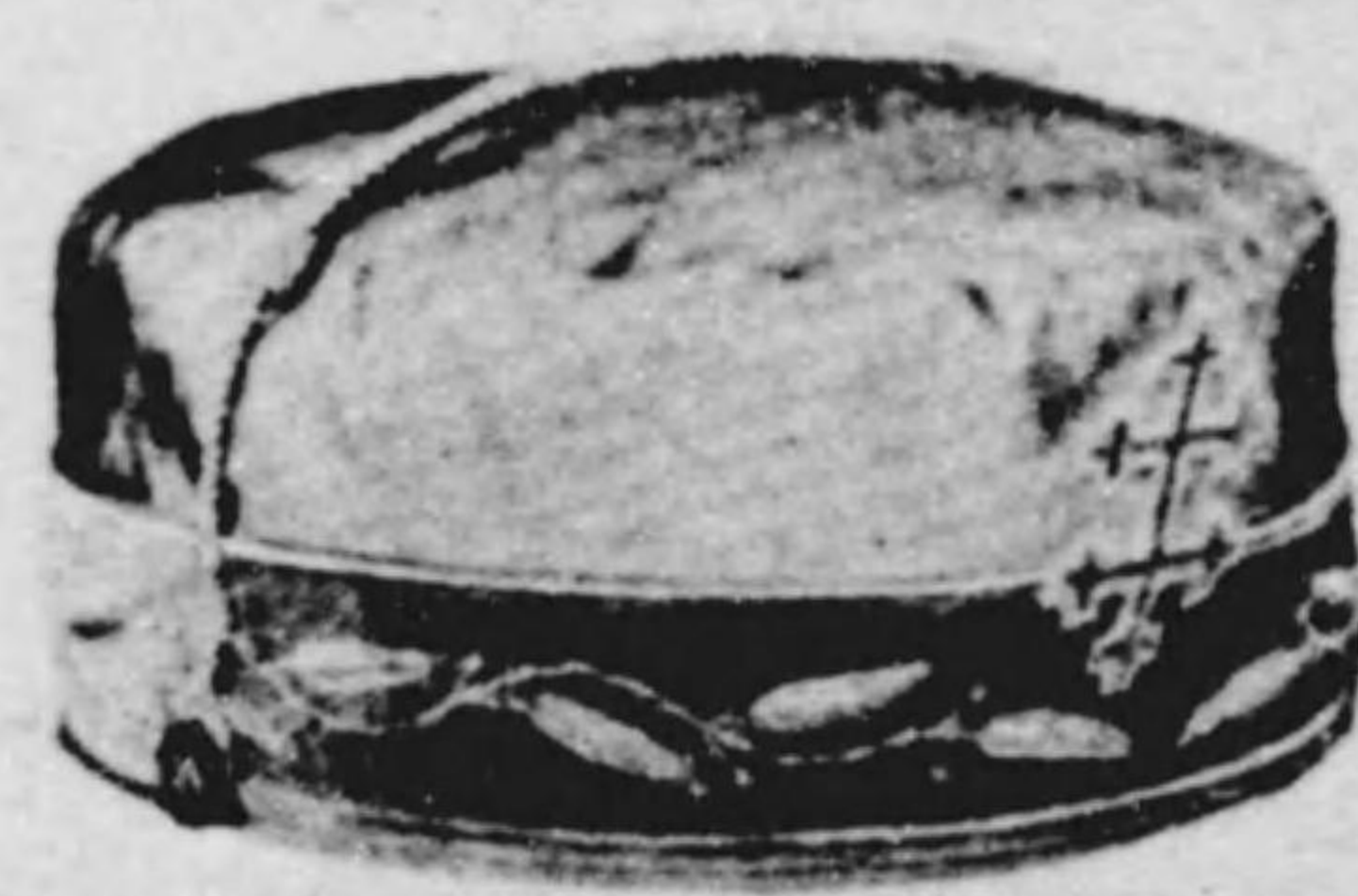
フリー・メイソンリーを考察する前に、先づフリー・メイソンリーは我が日本に於てどう見られたか、その歴史的に知る必要である。

宗教的評論

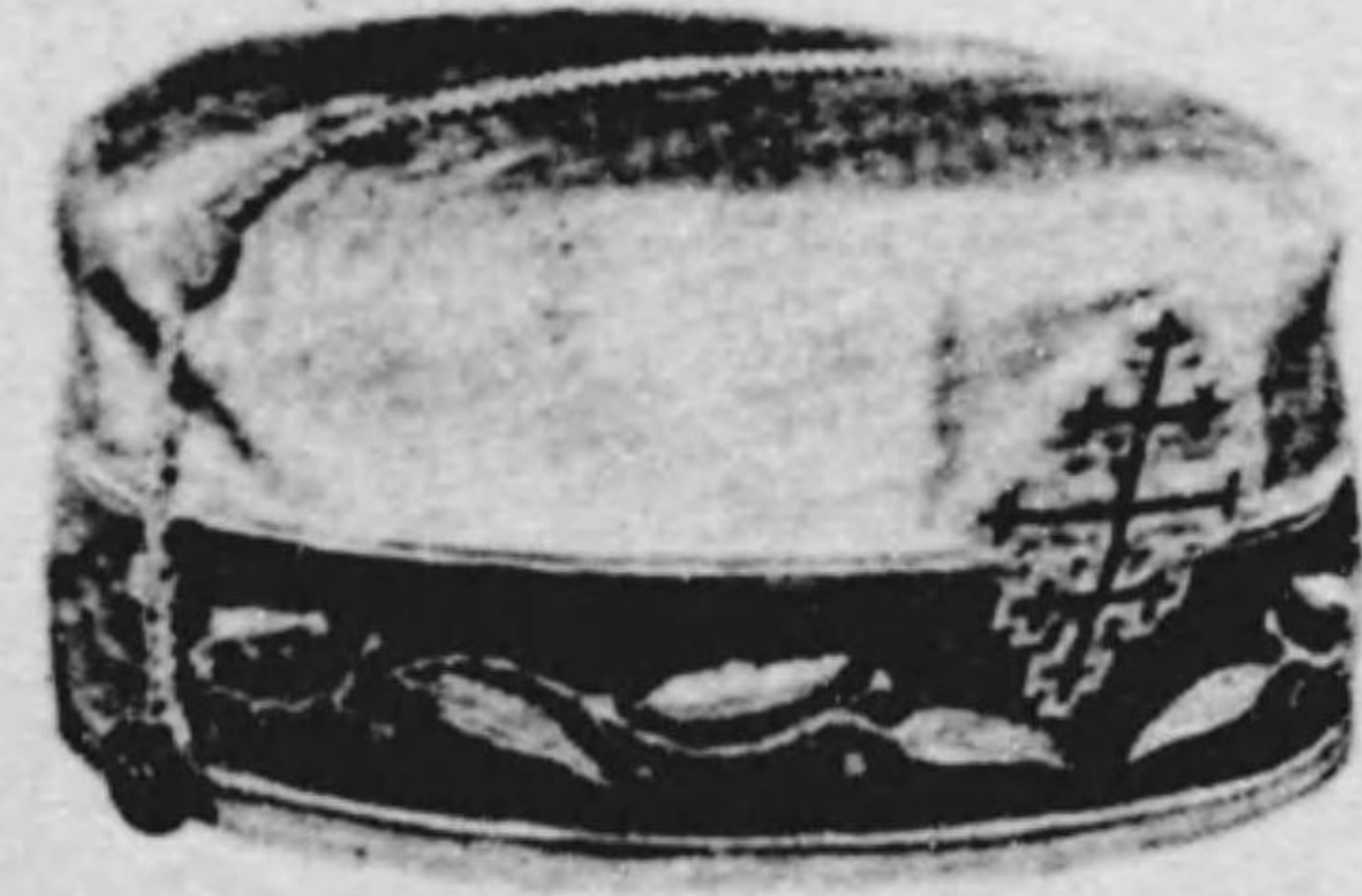
我が國には最初に反感的評論が行はれた。歴史的には、明治三十三年來フリー・メイソンリーはカトリック教敵であるといふ、宗教的反感に始まつてゐる。

十六世紀ルネッサンス時代、歐洲大陸を席捲した文藝復興熱が、多數の新人をあらゆる方面に出し新科學々説が流布され「法王の説く、神の攝理が宇宙森羅萬象を動かし支配してゐる」と云ふ信仰個

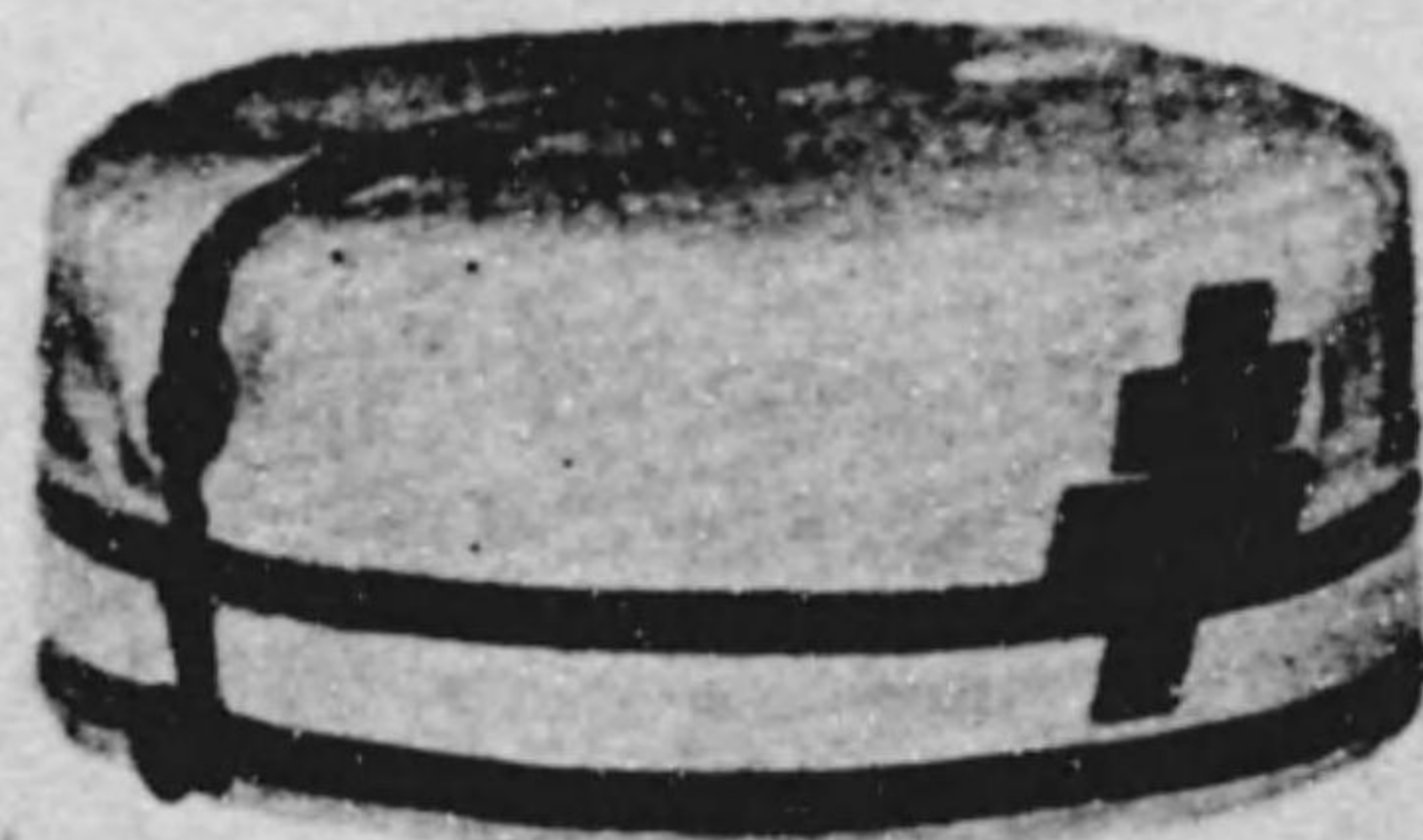
OFFICIAL CAPS
OF THE
SUPREME COUNCIL
ANCIENT AND ACCEPTED SCOTTISH RITE,
SOUTHERN JURISDICTION U. S. A.



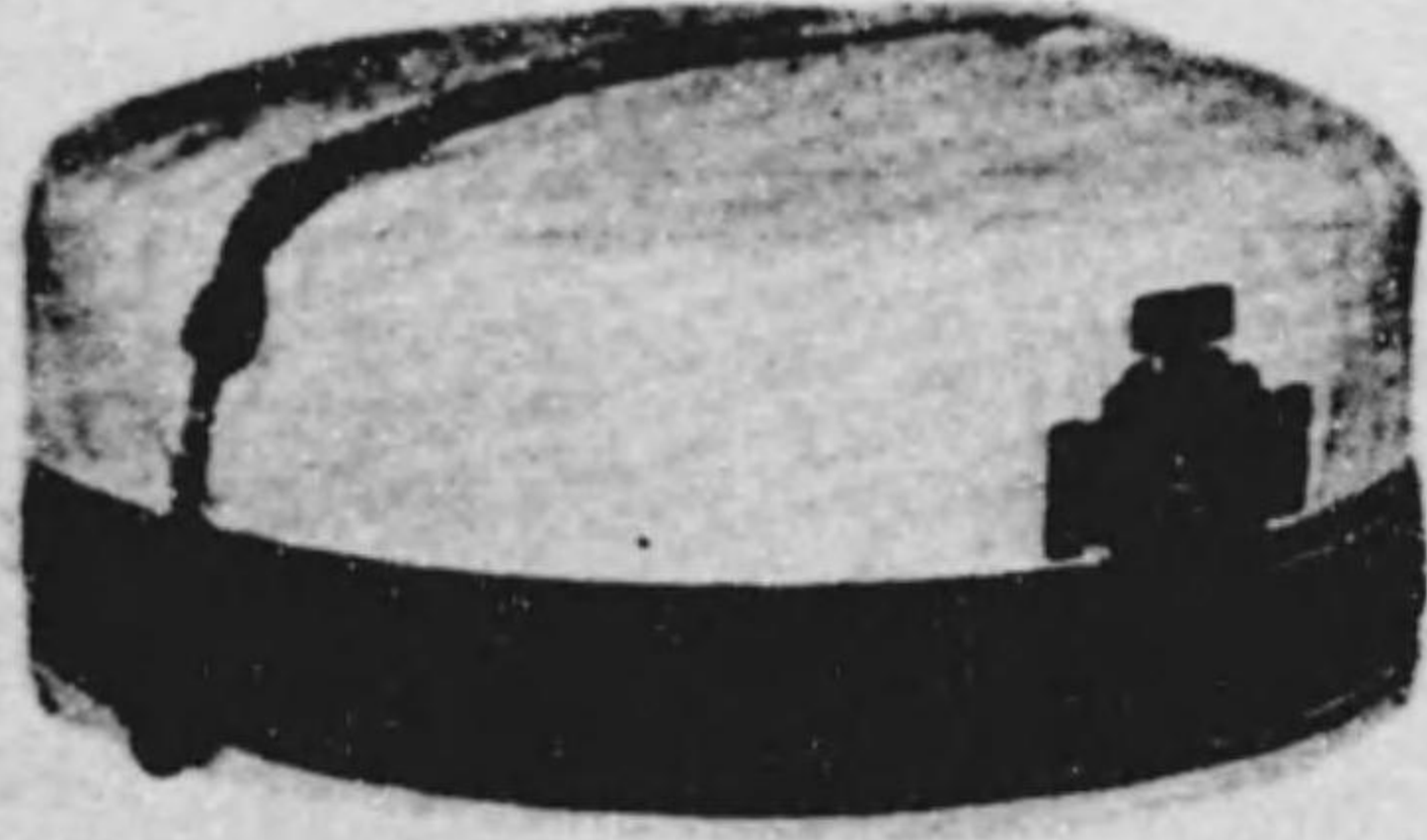
33° Active: Sov. Gr. Insp. Genl.



Sov. Grand Commander



33° Insp. Genl. Hon.



33° Gr. Cross C. of Hon.



32° KtA. Comm. C. of Hon.



32° M. R. S.

條に對し、全く反對思想が世に行はるゝことゝなり、且つガリレオの如く物理學者が出現して「重力のバランス」に依り天體の運行等が證明することに及んで、パテカンの權威が薄弱になるを怖れ、宗教裁判等の非常手段を使用し、此の新人達に異常な壓迫を加ふるに至つた。

この教權に依る暴力が徒らに學者を穴にするとか、乃至暗殺を行ふとか云つた原因から、此のルネッサンス時代以來の學徒新人達は止むを得ず、地下に潛行を餘儀なくさるゝに至つたものである。

當時歐洲大陸の一大潛勢力であつたメーソン結社の集團力をかり、此の秘密結社の保護に依り、パテカン教權と抗爭を續け、漸く今日の科學萬能時代を築き上げたと云ふ歴史から、カトリックと結社とは始終反對の立場に置かるゝに至つたものである。

且つ何處の國のフリー・メーソンリー憲法を見るも、新教徒にあらざる者の入社を絶対に拒絶してゐるため、いよゝ／＼カトリックは反結社立脚の堅牢なる城を築いたのである。

此の二つの對立的關係を了解せずに、日本の有する第一の「結社文獻」の存在が判明するわけには行かない。

フリー・メーソンに「秘密結社」の文字を當て、これを評論した日本第一の文獻は明治三十三年三月、多數カトリックの教書を著述した東京天主教の老學僧、曉星中學校佛英和女學校其の他を作り上げた、佛國リギョール神父の著になる「秘密結社」と云ふ菊判三百頁のもので、此の文獻に依ると明

治三十二年「日本人」と云ふ雜誌が云々とあるから、恐らく三宅雪嶺博士の書いた論文であらうと思はるゝが、同誌上に「日本にも秘密結社創設の必要がある」と偏つたに對し、例のカトリック學僧たるリギョール神父が頑固なるカトリックの傳統的思想から「唯物論的陰謀團」であるからソナナ真似をしてはならない。日本國民はよろしく彼等に對し警戒を怠つてはならないと、初めて世に教ふる處があつた。

明治三十三年三月、日本に初めてフリー・メーソン「秘密結社」の文字が表はれたと同時に「フリー・メーソンは陰謀團である」と云ふパプテスマを授けたのも亦同神父であつた。これが結社文獻の魁を爲した。

當時日本には、既にいくつかの結社が存在して居つたことは全然氣がつかず、同書中には主として歐洲で行はれて居つたフリー・メーソンを對象に「陰謀團である」此の陰謀團が歐洲大陸隨所に存在してゐると云つた程度の警戒を與へて居る。

同書の刊行に依つて、多くの日本の上流社會の空氣中にフリー・メーソンを教敵であり、陰謀團である云ふ同系統の思想評論が一時盛んに行はるゝに至つた。

これは當時の上流社會がカトリック式に教育されたものが多く、自然フリー・メーソン觀がリギョール神父の教の如く宗教的に敵視することになり、乃至反感を持つことになつた。

第二章 政治的評論

次いで我が國には革命家が輸入した政治的評論が行はれた。

有史以來世界に起つた一切の戦争や革命運動や又は宮廷の擾亂や乃至道德的頹廢等は、悉く猶太人の陰謀に其の端を發して居り、實に彼等こそは「世界破壊」を計畫してゐる奇怪極まる民族であると云ふ、所謂「猶太禍」思想を此のフラー・メーションに結びつけて評論するものが多いが、此の評論の入つて來たのは、大正八年皇軍シベリヤ出兵時代を契機としたもので、大正十年には北滿洲方面から「猶太民族研究」資料として「マツソン結社の陰謀」「シオン議定書」と題するワラ判紙五十枚位宛の謄寫刷二種が、日本の關係筋へ後送され、大正十二年にはそれが全國の中學校長協會の名の下に「本研究は中學教育の資料として適當なるものと認む」云々と云ふ裏書附で其の會員に頒布さるゝに至つたものである。

一方此の二種の文獻と關係ありや、又は全然別個のものなりやは其間の消息を詳らかにしないが、大正十年頃宮城縣廳の一少年備が謄寫版を利用し、一パンフレットをプリントして、これに「マツソン結社」と題し知友間に配つたが、これは一時「怪文書」となつて當時社會の一大問題となつたこと

がある。

同文書の説くところは「マツソン結社」は猶太民族の構成した世界制覇の大陰謀團であり、これが今次ロシア帝國を亡ぼした共產革命の素因をつくつた憎むべきものである。

マツソン結社なるものは如上の如く、何處の帝國に取つても危険極まりなき組織である、と論難した革命的宣傳文書のタネとなつたものであるが、一體此の種の文獻の出所を質すと、當時浦潮に設立されたメルクロフ一派の臨時極東政府の宣傳部がフリー・メトソンに猶太禍を無理に結びつけて、革命思想を日本に輸入せんとしたもので、多くは同宣傳部の發刊した露文パンフレットの翻譯が以上三四種類の文獻の祖となつたものであり、横濱には大正十年前後同種の露文出版物が多數發見されたものである。

偕て、此の中の宮城縣廳の印刷物が當時どうして「怪文書」視さるゝに至つたかと云ふに、同一本が當時東大にあつて「郷黨の先輩」として中央論壇に重きを爲して居つた法學博士吉野作造の手に入り、吉野博士がこれを堂々「中央公論」誌上に發表した。このプリントを出した一少年備の安首なんかは問題なく切られたばかりでなく、出版法に問はれ罰金を課せられるといふ、騒動を惹起したものである。

當の吉野博士は其後、大正十二年春、横濱に現はれ、文化協會講演會の招聘に應じ、市公會堂たる

記念會館で約二時間に涉り、「マツソン結社とは何ぞや」といふ講演を行つた。

その講演中現然大建築物を有し、同會館より一町と離れてゐない横濱目抜の山下町に、「メーゾニツク・ホール」と表看板いかめしく掲げられてゐるを知らず、「世間にマツソン結社と稱せらるものは實は自由結社と解釋すべき英語のフリー・メーソンを指してのことであり、決して彼等の云ふが如きそんな陰謀團ではなく、歐米人の修養道場に過ぎないものである。且つ日本初まつて以來、フリー・メーソン等と云ふ團體が誰の手に依つても、この日本に建設されたる例がない。」と論斷し、筆者をして啞然たらしめたものである。

筆者は同郷の誼しみから、宿病を養ふため葉山に閑居してゐた吉野博士に會ひ、所論の無稽極まりなき所以を論じ、法博の論文としては何等出典明證なきを論し、大に「吉野先生」のために取らざる所以を説き、其の蒙を啓いたが爾後フリー・メーソンのフの字も口を箴して論せざるに至つた。

今日に至るも其の當時の反動文獻に由來した思想が禍をなし、其の推斷から出立した評論が日と共に盛んに世に行はれて居るが、いづれも「猶太禍」といふ誤つた概念から一步も踏出してゐない。猶太民族の復興運動、シオニズムの組織、共產革命の先驅と云つた型はまりの言論が現代を横行してゐるのは寧ろ滑稽である。

筆者はカラハン北京大使館に籍を置いて、親しく彼等のマツソン論を聞いたが、カラハン大使の東

洋顧問で當時北京大學の教授をして居つたアレキセイ・イワノフ教授は「あの保守主義一點張のフリー・メーソンが共產主義社會革命の先驅をなしたとか、乃至猶太民族運動の陰謀團的結束であるとか云ふのは、其のいづれも知らない人間の云ふところで全く吾人の關知せざるところである。」と、極論してゐる。これと反對にカラハン大使は至つて順當な人間で物の見方もおとなしく「フリー・メーソンリーは純英帝國主義の生みの母であり、且つ反動革命の畑である」と。

第三章 哲學的評論

結社を道義的存在なりと立證する哲學的結社辯護論

好意を以つてフリー・メーションリーを評論する文献の多くは、コンメンタリー式註釋書類だけであつて、どの方面からこの結社自身の發行する文献を手に入れても、不可思議に本格的評論乃至本質的研究を發表してゐるものはなく、全く門外漢が結社問題の雰圍氣とか、又は思想の變化、乃至思想傾向を捕捉することは結局不可能事に屬する。

要するに十八世紀初頭嚴然たる結社内規に依り、結社自體を評論したり、乃至これの研究を發表する自由を拘束したものであり、この憲法的制裁の權威が保持されて行く間は、到底外部から何等その真相をうかがふわけには行かない。全く文字通りの祕密結社である。

筆者は、北米合衆國南部系スコットランド派幹部會議員であり、且つワシントン國立圖書館長を數十年間勤続した一代の古文學者且つ結社文學者で同結社の最高權威三十三階級保持者たる Albert

Pike 博士が、數年間苦心の結果、同スコットランド派普通結社員の階級である第一階級より第三十二階級までの道程を教へた (Morals and Dogma) 「信仰個條と結社道義」と題する英文一七一九頁の一大文献を、一九二八年夏帝國大學圖書室其他の好意と援助とに依り入手したが、これは結社内部から刊行された結社辯護論中代表的の最大權威と爲すことが出来るものである。

(この著者は一九三二年頃九十何歳の高齢でワシントンで永眠)

この文献に依ると、

「フリー・メーションリーは Symbolicism であると云ふ印象を受ける」

「フリー・メーションリーの哲學觀はこの印象より推論して、次の様な風に云へると思はれる」

「宇宙の森羅萬象は眞理のシムボルに過ぎない。萬物はそれ自身が本體ではなく、凡て Veil であり Veil を取り去る事に依つて初めて (眞理の光) に浴することが出来る」と云つた具合な説き方をしてゐる。

この表現式藝術論である Symbolicism から觀象原則を引張り出して來ると、結局單純なるロゴス論に歸納されて來る。ロゴス論の出所は勿論ギリシャ哲學の影響を受けてゐる基督新教々典新約聖書ヨハネ福音書第一章第一節から出典してゐる「道」が表現の實體である。

「世の初めに道があつた。道は神と共にあつた」このコトバ即ちロゴスが神そのものを表現するも

のであるとすると、これは古事記に記述されてゐる「日本を以て言魂の國」となす思想と同一根源から出立した思想であると考へられる。鹿子木員信博士（後備海軍機關大尉）が昭和九年東日新年號にものした「神ながらの道」を説明するにこのロゴス論に據つて論述されてゐたが、キリスト教ではこのロゴスを人格化したものが基督であると説いて居り、大本教から分離した淺野文學士も最近このロゴスの人格化を説明しやうと文筆を馳驅してゐる。

併て、此のロゴス思想を多分に取り入れてゐる結社では、思想の表現的基點をギリシヤ語の *Logos* と *Nous* との二語に限定してゐる。支那時文では物を云ふ時に道德の道の字を使用して居り、そこから出て來た此の道と云ふ文字にコトバといふルビをふつて、新約聖書のロゴスの翻譯語として當て居る。

此のコトバを表現藝術的に理解して行く、「智慧」乃至「すぐれたる藝術能」が此のゾフキヤであると結社では考へて居る。著者の Pike 博士は此の「ロゴス」と「ゾフキヤ」とを研究材料とする科學 (Science) 又は哲學 (Philosophy) が我がフリー・メーションリーであると結論してゐる。

フリー・メーションリーではあらゆる宗教を表現藝術なりとしてこれを真理の釋明に使用してゐる。一例を擧ぐると拜火教のゾロアスター教徒パーシー族の信仰のシムボルは鏡であり、古事記の序文にある通りの五行の序を正しくすることが信條で、五行中の火を以つて至聖の存在なりと信じ、これ

が「神の一つのわかり易い表現であるとなして、これを説明してゐるが、火は光で、此の光を反射する唯一のものを鏡であるとなして居る。此のロゴスを寫すカカミと云ふ工作が、ゾフキヤであるとなふこととなり、初めて其の真理を把握するに至るものであると説いて居る。

「神の御姿である光をカカミと云ふ巧妙なる藝術の即ちゾフキヤを使用して、Zendo Avesta がゾロアスター宗を創始するに至つたものである」と結社では此の「鏡の工作」に説明を加へて居る。此の筆法で邦語のカガミを對象して見ると、結社のロゴス論が判明して來る。

カガミを日常使用すると、吾人は衣冠を正しくすることが出来る、兩脚の屈折を自由にする關節を邦語ではヒ、カガミと云ふ、心理的現象である省察、即ち Recollection 乃至各種の記憶を意識の水平線上に浮べ、これを反省即ち Reflect する事をカガミミル又はカムガミルと云ふ。

また少しく横道に入るが——カガミなる名詞丈では、よく到達することが出来ぬが、屈折の自由な日本語の動詞を勝手に働かして見ると、Mirror とか Looking Glass にあてはまるべき言葉でなく、此のカガミの出所は屈折、反射作用 Reflection の義から出立したものであることがハッキリして來て、いかなる偶像の存在をも許さなかつた日本古代神道で此の「鏡」を扱つた點から考へると、天照大神の御姿を「現象」するから、乃至 Reflect するからカガミと名づけたものではなからうかと推理して行けるやうな氣がする。

フリー・メーションリーの表徴主義 (Symbolicism) は反つて日本人には解る。人民を支配する事を英語では Rule するとも云ふ、物の寸法を計算する定規を又 Rule と云ふ。勿論これは定規の Rule が先きにあつて、此の物差で常道を計り國民を治める事から、國法を當てはめることから、法治することを Rule すると云ふことになつたのは當然の事である。

東洋君子人を形容して規矩準繩(くじゆんじゆう)と云ふと同意義である。規矩を合はして常規を逸しないと云ふ重點から、結社ではこの Rule を盛んにマークに用ゐ、これに對して Law のシムボルなりコンステラチオン (Constellation 憲法) の表現であるといふ非常な尊崇を表はして居る。

結局結社の説くところに従ふと、(凡百のシムボルを道義的に解釋して行くのが結社の信仰個條である) と爲して居る。此處から如何なる結社の建造物の構成も、幾何學的に人倫、道德、天意を表現する道場であると爲して居る。此の點を普通の文藝に移入したものは英文豪のジョン・ラスキンの名著「人間建築論」ではないかと思はれる。

此の道義的表現を重點に採擇したエンサイクロペヂヤ・ブリタニカ (譯文別項参照) はフリー・メーションリーはサイエンスであり、この道を極むる事に依つて結社各種の鍛練、動行が行はるゝものであり、これに依り完全なる紳士の品性が陶冶され、その結果に依る集團的に共同工作が行はれて行くものであり、これほど傑れた組織は他にないと賞讃してゐる。

併し茲に結社の云ふところのみに傾聽してゐないで、深く考慮されなければならぬ要點がある。このサイエンスが然らば所謂秘密結社として一集團の結束が成し遂げられた場合、其處に形成されたものは何か、具體的に構築された結社を観察する時、茲に別個の問題が提出される。

信仰個條の第一要素は Order が嚴然と保たれて居ることに氣がつく。先づ道義的に「長幼序あり」が Order の出發點で無限に此の種の Order が延長されて行く。長者即ち階級の上のものに對して絶對の服従が要求され訓練されて來て、異常な「敬愛の精神」が長幼の間に生ずるものであり、自然の理として統制が實によく行はれてゐる。この推移から結局つくり上げられて行つたものは何であるか、この群衆心理の結成は何であるか。

この工作が經濟的に「相互扶助」(Co-operative) となり道義的には強い「同胞愛」(Fraternity) を結束してゐる。結局結成されたものは「同胞愛」であり、彼等は彼等の盟友を呼ぶに (Frater) 兄弟と云ふ敬愛稱のみが許されてゐる。

斯くフリー・メーションリ 其物の構成を卒直に表現するならば、たゞ「道義的に結ばれたる同種同胞愛」である。經濟的には「相互扶助」である。集團的工作はどうすれば子孫の (Next Generation) ために義金を残して行けるかが問題となりてゐる。各結社は機會ある毎乃至理由のあり次第、

結社員二世教育費 (Educational Fund)

結社員家族救済費 (Charity Fund)

結社家族仁義費 (Benevolence Fund)

結社員孤兒教育費 (Orphan Fund)

結社員家族醫療費 (Hospital Fund)

を同種族同胞を保持しやうと集めるのが唯一の行事である。何れにしても同胞愛の表現であり、相互扶助事業である。

ただ最も注意を要する點は、その何れもが其の徳を隣にも及ぼすものではないと云ふ非社會的性質を頑冥に持續して居る。

この Fund は「結社内兄弟姉妹だけに及ぼす徳である」のだ。結社の道義的思想から、且つその説くところから、結局この二つのものゝ存在を觀取する迄には餘程の時日を要するわけである。

第二篇 現象的研究

第一章 綜合的研究

日本に於ける結社は英蘭派イギリス及び蘇格蘭派スコットランドの二派である。

西曆一七一七年六月二十四日英帝國各地に散在して居つた英蘭派フリー・メイソンを叫合し、英蘭士總結社を創立、爾後各代の英國皇帝皇族を結社長に、今日既に二百年餘を経過した結社の膨脹には實に著しいものがある。同總結社發行になる一九二五年度年鑑に依ると、正規の手續を経て登録した世界散在の結社總數は四、七七三個に及んでゐる。

世界各國に散在する同派結社の連絡を計り毎年、三、六、九、十二の四回に涉りロンドン市 Great Queen Street W. C. 二番に所在するフリー・メイソンホールと稱する本山に此の總數四、七七三個結社のフラクション代表的連絡員各社宛三名より十名を集めて Quaterly Proceeding なる年中行事的連絡會議を招集してゐる。又毎年四月中の最後の木曜日夜を年次總結社祭典に定め、より以上の結社

代表社員を集め一大夜宴を張るのが定例となつてゐる。

一方スコットランド派總結社でも世界四十三ヶ國に分在する一、三三三個の結社を網羅する總結社はエデンバラのフリー・メーションホールがそれであり、西曆一九二七年發行の年鑑に依ると此の一、三三三個のフラクションより年四回同じく同所に開かれたクオタリープロシードンクス召集を受けた連絡員は總數五千名を超えてゐる。其の中には横濱スター・イン・ザ・イースト結社より二名、神戸の兵庫、大阪結社から三名、京城のハンヤン結社から三名、以上八名の人物を日本に於けるスコットランド派結社連絡員として二月三日、五月五日、八月四日、十一月三日の四回（一九二七年二月翌年一月迄のプロシードンクス記録参照）此の連絡會議に出席せしめてゐる。英、蘇兩派結社數の相違の生ずる所以は、此の蘇派四十三ヶ國中には北米合衆國と加奈陀大陸が抜けてゐるから總數に於ては劣つてゐるが、北米大陸が此のスコットランド派本山、エデンバラの總結社より分離して各獨立の南北兩本山、南はチャールストンに北はボストンに所有してゐる關係から、統計的には少いが蘇格蘭土派の實質から云ふと英蘭派よりはるかに多い位である。

綜合的に此の年次四、五回に渉る連絡會議が實際に兩本山に於て行はれてゐることを觀る時、この現象を捕捉しただけでもこのフリー・メーションの結束が如何に強固なものであるか、且つこの結果に依り Fraternity が永久に持續されて行くものであるか、同時に Economical Co-operation が實施されて

ゐるかがハッキリ印象せらるゝ所以である。結局兩本山とも年五回の世界定例連絡會議に依り、各名目の會費の國際的徵集乃至献金に依り本山には著しき金額が貯蓄されて、これがフリー・メーションの Fraternity の永續のため二世の福祉の爲めに使用せられつゝあるかゞ一層ハッキリして來るではないか。

この本山のフリー・メーション方式金錢の使ひ方の一例を挙げると、英蘭土總結社史記録（會計報告）一九二三年九月五日記録的にロンドン市外で開催せられた英蘭土派定例會議（リバプール市）が日本大震災被害に結社員邸宅救済資金として英貨二千ギニヤ（二千一百ポンド）を本山金庫より支出の件を議決し、且つ一九二四年十二月二十三日、ロンドン本山より總結社長名儀により義金臨時募集を行ひ、一萬二千四百十五ポンドを集め得て、これを同派日本總結社長ユーナイト氏の手に爲替として來てゐる。

又スコットランド派でも同じ事を繰りかへし、日本金約十萬圓餘の金を百人足らずの結社員避難者に分配してゐる。

結局兩本山からの義金に剩餘金を見たので横濱市山手町三番に堂々たるテンブルを新築したものである。此の非常時日本に對し彼等の取つた處置乃至「行爲」は、云ふ迄もなく結社自體の原理に従つて、ただ英蘭土人の血液、蘇格蘭土人の血肉防護であるばかりであつたのだ。

本山登録番號六四〇・スタット・イン・ザ・イースト・ロッヂ

(横濱所在)

同 四九八・ロッヂ・兵庫・エンド大阪

(大阪同)

同 一〇四八・ハン・ヤン・ロッヂ

(京城同)

尙ほこの蘇格蘭土派の別派として米國南區系結社がある。

以上八個の正系結社が日本に現存してゐるものであり、結社は總本山の憲章に従つて年十二回の月次定例集會を催し年一回の祭典を執行、世界至るところの結社と等しく實に嚴肅に其の規を遵奉してゐるのは驚くべき現象である。

ただ代表的に最も歴史に富む英蘭土派の「ヨコハマ・ロッヂ」を例にとつて少しく説明しよう。

英國人が其の足跡を我が横濱の砂上に印するや其處には既に結社の創立が初められたものである。所謂居留地に駐屯した英國陸軍第二十聯隊中にイングラントやスコットランドと其の種を異にしてゐるアイムランド派の陸軍結社 (Military Lodge) である Plymouth Lodge が建設せられ、各國駐在外交團中の人々がこれに客員 (Visitors) として参加し、其の儀例になじんで居つたが、愛蘭土派は様式を異にしたる別派の故を以つて、故國愛と同胞愛とに燃えて居つた英蘭土蘇格蘭派の人々は、正式結社建設の要望をロンドン又はグラスゴウの總結社に宛て、申し込んだものである。

今を去る七十七年前、西曆一八六四年に至り香港に阿片戦争以前より、英國人の血液の固りとして

早く建設されてゐた極東所在最古の結社の紹介に依り、ロンドン本山に對して日本新設の結社創立の請願文を送らるゝに至つたものである。

一八六五年九月二十七日第一回集會がスコットランド派西印度諸島前總結社長カートライト氏司式同社新設豫行式が決行されたが、同年十一月十五日に至りロンドン總結社登録番號一〇九二號ヨコハマ・ロッヂなる結社設立認可狀がはるゝ横濱に到着するに至つた。翌一八六六年六月十六日同結社建造物を正式に結社殿堂とする献堂式が営まれたもので、當時創立結社員名簿に登録したものは十三名だけであつた。

この僅かに十三名の結社員が日本メーソンリーのバイオニヤとなり、爾後七十七年間の努力に依つて八つのフラクションズを持つ今日の如き大なる勢力を有する結社の隆盛を來す祖とはなつたものである。

英國人でさへあれば世界至るところ、足跡の印する處、必ず先づこの「フリー・メーソン」を創設する、而して必ず本山たるグラント・ロッヂの統制を仰ぎ、必ずフラクションたらしめるものであり、そこから完全なる本元の總結社との連絡が行はれる。

茲にこの連絡に注視を向けたわけは大なる意義があるからである。總結社が各國にいくら遠距離の地にありとしてもこのフラクション運動たる地方的、國別的、領土的に分散してゐる一小結社に對し

ても、非常な重要な關心を持ち、あらゆる熱意を以つてこのフラクシヨンの擴張強化を望んでゐるから、次の歴史的事項に依つて、自然と確認することが出来よう。

わが明治維新後、英皇帝からコンノート殿下（前後二回）プリンス・オブ・ウェールズ皇儲殿下、グロスター公等數回に涉り、日本皇室へ向け敬意を表する爲め御來朝になつたが其の都度、必ず總結社長（御來朝になつた英皇族結社長として御在任中）の御親署になる允許狀 Charter を御自身で御携行になり御親授遊ばされたものであり、これが何れも Charter の名目の許に其の記念日を今日に至るも祝賀する行事が執行されてゐる。この一事に徴してもこの連絡の重大なる所以が悟らるゝものである。

斯くの如く結社行爲を総合的に乃至歸納的に觀察して行つても唯一の重大使命たる本部とフラクシヨンの連絡から推論して行つて、よしや結社に異を稱ふる愛蘭士が自治獨立を政治的に要望しようとして、加奈陀が英帝國より離反しかけて居つても、乃至は濠洲が分離を計つたにしても、この英蘭士人の血液、スコットランド人の血統が、この異常に不可思議極まる存在と視られてゐる結社殿堂に合流されて永遠に強い結束が固定されて潜在帝國（Invisible Empire）として宗教、政權、律法等あらゆる束縛から自由に潜行式集團的勢力として存続確保されて行くことだけは、確實にこの結社の手に依つて行はれてゐると云ふハッキリした認識に到達するものである。

一 第一次歐洲大戰時局に際しても乃至今次の歐洲大戰時局に際しても彼等の本山からはドコまでもフリー・メーションリーを存続して行くように例令頭の上から爆彈が降つて來てもこれを中止してはならぬ。英帝國主義存続の精神的修養であり生命であるから最後まで存続せよとの使令が世界の隅々へまで飛んでゐるのである。

E.

The Royal Masonic Institution for Boys

(Incorporated by Royal Charter)

BUSHEY, HERTS.



Grand Patron:
HIS MAJESTY THE KING,
Past Grand Master.

President:
H.R.H. The Duke of Connaught, K.G.,
M.W. Grand Master.

*From Hon.
R. Power P. & W.
O. T. ... Lodge 1163*

DEAR SIR AND BROTHER,

I have great pleasure in directing your attention to the **140th ANNIVERSARY FESTIVAL OF THE ROYAL MASONIC INSTITUTION FOR BOYS**, which is to be held on **WEDNESDAY, 26th JUNE, 1938**, under the distinguished Presidency of

The Right Hon.
The Earl of SHAFTESBURY, K.P., P.C., G.C.V.O.,
R.W. Provincial Grand Master for Dorset.

Having consented to accept the office of Steward, I am desirous of collecting as large a sum as possible upon this important occasion in support of the School which is doing such good work for the sons of deceased and distressed Freemasons.

1,230 Boys between the ages of 6 and 18 years are now receiving the benefit of a sound and liberal education and maintenance, of whom 112 are retained beyond the ordinary age for higher education, and the number to receive this great advantage will be gradually increased. 90 ex-pupils are being assisted with grants for their advancement in life, making a total of 1,320 receiving benefit. 4,155 have been admitted without a contest, thus relieving them and their friends from much anxiety and expense. 187 Boys admitted in 1936, and 141 in 1937 to date.

Special attention is called to the New Junior School where an additional 400 Boys are now being maintained, clothed and educated, making 800 boys in residence in the Bushey Schools.

With the two Schools now in full working order, a much larger annual expenditure is necessarily being incurred, and the Board of Management earnestly appeals for the generous support of the Craft to meet this greatly increased liability.

The Institution is mainly dependent upon Voluntary Subscriptions to meet the yearly and ever-increasing demands upon it, and, impressed with the importance of the good work it is doing, with earnestness and confidence I ask for your generous support.

The expenditure for 1936 was nearly £100,000. The assured income is about £16,000, so that about £84,000 is annually required to be raised by voluntary contributions.

Yours sincerely and fraternally,

John G. ...

Representing Lodge *O. T. ... Lodge 1163*

[P.T.O.]

C.H. 200-0-1

第三篇 推

論

第一章 フリー・メーソンリーの Culture

さて筆者がこの結社の歴史を繕き、結社のイデオロギイを研究した印象として、形成されたるものは、この「結社行動」の秘密主義であるとか、結社の結束が要素を爲してゐるとか云つたもの以上に、厳密に検討されなければならぬものがあることに氣づくのである。

印度及び南洋が英國版圖に屬する以前、ビルマ、スマトラ、南支那（香港）其他東亞に於ける國家が英國人の帝國主義に侵略せらるゝ以前、隨所にこのフリー・メーソンが創設されて居つたと云ふ歴史的现象に衝突する。

ポルトガル領マカオ（中華民國廣東省突端に現存してゐる）で入手した資料に依りこゝに一例を擧ぐると、ビルマは徳川三代將軍家光時代アワの國と號する王國であつた。其の時既に首都アマラ、ハラに英國の特派使節（Ambassador）として英皇室の命を受け陸軍大尉 Title と云ふ傑出したる武官

が派遣せられ、^{アハクニ}同國皇室に英皇帝よりの好誼を傳へると共に好遇せられアアの國に入りこみ、國內を勝手に跋渉して、實に我國參謀本部發行になる地圖と等しき詳細を極めたる全領土の地圖を引き、且つ The First Ambassador to Aya と題する報告書を作成、これを以て英朝廷に復命したが、當時英蘭士フリー・メーション總結社長の任にあつた皇儲プリンス・オブ・ウエールズ殿下が資金を Captain Mule に下賜して大部の著書として天下に發表した。Captain Mule のアアの國公式訪問が結局英國政界にキツカケを與へたものであることは歴然たるものがあるが、同大尉の入國以前、既にアアの國に潜行して居つた結社同胞四名のもの、内應に依つてこの作業(?)が完成されたものである。アアの王國も結社員の絶え間なき何百、何十年間に渉る穴を掘り、石垣を崩すと言ふ潜行工作に依り、結局英國の帝國主義の颱風の犠牲となり終つたものである。

「一人よく國を興し、一人よく國を崩すものなり」とは結社同胞一人々々を指して云つたものではないかとさへ考へさせらるゝものがある。

「東洋被征服國民」から彼等を觀察するならば、彼等は白蟻であり、彼等の工作は全く白蟻式であると氣がつく。日本の維新以來八十歳になる迄居留して居つた知名の工部卿出仕、英國建築技師ストーン博士は横濱ロッヂの重鎮として何十年間結社に對する奉仕的事業に献身的努力をなし、結社元老(日本のみならず母國にても)として郷國に貴ばれた人士であるが、彼ストーン博士の如きは果して

日本帝國の堤に蟻穴の一つ二つはあけた疑ひはなかつたらうか。

彼等の魔手はビルマの如き日本の如き木造建築物の多いところへ白蟻となつて喰らひつき、これを破滅にまで導くと云ふ刻々努力を惜しまぬ堅實な英帝國主義者である。筆者は敢て彼等の帝國主義的潜行的結束を怖るゝ者ではない。たゞ彼等が幾度も思想革命にあつても取り去らるゝことのない不屈の結社の修養 Free Masonry Culture に學ぶところあるを希ふものである。

この Culture 彼等の帝國主義的永續性は凡て道德的健康體から由來するものであり、彼等のメーソン式 Culture が「品性の陶冶」となり、この精神的健康體の存在に永續性いよく強からしむるものである。

至つて淺薄な觀察かもわからないが、このフリー・メーションリーの Culture の如き、強固な民族的自覺を持たぬ同胞は、朝鮮が日本と合併したにしても乃至日滿經濟プロックが堅實に形成されたにしても、日本そのものは決して擴大され、強化されて行かない様な杞憂がある。爾來我が同胞は實に短日月間に大陸的に同化され易い弱い習性を持つてゐる様に思はれてならない。

同胞の植民地に於けるモータリタイは半島にある間半島的なつて行く様ではなからうか。滿洲にある時は山東移民式になつて行く傾向はないであらうか。茲に極く卑近な例を挙げると半島人の妻となつた日本女性の行衛はさまつて不明となり、民國人、馬來人の妻となつた日本女性の行方も殆んど

不明となつてゐる事が多い。

これと反對にフリー・メーションの存する限り、英國人は依然として英國人の誇りを失はざらんことに努めることを認識せざるを得ない。この點フリー・メーションに學ぶべきところがあると思はれる。これに依つて見てもフリー・メーションの持つ民族性の自覺の強さがわかるであらう。

第二章 結社の變態的發達

大正七年頃神奈川縣警察部長を勤められた大塚惟精氏が、其後官命に依り歐米視察をして歸朝せられた時、筆者が親しく承けたまはつた所によると……（元來大塚氏が在勤中横濱に「フリー・メーションの存在」することに對し異常の興味を持たれて部下を篤勵、大いに研究を志された人であるといつて居つたものであるから）……

この談話の中心は「ワシントンで親しく見て來たクローツヂ大統領司宰による結社大祭典」と云ふ印象で

「君、メーションと云ふ奴は凄いなものだよ、アメリカの戦艦を動かす、陸軍を招集し、ミシシヤに非常動員令を下し、陸、海、民間の飛行機に至るまで勝手に動かす力がある。實に素晴らしい結社のデモを見物して來たよ」と大分興奮して居られた様だ。

凡てのものが米國に移ると、必ずアメリカが要望する如く常にアメリカナイズされて仕舞ふものであるが、このフリー・メーションもアメリカナイズされて、英國流特質たる「元素」が失はれ遂には社會化され、地平線上より頭をもたげ、祭典化され、極く軽く *Shiriner* 乃至 *Templer* 所謂講社形式を備

ふるに至つてソレ誰れでも来い、娘でも妻君でも入れてやると云つた、社交機關されて結局地上工作が演せられ華々しい年中行事の一つとなつたものである。(第七篇「フリー・メーションリーの目的と理想」参照) 祭典だけが耳目を引き立てる「現象」となり、大統領の努力に依つてこのデモンストレーションが一年一回必ず社会的に行はるゝ事となつたものを、これが「結社の真相」なりと直観されての話であつた。

これは筆者をして云はしむれば、假令それが結社の名に依つて行はれたものであつても非なるものである事がハッキリして居り、ただ變態的發達を遂げてこの祭典騒ぎに至つたものと云ふより仕方がない。強ち *Striae* 化したものがアメリカの結社であるのみ云ひ切ることが出来ず、社會組織の變化、時代の影響に依り各種の變態的發達を遂げ結社より出でて非なるものが多數あるのである。以下の方面にこの結社が出頭して行つたか、地平線上に首をもたげて、いざ社會にその容を表はしたが、これを觀て行きたいと思ふ。このフリー・メーションリーが本質的に禁制されて居つた社會化が行はれた時、どんなものになつたか、新しい問題である。

米國のク・クラツクス・クラン (K・K・K 結社)

北米合衆國の社會に異常なるセンセイションを起したものの一つに K・K・K がある。この K・K・K の體系を論ずると、凡てメーションリーの憲法に準じ、その結束を計つたものであり、永年地下に潜在

して居つたフリー・メーションがその *Culture* を失つて突如、地下より首をもたげた點に、この團體の發生が見られる。このために K・K・K の憲法的機構を見るとフリー・メーション其の物である。それで此の *Organization* の貫通した生命は、唯一の *Tranquity* に依つてのみ生せられた結束であり、團體であることがわかる。この種の社會運動がこの時代に世界的に行はるゝ素因がこのフリー・メーションに胚胎してゐる事を四十二年前に日本カトリックの元老リギョール神父がその著「秘密結社」に歴然と預言してゐる。ただ *Organization* が結社式だから K・K・K がフリー・メーションより發達したものであると結論して仕舞つても仕方がない、又イデオロギイが獨りよがりの排他的であるから、結社から傳統したものであるとか云つても議論が成立しない。乃至 K・K・K の行動は結社が社會化したものであると端的に云ひ切つて仕舞ふても餘りにドクマテックの表現であるから K・K・K について少しく茲に説明しよう。

K・K・K はプロテスタント・ナショナルリズムの極端なる表はれであり、實際は殆んど熱病に憑かれた變態的現象と見るより仕方がない。だが、それがフリー・メーションより以上のものであるとか云つた觀察は立たない。彼等の取つた業績を見る時、移民、ネグロ種族、カトリック教徒其他の外來人に對し早くより醸して居つた「反感」が俄然風雲を起して、發生された一種の「リバイバル」(精神的復興)の具體化されたものであると考へられる。

この種K・K・K式社會現象、即ちリバイバルの特徴を傳へたものを數へ來ると、一八六六年シモンズ大佐の所謂K・K・K結社をテネッシー州プラスキー(Pulaski)町に組織する以前に、アメリカの新開地に向け獨逸、愛蘭士、兩民族が移動して來た時、これに對して英蘭士、蘇格蘭士の血を受けたプロテスタント・バイオニヤの子孫を以て任ずる者が、新アメリカ式反感を燃やしてKnow Nothing結社を組織、一八八〇年代に既に非常な慘酷なる壓迫をこの外來人に加へたことは歴史的に著明な事實であり、從來この外來人に加へた亂暴狼籍な所業をK・K・K式行爲であつたと批評してゐる。

又後日の所謂K・K・K式暴動は、このKnow Nothing結社の社會運動と同一系統の分子が策動して多數參加してゐるものと云はれてゐる。この種の第二期とも云ふべき一八八四年にラテン・スラブ民族が大舉全米へ大移動を行つた當時、又これに反感を待つた人々が、アンテ・カトリック・アメリカン・プロテクター・アッソシエーション(A.P.A.)結社を組織して、八ッ當りに當り一時北米合衆國に非常時現象を發生せしめたもので、結局、さう云つた鬱積した反カトリック思想が結晶してK・K結社を爲したものである。

第一期のKnow Nothingの細目も第二期のA.P.A.の黨是も、外國から侵入して來た異種族への反感、カトリック的思想への挑戦が中心であつたことは一點疑ふべからざるものがある。ただ北米合衆國國情の然らしむるところ、時代の推移に依つてセミタック人種排斥、今日の所謂猶太民族排斥に

重點を置くことになつた。このイデオロギイの中心點が伊太利のファッショ、獨逸のナチスの初期結社運動と一脈相通する思想であることを記憶して置きたいものである。

さてこのK・K・K結社の動機と云つたものは以上述べた通り、合衆國建國の中心民族である英國系プロテスタントによつて、何時も反對側に置かれてゐるカトリックにこの新入異族の多數が相依つて居り、相扶けて一大勢力を國際的に形成する集團が合衆國を動かすこととなるべき氣配があるのを、早くも見取つた先住民族が、これを双葉の中に苅り取らうとして正面衝突を爲すに至つたものである。

そればかりでなく當面の問題として「カトリック」を背景に置き、地方自治に勢力を張り出した多數の異分子が、或は選舉界に、或は實業界に乃至は學界にいよく頭をもたげて來る情勢があるに鑑み、吾人ビュリタンも結束を新らしくなさざるべからずと爲し、この結束の團體的勢力を確保せんとするに對して、組織を新らしく作るには非常に困難であり、反つて排他的大集團を爲してゐる在來のフリー・メイソンの結束を利用する方が捷徑であると考へて、これを利用し、これと連絡を取りこれに武器を與へ、モットーを塗りかへて、ギャング式組織と爲し、全合衆國を網羅するまでに立至つたと云ふ程の一大勢力を形成したものであつた。このアンテ・カトリック的アンテ・セミタック社會運動が頭をもたげて以來早や五十年を経過し、時恰かも世界大戰に参加したと云ふ絶大の洗禮を受け「白色アメリカ種優勢」を永久に民族の稱號として永久に保持するためには單なる民主主義では脆

弱であり、またデモクラシーと異人種排斥とは自家撞着も甚しいものがあり、どうしてもフリー・メーションリーの Mother イデオロギーたる英國人在來の帝國主義的立脚地より建直ほさなければならぬと決心したシモンズ大佐が自ら首領となり、所謂 Invincible Empire 乃至地下王國等と云ふものを形成して、遂に凡ゆる米國所在のフリー・メーションを自分の配下につけようと試み、且つその勢力を藉りて、居住してある安住の異人種に一大恐怖を與ふるに至つたものである。

其の構成から云つても純然たる合衆國フリー・メーションスでその制服 (Gown) を着たまゝお祭り以外に着込んで街頭に進出したものであると筆者は觀察する。

勿論 K・K の行動を觀察する時決してフリー・メーションリー其物ではない。ただその綱要から云つても、その構成から考へても乃至既成結社との連絡から、且つこの力を充分發してある點から論じても、自分の運動擴張に結社の存在を使用した點等から、又結社の構成分子が多量に K・K の構成分子になつたと云ふ犯罪史上から察しても、客觀的に K・K はフリー・メーションリーの變態的表現であると結論しても決してドクマティックな見方ではない。

フリー・メーションリーはこの母體に於て、正確に二百年間も地下に潛行してある運動であるとする時、それが時代的刺戟を受けて、水平線上に真相を浮び上らせたとすれば、よしやその舞臺がアメリカでなかつたにしても、K・K 式現象を呈し來る事は容易に推理さるゝ點である。自分はこんな推

理から遂にフリー・メーションはファツシヨ運動の母體を爲したものであり、醸造工場であると云ふ點にまで到達したい。

加奈陀結社のファツシヨ化

米國その他の變態結社が反動革命的行動を取り出した、と云ふ至つて單純な概念を強いて描出する時、こんなつまらないイムージョンをも描き出すこととなる。早くから現代猶太民族の先覺者が預言してゐる様に、一朝英老大帝國の機構に解體作用が起つたと想像し、これが民主的革命であつたとする時、必ずやこのフリー・メーションリーの大結束が社會性を發生、火山爆發の勢を以つてファツシヨ化し來ることは、燎原の火を見るよりも明らかなるものがある。

茲に火山の爆發を論じたが、既にその狼火が地方的ではあるが加奈陀に初まつた。

加奈陀には K・K 運動がなかつたが、この數年來原因がわからない集團的勢力が、全國的連絡ある行動をとり初め、古い都會の中心を爲してゐる。即ち人心の歸趨は此處にありとなし、天主教公堂に放火、燒盡の憂き目を見た寺院はいくつかわからないと云ふ程其の被害は甚大なものである。この放火の手は決して英蘭土國教會の堂宇には及んでゐないのである。先づ放火團の意圖は、カトリックをやつつけるだけが目的なのだ。

この事件發生以來 (昭和八年) この難を免れて日本東北地方に移住して來た加奈陀カトリック・ド

ミニカン派男女の僧侶が急に百人を以つて數へる事が出来る。そればかりではなく、バンクーバーより横濱に入港する加奈陀汽船で毎船必ずその數を増すべく來邦する。

俄かに起るラテン文化と、カトリック式インターナショナルイズム、果して邦家に取り歓迎すべきものであらうか——筆者は當時からずつと彼等の消長を見守つてゐる。

寺院、尼院、修道院を焼き出されたドミニカン派や其他の天主教宣教團は其の費用を使ふのに使ふ場所を失ひつゝあるのに鑑み、その餘剰金を東亞、わけても日本と支那とに使ひ出したものである。合衆國の手より日本に支出する新教徒の資本は年々減額一點張りの不景氣一本調子で、日本全土に涉り縮少々々、且つ延いては宣教師の失業に及び甚しい有様であるに反し、ドミニカン派其他の宣教團（加奈陀の）だけは今日まで佛國の *Mission Etrangere de Pairs* の手から教區をドシ／＼買収し且つ東北至るところに土地を買収し、僧院尼院を新設するに忙しいものがある。この投資の移動の原因が奈邊にあるかを結社研究から出立して考へる時、筆者が推論して來たあらゆるファツショ運動が、結社母體から異常の變態的發達を遂げたものであると云ふ論旨に非常に強い證言を與ふるものである。

加奈陀の「帝國主義的精神」の歸趨は決して英皇帝陛下に忠節を盡すのではなくして「此のフリー・メーションリー」のイデオロギーである *Fraternity* 一つのものではなからうか。

この大放火事件の真相は全然發表されず、犯人も適確に擧らず、蓋し司法行政と云はず要路の大官

は、悉くフリー・メーションの幹部級であるといふ事實から、此の犯罪檢舉に所謂成績が擧らぬと云ふことは、推測の結果、塵然たるものがあらう。

加奈陀大衆を動かしてゐる精神は從來通りフランス、其他のラテン國から移住した先住民族的宗教のカトリックであるとする、自然英蘭土人、蘇格蘭土人に敵視されるのは當然であり、この外國人の血液に對し、否カトリックに對し、早くも結社が結社の姿その儘で K・K・K 式行動に移り初めたと云ふことは大なる素因となり、同國の構成が變化するものではなからうかと云ふ杞憂に到達するものである。

この加奈陀と云ふ中間的存在に依り、甲、乙、丙の三つのものが、結社の變態的發達を遂げたものであり、且つ延いてはフリー・メーションリーが水平線上に現出する時、必ずファツショ運動となると云ふ推論に到達し得る可能性を見出すのである。勿論加奈陀國の現象を主眼として論じてゐるから述べなかつたが——思想體系から考へてもカトリックの生命は、インターナショナルイズムであり、新教のフリー・メーションリーはナショナルイズムの權化である、と云つた要點から論じても無論この對立闘争が當然なるべきを承知すべきであらう。

E.

The Royal Masonic Institution for Boys

(Incorporated by Royal Charter)

100th ANNIVERSARY FESTIVAL to be held on Wednesday, 8th June, 1938.

DEAR SIR AND BROTHER,

I shall be pleased to qualify as Steward on, or contribute to, your List as under:—

NAME.	ADDRESS.	STEWARDSHIP (£10 10s. 0d.) Plus Fee	DONATION.

I enclose cheque (or P.O.O.) for the amount above, and remain,
Yours faithfully and fraternally,

Name

Date Masonic Rank

To Bro.....

Steward, Representing Lodge No.....

STEWARDSHIPS.

The qualifications of a Steward are the payment of the Steward's Fee (usually £2 2s. 0d. if dining or £1 1s. 0d. non-dining) and a donation of not less than £10 10s. 0d., when the following advantages are gained:

1. The Badge of the Festival.
2. One additional vote for life, or 2 votes if a second or subsequent Stewardship is served.
3. The qualification for the Charity Jewel of Grand Lodge so far as this Institution is concerned.

Ladies; and Lewises—being Minors—may qualify as Stewards on payment of a donation of £5 5s. 0d. and Steward's Fee (usually £1 5s. 0d. if dining or £1 1s. 0d. non-dining).

VOTING QUALIFICATIONS, Etc., for BRETHREN and other GENTLEMEN.

CONTRIBUTIONS.	QUALIFICATIONS.	VOTES ACQUIRED.	WHEN ISSUED.
½ Guinea ...	Subscriber ...	1	At next following Election.
1 Guinea ...	Subscriber ...	2	At each Election for the Year.
5 Guineas ...	*Life Subscriber ...	1	At each Election for Life.
	*Life Governor ...	2	
† 10 Guineas ...	If presented with Stewardship ...	3	At each Election for Life.
	If a second Stewardship ...	4	
† 50 Guineas ...	*Vice-President ...	10	At each Election for Life.
† 100 Guineas ...	*Vice-Patron ...	50	
† 200 Guineas ...	*Patron ...	80	

* Please Note.—Contributions of Five Guineas and upwards made in the names of LADIES or SONS OF FREEMASONS (MINORS), who are called 'Lewises', would acquire DOUBLE the above votes where marked.

† These qualifications can be made in separate payments of not less than Five Guineas each, and after the qualification of Vice-President is completed, two votes are allowed for each subsequent payment of Five Guineas.

[P.T.O.]

第四篇

「フリー・メーソンリー」

とは何か

第一章 その字義的解説

一 大英百科辞典解説

新加入者に對して讀み聞かせるための訓示(Charge)に依れば、「フリー・メーソンリー」は、「古い尊敬すべき結社である。即ち遡及すべからざる萬年代より存続するが故に古き事疑なく、又其の自然の傾向により之が教に従ふ者の徳望を高むるに資するが故に尊しと認めねばならぬ……世々厚き信を博し來り、世々皇帝或は自ら技術の奨勵者となり、或は節を以て慢に換へ敢えて尊嚴を傷けずとなし、或は我が秘法を保護し又我等の會合に加はつた。」と宣べられて居る。結社は多年の間、國、人種、階級、又は信仰を問ふ事なく經營されて來た。

歴史——結社の精密な起源は未だ明瞭でない、而も初期の記録が失はれてゐるからして之が確められる見込は無い。が、其の古き事及尊むべき事に關する主張を裏書する多くの證據がある。然しなから、其の多事なりし過去に關しては、實際の記録に基づいた多くの著述も存するが、然し單に研究者を娛ませ又は之を拒む以上に用をなさぬものは一層多く、爲に此の團體には信すべき歴史なしと信する者鮮からぬに至つた。結社の歴史に關して不利な意見が概して十八世紀初期を通して行はれたのは、蓋し止むを得ぬ處であつた。然し幸にして十九世紀の半以來全く從來とは異つた主義が起つて「メイソン」史の事實を同僚に知らしめ、同時に一般研究者の研究に値せしめんと努め來つた結社員等に活氣を與へた。

「メイソン」史の講師たらんとする研究者は「密紐」の一員たるを要すとする在來の思想が打破されたのである。過去五百年若しくは其以上の間に蒐集された此の結社に關する諸史料は、今や文學及批評の専門家（此の團體に反對せると味方せるとの別なく）に依り、最も嚴密に検討吟味され得る事になつたのであるが、之等専門家は中世紀を通じて英國の大寺院其他の大建築を仕上げた人々の直系の子孫として、當然此の結社の大時代と存続とに關する主張を肯定して了つたのは是非もない。

「フリー・メイソンリー」に關する古い著述に言及し之等を現時の定説に對比する時は直に上述の非難が議論の餘地なき事を知り得る。

本問題に關する主要著述は、一七二三年、「ロンドン」で出版された最初の「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」の『憲法第一版』（I Book of Constitution）であつて、其歴史に關する部分は、「ジエムス、アンダーソン」師の筆になる緒論である。

「アンダーソン」博士は「グランド・マスター・モーゼ」は曠野に在る時、屢々「イスラエル」人を組織して一の正規一般「ロッヂ」を成した。（註、若し歴史が古代の作り話でないとすれば、「フリー・メイソン」は「バベル」の塔から來たものだ。「フデラス式」の詩フリー・メイソン（ロンドン一七二三年）

「ソロモン」王は「エルサレム」所在「ロッヂ」の「グランド・マスター」であつた。「ネブカドネザル」は「グランド・マスター」になつた。等々と眞面目に記してゐる外、同様に不條理な記述の爲に多くの頁を費してゐる。が、グランド・ロッヂの重要な近代の沿革（一七一六—一七七年）をば、簡單且つ曖昧な數言を以て掩ふてゐる。

一七三八年に第二版が出版されたが、英國皇太子（「一」ロッヂ」の長にして「マスター・メイソン」に獻ずと題され、同じ結社員の筆になり（歴史の部分は）、加筆されたとも言ふべき所も大體初版同様で一層笑ふべき又誇張的なものである。

例へば、「サイルス」は、「ジエルバベル」の「縣」グランド・マスター」を「ジュグー」に組織し

たと言ひ、又、「チャールズ・マルテル」は「フランス」の「ライト・ウラーシツテフル・グランド・マスター」で、「エドワード」第一世は戦争の爲頗る多忙なりし爲め引續き數代の「グランド・マスター」に組合の監督を委ねた」等と並べ立てゝゐる。

斯かるだらしない記述も差し當り顧られずに済むかも知れぬ。然し不幸にして之あるが爲に「アン・ダースン」博士の歴史記述法に對する反對は絶ゆる間がないのである。

聖「アルバン」に關する引用（儘に「コールズ」代の古代憲法一七二八年—二九年よりせるもの）には、同聖者に對し今一つ「グランド・マスター」なる稱號授けられたりとなし、又「エセルスタン」王及エドウィン公に關する「Old Masonic charges」よりの拔萃（第一版所載）中には、一層多くの根據なき現代に條項を含み一七二三年に「グランド・ロッヂ」の信用ある歴史家にして、一七二三年の「ジューニア・グランド・ワーズン」たりし人の手に成れるの故を以て本書を信頼し得べしとなす人々を甚しく誤つてゐる。之等の例は、「アン・ダースン」氏の主要「グランド・ロッヂ」の起源に關する論述に對する時、其確實性に對する吾等の信用を増す所以でない。

然し乍ら、氏はこの重要な出來事に關する吾等の唯一の先生であり、若し之に關する氏の説を否定するとせば、一人の先生も全然無くなつて了ふのである。

純然たる眞實第一の立場から「フリー・メイソンリー」初期の歴史を考ふるには、此の語が過去及

現在に於いて、如何なる意義を持つかを必要な前提として決定し、且つ、過去に對する遡及の程度と調査の方針とを定むるをよしとする。問題に關する上述の見界にして誤りなくば、從來兄弟等が利用し模倣し來り、「フリー・エンド・アクセプテッド・メイソンズ」の現結社の祖先とは何としても受取れぬ如き上代結社の法習考究の爲めに相當の努力を費し調査を煩雜にするは無用であらう。之等は先人と云ふよりも恐らく原型であつて、「フリー・メイソン」の近親でも又は祖先でもない。

ジー・エフ・フォート（合衆國）著

「フリー・メイソンリー」の初期史及時代性並に中興者」及「リーダー・スコット」（故「バックスター」夫人著「大寺院建築者—マゼストリ・コマシニ」は、此の點に關し少しく異つた見界を取り、その議論を巧に述べてゐる。

「シー・キングスレー」師は「ローマン・エンド・チユートン」の中に「コマシニ」に就いて「恐らく「フリー・メイソン」の大結社の原細胞である」と言つてゐる。

世界の「マザー・グランド・ロッヂ」は英國の其であるが、一七一七年「セント・ジョン・バプチスト」の日に、一層古い四個又は夫以上の「ロッヂ」により、首都に創設されたもので、之等の中三個の「ロッヂ」は、今尙榮えてゐる。當時「ロンドン」及地方に此の外尙「ロッヂ」が在つたけれども之等が會合に招かれたか否かは今日知られて居らぬ。恐らく招かれなかつたらう、と云ふのは此の時

代の現存記録が之に就いて「スフィンクス」の如く黙してゐるからである。同様「スコットランド」にも多数の「ロッヂ」が開かれて居り、又「アイルランド」に於ても、結社は廣く保護されてゐたに相違ない。

「グレート・ブリテン」や、愛蘭で當時「フリー・メーションリー」として知られた諸儀式は何んなものだつたか知らぬが、之等は大体同じ様なものであり、且つ幾百年來傳はる所の神聖な「Charter」即「メーション」憲法なるものは、彼等の「メーション」遺産の地券として大切に守られて居つたのである。

斯うして多くの點で凡ての従前の機關と全く異つた講員統轄機關を開設し、其の權威を容認する事を拒む凡ての「ロッヂ」を規則違反なりと斷じた事は誠に以つて大膽な遣り口であつた。然し創始者等の創意と大膽さとは之を成功に導いたものゝ如く、久しからずして「ブレグランド・ロッヂ」期大多数の「ロッヂ」は之に加盟して「グランド・マスター」の發する「憲法」を承認するに至つた。加之「アイルランド」も亦忽ち之に従ふた。即一七二五年には既にこの國の「グランド・ロッヂ」が存在して居り、其は恐らくは「イングランド」各區のものが未だ一つも公認せられぬ頃に開かれた「ロッヂ」によつて、もつと古くから形成されてゐたに相違ないのである。

「スコットランド」では、一七三六年頃迄變革が起らず、多くの「ロッヂ」は當時に在つてすら斯

の種機關から超然として居つた。實に當時活動して居つた事の知られてゐる凡そ百個の「ロッヂ」の中、僅に三十三個が之に應じて加盟を容認し、以後に至つて數個が加入したに過ぎなかつた。一部は其でも十九世紀末に至る迄も分離して居り、中には何うしても加入せずじつたものもある。

之等「ロッヂ」の多くは十七世紀中に新に開かれたものではないが、當時の記録を持つてゐる。殊に一例を挙げれば、最古の「ロッヂ」(「エヂムバラ・ロッヂ」第一號)は一五九九年以降の詳細な記録を有する。

是非記憶して置かねばならぬ事は、全世界の凡ての正規「ロッヂ」及「グランド・ロッヂ」は、直接又は間接、上述三統轄機關の何れかから生まれたと云ふ事である。

即「アイルランド」及「スコットランド」は「イングランド」の「メーション」の母體の例に倣つて特有の「グランド・ロッヂ」を作つたのである。後の二者が、多少實際の「メーション」憲法即 Charge が三者共通な爲に手引される以外縁もゆかりもないに拘らず、何うして秘密結社としての「フリー・メーション」と相識るに至つたかは明らかにされてゐない。然し、各「ロッヂ」統轄の爲に設立せられた「グランド・ロッヂ」としての信用は「イングランド」に屬する。

現在用ひられる語義による「フリー・メーションリー」なるものは以上推論せる處以外のものではない。と云ふのは、驚くべき宣言かも知れぬが充分確證ある事である。換言すれば兩半球に存する各「ロ

ツヂ」及「グランド・ロッヂ」は、正規「グランド・ロッヂ」の管轄にかゝる所謂「三つの階級」授與の爲めには、其起源と権限とを「イングランド」迄遡つて説くのである。其の故に前述英國の父母等の直裔たる近世「フリー・メイトンソリー」の歴史は、第一に先づ往時の「フリー・メイトンソリー」より三つの「グランド・ロッヂ」に至る系統を確定する要がある。

蓋し、五百年若くは其以上に亘る斯の連続は時代と正規性とに不可缺の條件であるのである。

十八世紀より遡つて十六世紀に至る迄は、英國に於いて「ロッヂ」の集會が行はれた事——一部は實際的 (Operative) の、一部は理論的 (Speculative) の「ロッヂ」——而して之等「ロッヂ」の立役者及共通の世襲財産が「古訓示」(Old Charges)であつた事は現存記録が之を立證して居り、又此の實際の手記が滅失せる爲め、事實をたづね難い場合は、之等の同じ「メイトンソリー」憲法によつて「フリー・メイトンソリー」若しくは「メイトンソリー」のかうした結合が何等他の「メイトンソリー」團體の援助も奨励も認可もなくして一層古くより活動せる事が立證されてゐる。

従つて十四世紀及以降に關する之等現存の文書(其數約七十、多くは巻物である)と十六世紀以降一七一七年最高「グランド・ロッヂ」設立に至る迄の、前記現存の「ロッヂ」の記録とは結社の連續を證明してゐる。實に此の主張は頗る廣く認められ來り、通俗の意味では「フリー・メイトンソリー」なる語は今や此の特殊なる請負にのみ適用され「メイトンソリー」なる語は其の職業、若しくは建立者として名

譽職を奉ずる者にも用ひられるに至つた。

此の長い期間を通じて、他の團體には、宗教、哲學、神祕其の他如何なる種類のものもを問はず、大なり、小なり、講員の慣習を左右したもの、一つも存した證據がない……左右したかも知れぬけれども。

之に反して今日知られた限りでは各「ロッヂ」は終始殆んど同じ性質であり、實際に「オペラチーヴ」(一時「メイトンソリー」若しくは「フリー・メイトンソリー」としての職業の獨占權を實質上享有した)及一部は「スベキユラチーヴ」即ち貴族紳士及他の職業の人々にして名譽講員と認められたものから成つてゐた。

其處で現代の「フリー・メイトンソリー」が、實際團體より一部理論團體への發展なりし所謂「一七一七年の復興」に作られた制度の唯一の繼承者であり、且「メイトンソリー」の記録が存在し、及之に依つて知り得る限りの往時よりして上述の期間を通じ秘密裡に「ロッヂ」に於て活動したに相違なしと假定すれば「フリー・メイトンソリー」の歴史は「ロッヂ」一生の傳統慣習及法に就き、會員及非會員の等しく検討し認證せる現實の文書に基づいて、能ふ限り詳述するに努めねばならぬ。

従來は古代神祕教、エツシオン教、ローマ教の使徒「カルデー」(スコットランド)及「アイムランド」に於ける傳道師の一階級)ハーチ教、フェーム・ゲリヒテ(獨逸の秘密結社の一種)特に「シ

「タインメツツマン」社、「フランス」の同業結社 (Craft Guilds) 及同職共済結社 (Companionage) 等の講員に對し及ぼせる影響を多少詳細に論ずるを常とした。が、「フリー・メイソン」の特殊且つ獨立せる性質より見て其に全く必要がない様である。

而して、之に費す暇を以て結社の活動、特に際どい一七一〇—二〇年代の活動に關する新史料のものと徹底的な探究に努め、以て結局單に彼の「ガスバートモンジ」が適切に謂ふ所の「記述的幾何學若くは「メイソン」象徴主義の術と學」に過ぎぬかも知れぬ、中世「メイソン」在來の祕密に關する新史實を發見する方が優るであらう。

「メイソン」の諸規則は、古き諺し (Old Charges) として知れたものに體現されてゐる。之が知られたる最古の寫本は「Regius Ms」(British Museum Bible. Reg. 17A.i) であるが、以後の寫本の如く専ら「メイソンリー」のみを記したものでない。「デヴィッド・キヤスレー」は「キングス・ライブラリー」中の「エム・エス・エス」の目錄を作る際不幸にも此の小さな貴重冊子を道詩と稱した。此の誤記の爲本冊子の眞の性質は一八三九年迄認められなかつた。而して其の後一八四〇年に至つて、一「ノンメイソン」(「ハリウエル・フィリップス」の手で複寫され、一八四四年に至つて進んだ書籍として刊行された。其の原本は一三九〇年頃のもの) と「キヤスレー」其の他の「オーソリチー」に依つて判定されてゐる。

此の書によつて知れた結社の不思議な物語りは、第一に古代の失業者の數と「彼等をして生計を立てしむる爲めに」仕事を見出すの必要とを取扱つてゐる。

「イウクワッド」に相談したところ「善き「メイソンリー」の正しき結社」を作る事を勸告された。其で此の結社の元始は「エジプトの國に」設けられる。急激な變轉により、然し乍ら「長年の後」結社は睿王「アデルストロムス」(エゼルスタン)の時代に「イングランド」に入つて來た」と言ふのである。

而して同王は「メイソン」の集會を召集し、其の際結社統轄の爲めに十五の條項と及其他多くの事項が決議せられて居り、之等は各適當に記されてゐる。各講員は次の如く教へられた。

「深く神を愛せ、聖なる教會を

「マスター」を常に——

智慧を得んが爲めに。」

「第三は嚴に之を守れ。

徒弟にはよく之を教へ、

「マスター」に問ふて、同僚と

共に固く之を守れ。

室の祕事を人に語るな、

「ロツヂ」に於いて何を爲すとも、

見る事聞く事何にもまれ

何處にありても人に語るな。」

諸規則は概して、職業規定に関する外、十誡を引き延ばした如き観があり、無数の義務の忠實な履行に對する刺戟として、其の末尾に「四つの寶冠の技術」(Ars quatuor coronatarum) 物語りが出てゐる。

又、或る巻には「メイソン」の起源に関する一層長い話が載つて居り、其の中には「ノア」の洪水や「バビロン」の塔、又「イウクリッド」の偉大なる技能が説いてある。

「天に在す「クリスト」の高き恵により

七つの學を拓いた」

「ユウクリッド」の偉大な技倆が記されてゐる。

七つの學は適當に名づけられ説明されてゐる。編者は僅に僧侶であつたらしく、第六百二十九行目には「而して、汝が我に福音を説く時」とあり、之によつて「メイソン」に多くの宗教的訓誡の存する

理を知り得る。最後の百行は明に「アーベニタチヌ」(Cott. Ms. Caligula A II, Fol. 27) 及「教區僧侶に對する教訓」(Cott. Ms. Claudius A II, Fol. 88)の如く小兒でも又成人すらも、禮儀ある社會の習慣や教會又社交上の長上の面前に於ける正しい舉止を心得ぬ者に必要な教訓に基づいたものである。四つの冠物語の記述は「フィンデル」氏著「フリー・メイソンリー」史中でも (Allgemeine Geschichte der Freimaurerei 1862, English Editions 1866-69) 英國の「フリー・メイソンリー」が獨逸より傳はつた事を證する爲に行はれてゐるが何等の辨證も加へて無い。しかも此の古譚は英國では王立「メイソン」創立より數百年以前、又其の大陸に於ける「メイソン」古譚との結合以前に見られるのである。

次の「メイソン」は「マシユークツク」が一八六一年に其の文書の立派な複本を出版したに由つて「ツツク」(Ad. Ms. 23198, British Museum) の名で知られ、其の起源は古文書學の諸權威により十五世紀の初期と考へられてゐる。

此の小冊子の中には、一八五九年に大英博物館の爲めに購はれた二個の舊論し (Old Charges) 譯がある。編者は恐らく「メイソン」講員で之等「メイソン」憲法の數個の寫本に通じて居ると思はしく此の二者を引用し之に評論を加へて居る。彼は「ボリクロニコンの「メイソン」寫本からして、大洪水の當時學問の記述を史上著名な二個の石に彫みつけて保存した事を引用し、以て一般に此の結社

の傳統と講員を統轄せる諸規則とを知らしめる。「エジプト」を通じて「イングランド」への輸入（「エジプト」では「イスラエル」の子供等は「メイソンリー」結社について學んだ）又、「無上の地」（エルサレム）及「ソロモン」の宮（彼は「父の「ダビデ」の命に依り」之を建てた）の事が記されてゐる。次いで「フランス」に於ける「メイソンリー」が面白く記述されて居る。而して聖「アルバン」と「エセルステーン」及其の末息』（後の *Mss.* の「エドウィン」）とは後に選ばれた媒介となつた事恰も他の論し（*Charges*）に在つては舊譯全書の諸部分が初心者にして此の文書朗讀を聞く者に對し、本來自由なりと宣言された之等の學に關する正確な觀念を與へる爲めに引用されると異ならぬ。此の世の人の奉ずる凡ての結社の中で「メイソンリー」は最上の人物を有する事、「吾等」「メイソン」の先人にして之等の論し（*Charges*）を書かしたものに依つて確證され又「吾が論し（*Charges*）の中に記され教へられた」如くである。

極く最近迄此の特殊な譯の代表若くは遺物は一つも發見されなかつた、が一八九〇年に一六八七年のもの（爾後講員「ウィリアム、ロットトン」として知れて居る）が發見された。發見された約七十卷の之等古券物の中大部分が一八六〇年以降公表された。之等は往々妙な相違も存する事を見るが凡て共通點多く、何處で用ひられたかに論なく「イングランド」で出來たものであり、其の大多數に見る如く完全なるものは、十六世紀代のものと爾後の世紀のものとは別なく、冒頭に掲げられた次の如

き祈願が目立つて居る。

「天に在す父の力と

耀やく陽の智慧と

三位即一神なる

聖靈の恵により

吾等……………」

之等は主として十七世紀のものであり殆んど凡て「イングランド」に在る。詳細は「ヒューガン」著 *Old Charges of the British Freemasons* (1872, 1895 4 suppl. 1906) に見出される。

主要な巻物は他の數卷と共に「フアシミル」に於て肉筆四賣巻物語り六卷中に轉載されて居り、「ヨークシャー」で蒐集したものは、(西「ヨークシャー」翻刻本) 又は(古代「ヨーク」の「メイソン」巻物集)の何れかに別々に出版されて居る。數卷は他の著述中に轉寫して發行されたものである。

之等の巻物は結社の傳統及習慣並に結社統轄を目的とする諸規定に關する可なりによい研究資料である所から、此の特殊な規則が行はれざるに至つて後迄、長い間徒弟等に對して之を讀み聞かせる事に定められて居り、各「ロッヂ」は此の目的の爲めに一卷若しくは數卷を持つて居たらしい。

昔の「アバーデーン・ロッヂ」は一六七〇年に「新徒弟の入る毎にもれなく論しを讀み聞かすべし」

と命令して居り、又「オンウイック」では一七〇一年に

「メイソン」が新徒弟を取る時は一年以内に必ず之に論しを與へねばならぬ」

と定め、又「スウォールウロル」(今の「グーツヘッド」第四號)では「徒弟に對しては入門の際又は以後三十日以内に論しを與ふべし」と要求してゐる。従つて記録には結社が「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」に合流してより殆んど二十年後の一七五四年迄も斯の種事項が記入してある。

「メイソン」の基督教的な性質は「汝等神と聖なる教會とに對し誠實なれ」との第一の論しに依つて強調されて居る。

「ヨーク」の第六「メイソン」は講員に對し「集會及會議毎に心から凡ての「クリスチャン」の爲に祈る事」を要め、「メルローズ」第二「メイソン」(一六七四)は「商人及凡ての男子基督教徒」なる語を用ひて居り、而して「アバーデーン・メイソン」(一六七〇)は祈願を「集會前の祈り」と言つてゐる。

「グランド・ロッヂ」期迄は「フリー・メイソンリー」は斯く全然基督教的であつた。

一六九三年發行の York Ms. no. 4 に出てる道歌は珍らしい誤りがある——

「長老中の一人「本」を持ち、

「メイソン」に入門すべき男若しくは女は、

其の上到手を加へて論しを受く」

此の特殊な文句は一八七一年「ヒューガン」が之を引用したが疑問視されてゐた。然し「フインデ」は有名な「メイソン」研究家「エー・エフ・エー・ウッドフォード」師の導きに依つて「ヨーク」を誘ひ之を確認した。

此の誤は恐らく轉寫者の責任で、持ち合はせたのが古い巻物であつた爲め、往々「The」と書いてある「They」を「The」と判讀したか、又は往々「ラテン」で書いてある此の部分を「ille vell ille」とあるのに「ille vell ille」と讀んだ結果であらう。

十七世紀中葉又は其以後に出來た規則集の中には「メイソニック・カムパニー・オブ・ロンドン」類似の組織に相應はしい様な新條項が挿入されてゐるものもあるが、此の「カムパニー」と云ふのは一六六五年及一六七六年の發見にあり、少くとも一部の Old Charges を藏してゐたとせられて居り、同様 The Book of Constitution of the Acceptor Masons と稱するものを藏した事を一七二二年發見されたものである。「エヂムバラ・リヴィウ」誌(一八三九年四月)上に「サー・フランス・バルゲレーヴ」卿が「爾後幾何も」存在せなかつた(「羊皮紙に書いた書物」と言つてゐる以外には此の貴重な文書は長年間世に現はれた事がなかつた。

暗號その他の祕密が此の主として實際的なりし時代を通じて、講員間に保存され用ひられた事は之

等古い「メーソン」結社を慎重に参照する事によつて判せられる。

「ダムフリー・ス・キルウイニング・ロッヂ」(「スコットランド」第五三)の羊皮紙に書かれた憲法中には「何人と雖も入門を許される時に」爲す誓ひの一本がある。(二六九六年十一月二十三日發行)

「今我等が汝に読みかせる此の諭しと「フリー・メーソン」に屬する凡て他の祕密と祕密と

及び會議又は「ロッヂ」又は他「ロッヂ」又は講員、又は同僚の勸告を誠意且つ忠實に守るべし」

「次いで誓ひを立て聖書に接吻したる後」(バイブル)戒律を読み上げる。其の冒頭は

「神と聖なる教會とに對し誠實に、

教會内にあつて充分の事解を以て如何なる誤り、實派、分派、又は異説をも

是認せず支持せざるべし」

(ジエームス・スミス著第五十三號の歴史)

Histor of No. 53

「グランド・ロッヂ MS. No. 2」は「汝、學の曖昧不明なる部分を祕密にし、之を研究し及使用する者以外に洩すべからず」と規定してゐる。

「フリー・メーソン」第二「メーソン」は尙一層明細にして居り、「フリー・メーソン」の命令及憲法と

Haveland W. O. G. (大英博物館)

"The Free Masons Orders and Constitutions"

名づけられて居り、「チエンセイア」に於ける「ロッヂ」の一員なりし「ランドルホーム」(Academy

of Armony 1688 著者)の手記中に在る。一六五〇年頃書かれた此の手記中の「メーソン」憲法に次

"Constitutions"

いで次の如き義務を記した一紙片がある。――

「此處に「フリー・メーソン」の言葉と暗號と數個あり、

今汝に之を明かす、恐ろしき裁きの日に逢ふとも

神に誓つて他人に之を明す勿れ

唯「フリー・メーソン」結社の「マスター」と講員とは除く

神よ我を助け給へ……云々」

(「メーソン・マガジン」一八八二年「ダヴリユー・エーチ・ライラング」筆)

「イングランド」に在る大古刹の設計者即建築技師が誰であつたかは未だ定説がない。教會の高僧との説に傾むいてゐるが、恐らく當然別格を以て遇せられてゐた「マスター・メーソン」ではないらしいと云ふ事になつてゐる。

初期の頃には「アーキテクト」なる稱號は見當らない、唯「インジネーター」と言ふ語が其に當るらしいが之も疑はしいものである。

此の興味ある疑問及一般建築の問題に關しては「マスター・エンド・フリー・メーソンス」(ジエームス・ダラウエー著「イングランド」に於ける建築術に關する論說一八三三年)及中世記に於ける英國諸建築の監督者に關する手記(ワイアット・パプウオース著一八八七年)を参照する要がある。兩著

者とも非「メイソン」であつた。前者は云ふ「之等大建築の創建者たる名譽は、唯一の歴史家が僧侶なりしために殆んど一様に之が「バトロン」たりし僧侶に與へられて、「マスター・メイソン」即専門建築家の技倆と設計は無視されてゐる……恐らく彼等は「マスター・メイソン」等の如く幾何學に熟達して居なかつた。其の故は數學は僧侶の學問の中で極めて僅な部分を成して居たに過ぎぬ」と。

“Journal of Proceedings 211. B. A 第四卷（一八八七年）誌で練達な一批評家（ダヴリユーエーチホワイト）は「バプウオース」は此の貴重な史實集著述に於て當時の職業的偶像を一掃するに努め其の代りに唯「マスター・メイソン」のみを揚げたと斷じてゐる。橋を架ける爲に廣く諸方を旅行した架橋匠の講中や「フリー・メイソン」の移動團體は存在せなかつたものと彼は信じて居り「ワイクハム」の「ウキリアム」も亦専門學校の設計者ではなかつたと見てゐる。「バプウオース」の言を非なりと斷ずる事は、其が確な事實に立脚してゐる故に、不可能な様に思はれる。

又「クリマーニー」の僧院若しくは同寺院で養成された人々を中世期、少なくとも十二世紀及十三世紀中に建てられた大建築の原設計者或は豫備的の設計者と結びつける事も失敗である。本問題は「ロバート・フリーク・グーハド」著「フリー・メイソンリー」史（一八八六—一八八七年）特に中世實際的「メイソンリー」を取扱つた其の第六章と同名著「コンサイスヒストリー」（一九〇三年）の中に巧に且つ精細に論考せられてゐる。

「ロッヂ」なるものには屢々出つ會す、或は住宅兼用事務所（一二〇〇年聖「アルバン」の寺院に於ける）として或は「ヨーク・ミンスター」（一三七〇年）の布地巻物に於ける如く現に此の名稱を用ひて居り「イエロッヂ」は建築中なる寺院に眞近く位置して居るなどゝある。

「ロッヂ」は建築用の石を祕密に細工したり食事等をしたりする場所として用ひられた。各「メイソン」は「各自が努めて忠實に守るべき本書の前に誓つて此の前述の本告を凡て神聖に保つ」事を要求された。（Ordnatio Cementanorum）

「フリー・メイソン」なる語については、十四世紀以來一部「オーツリチー」には單に「自由な石」を刻む人を言つたものと信する者もある。然し最初は何んな積りであつたにせよ「フリー・メイソン」はやがて遙に廣い意味になり、接頭語の「フリー」は大工（一六六六年）裁縫師（十五世紀「エクス」ター）の洋服裁縫師）及其の他にも亦用ひられ、或る地方では之等が自由にその職業に従ふ事が出来る事を示してゐたらしい。此の點に就いて「グールド」氏が「フツントン」（一六四六年）「スタツフォードニヤー」（一六八六年）「チエスター」「ヨーク」「ロンドン」の「フリー・メイソン」及十七世紀に於ける其の同屬が「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」の遺産となつた此の穿つた稱號を得來つた源と云ふべき人々の階級は自由人であり且つ「ギルド」又は「コンバーニー」の結社員であつた（歴史、第二卷、一六〇頁）と言つてゐるのは達見である。

「ブレンター」博言博士の説も参照するに足る。「何處にもまれ用職結社が法律上認められた處には吾々は第一に、彼等の職業に従事し其の製品を販賣する権利が彼等の自由に根據を置いて居た事を知る」(「ギルド」の發達等六十五頁)同様に「メイソン」として働らく特權は徒弟が「解放される」迄は考へられなかつた。正規「フリー・メイソン」は「自由でない者」とは假令その人が職業の智識を有するとも絶対に之等と共に働かず、之等を「Covans」と稱した。此の「Covans」とは王の「マスター・オブ・ウワーク」なる「ウイリアム・ショウ」とて(一五九八年十二月二十八日)布告を出し結社の頭首又は結社員はその結社には仲間内にて「Cowan」を働かせ又は之と共に働く爲めにその召使を派遣すべからず」と命じた人物の認可せる課程の証である。漸次この規則は弛かになり、やがて斯かる獨占權は殆んど消滅し、而して「Cowan」なる語は唯理論的な「フリー・メイソンリー」に關聯して知られてゐるのみである。「サー・ウォルスター・ママト」は「ロッヂ・セントデヴィグイット」No. 36の一員として此の語を熟知して居り、之を「Rob Rog」中に用ひてゐる。一七〇七年には一人のCowanの事が「マザー・ロッヂ・オブ・キルウイニング」の記録の中に「言葉なき」「メイソン」即自由な「メイソン」に非ざる者と記されて居る。(エデンバラ・ロッヂ史「モレーライオン」著一九〇〇年)

二 新英語辭典(オックスフォード第四冊一八九七年)解説

この項には次の三つの意見があると記してある――

- (一) 既に知られた最も古い相似の名稱が「Mortro mason de franche peer (acts 25 Edw. III. 1350)」及「一七二七年の或る文書に出て來ると稱せられる自由な石の彫工であると言ふ奇妙な事實がなくば」Sculptores Lovellum Laborum「フリー・メイソン」は「フリー・ストーン・メイソン」の略なりとの説は注意の價値なき如く思はれる。然し此の一致は單な偶合に思はれる。
- (二) 最も普通に信せられて居る意見は、「フリー・メイソン」は、「メイソンス・ギルド」に加入する自由を持つてゐる者の謂であると云ふのである。此の説明に反對して「ジー・ダヴリユー・スプス」氏は多くの有力な説を立てゝゐる。
- (三) 曰はく旅廻りの「メイソン」が「フリー」と稱せられた、その故に彼等が一時居を定めた都會の地方「ギルド」の支配から除外を要求したにある。
- 恐らく最上の假説は此の語は、熟練工匠等が旅行を爲して大建築進行中の到る處で其の技を揮ふを得しむるを目的とし彼等を解放する媒介的施設に關するものである。となす説であらふ。
- 「フワトル・コロナチ・ロッヂ」(二〇七六號ロンドン)の前事務長の意見は斯くして「博言學の關す

る限り文學本和國最高法廷』の嘉納する處となつた。(「アルス・クワンル・マリナトルム」一八九八年中にて「ダヴリユー・ジエー・チエワトウオード・クロレ述」)

しかも十六世紀以降に於ける「ロッヂ」の成員が自由な「メーソン」なるの特權を揮ひ斯く自由を得て居らぬ。「ロウワンス」(「アンワリーメン」とも稱せられる)同時に働く自由を拒んだ事は否認し難く「The Masonry of the euge」は「フリー・メーソン」として認められた唯一のものである。

接頭語が「frere」なる語より來てゐると云ふ事に關しては、屢々、「Brother fre masons」なる語が用ひられて居り、左様な想像の根據が全くないと云ふ事實を、あげる丈りで充分である。(一八九八年九月號「フリー・メーソン」誌ブルド氏筆「フリー・エンド・フリー・メーソンリー」に關する比較論)十七世紀の大英國内諸「ロッヂ」殊に「スコットランド」に於ける「メーソン」の活動に關しては幾多の證據がある。然し「ユーナイテッド・キングダム」南部の記録も、未だ近年二三が発見されたに過ぎぬけれども重要である。之等は「Masons Company of London」に關するもので、其貴重な議事録其の他の文書は「エドワード・マンダー」著「Hob craft and Fellowship of masons (1894)」中に巧に記述され評論されて居るが、此の著者は當時此の古い講社の「マスター」であつた。此の講社は一六七七年「チャールズ」二世が講員の希望を納れて結んだものであるが、一つの講社としては「ギルドホール」に於ける結社記録中に見出される事實が一三七六年に「メーソン」講社の存在し下

院に代表を出して居た事を頗る明白に證してゐる」當時用ひられた名稱は「メーソン」であつて「フリー・メーソン」なる語の使用された所は抹消されて居る。

「ハーバート」は誤つて訂正を見落とした爲め、其の著「History of the Twelve great lively com. Paises」中に「フリー・メーソン」は二名「メーソン」は四名の代議士を出し次いで合併したと述べて居るが、然し正誤を見ると「メーソン」丈けになつて居る。此の講社は一四七二年に「ヘンリー」八世の第十二年)紋章を下賜されたが、此の種の例の嚆矢であつて次の様に記されて居る「紋地に劍、銀の山形の徽章、銀の窓や扉のついた三つの城の形した物を眞つ黒な地に置いたもの」である。之は爾後に至つて他の「メーソン」團體が採用した山形と城のついた紋章の典據である。此の貴重な文書は長い間行方不明になつて居た後僅に一八七一年に至つて発見されたもので、之が爲めに據るべき正しい紋章なき處から誤つた徽章なども出來た次第である。

今も知られた最も古い「メーソン」の「モットー」は「ビショップブゲート」の「セント・ヘレン」教會にある「カーウイン」の墓に誌された(一五九四年)「神こそ我等の案内者」であり、「主こそ我等の信はあれ」の「モットー」は次の世紀記録つけ難い。

此の説の支持者として一六八八年「ランドルホーム」が二行の「ドーリス」訛りの文を示して居るけれども、次の世紀に於ける「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」は實際的建築者として「ビー

「グアー」を用ひてゐる。其の最初の「モットー」は「初めに言葉あり」(希臘語)で、此の後数年にして主も真に替へられ反対(グランド・ロッヂ)(アソール・メーションス)は、「神聖主にあれ」(「ヘブルウ」語)を選んだのであつたが、「一八一三年十二月の聯合」に於て最後に採用したのが、「聞け見よ黙せよ」"Audi Vide Tace"と云ふのであつた。

「マन्दラー」氏が一六二〇年から一六二一年に亘る(會で「イングランド」で發見された此の種最古のもの)存在し講社の翼下に保持された「アクセプト・メーションス」の一「ロッヂ」を發見した事は當時世を驚かしたものであつたが、記録によると當時從來講社に加入して居なかつた者が七人内三名は貸馬屋「メーション」に加へられたとある。

冒頭には「メーション」に加入を許すに際し。』と記してある。集會は「アクセプト」を名づけられ「ロッヂ」員は「アクセプト・メーション」と呼ばれる。「アクセプト」され導き入れられたものであり、記録中他の箇所には絶対に此の語は見當らない。

「アクセプト」に参加する爲めには講社員は割増金を拂はねばならず、講社員外の者は凡て二倍の罰金を科せられた。然し當時ですら「アクセプト」は上級團體たる資格を與ふるものではなく、「アクセプト」参加料は夫れ一ポンド及二ポンドであつた。一六三八—一六三九年に「ニユラス・ストーン」が「ロッヂ」に入つた時の宴會は(同氏は一六三二年—一六三三年講社の「マス

ター」であつた)相當に費用がかゝつて居り、當時出席した講員が多数であつた事を證明してゐる。

「イーリアス・アシユモール」(日誌によれば同氏は一六四六年十月十六日「ワリンスン」の「フリー・メーション」と「ヘンリー・メーションリー」大佐と共に加入を許され、當日は七名の講員が「ロッヂ」に於ける缺席者として指名された)は、自分は「翌日「ロンドン」の「メーションホール」で開かれる「ロッヂ」に出席せよとの召喚を受けた」と言つてゐる。其處で一六八二年三月の十一日彼は出席した、而して六人の紳士が「フリー・メーション」の「フェロシツプ」講員に加入を許されるのを見たがその中僅か三人だけが「カンバー」に屬してゐた。然し「マスター」「トーマス・ワイズ」氏、二名の Worden 及他の六人が二重の資格で式に列した。

「アシユモール」は附け足して「吾々は皆「チーフ・サイド」の「ヘーフ・チーン・タヴァーン」で、新入講員が經費を負ふて準備した上等の晚餐を取つた」と言つてゐる。

一六四六年に開かれた「ロッヂ」には「オベラチヴ・メーション」は唯一人も出席せるものなく、又一六八二年に開かれたものには理論派の強い表示が存した事は殆んど確實である。

一六五四年以前にあつては「カンバー」は少時の間「フリー・メーション」の其として知られて居たが、爾後「メーション」なる舊稱が復活した。而して「アクセプト」及「アクセプト」なる語は理論派「ロッヂ」に屬して居たものであるが、此の派は何う見ても一六八二年後間もなく獨立した

か或は活動を休止したものに相違ない。

甚だ面白い事には、爾後（断じて以前にあらず）「フリー・エンド・アクセプテッド・メイソンス」なる長い稱呼が見受けられると云ふ事、従つて實際的及理論的兩者を併せて意味する事である。

「コンダー」氏は、此の記録中には「マスター・メイソン」就任の特殊の儀式の證跡は無い、多分其は徒弟が入門の際にする誓ひとは別な誓ひを立てる事になつて居たものであらう」と言ふ意見である。

此の想像は思肖し得る處が多い、而して其は「グランド・ロッヂ」時代以前の階級の複數性に關する古來の疑問を解く鍵を與ふるかも知れぬ。普通講員は之等徒弟にして年期を勤め上げ論文の通過した（即、其の技能に對する充分な試験）者からとられた。而して、彼等と「マスター」丈けが、一五九八年の（The Glaw Statute）に據る「六人のマスター」と二人の徒弟」の面前で入門を許される事になつて居た。

通例の「マスター・メイソン」は其の職業の「マスター」なる者即相當な技倆あるもの、謂であつたが時には渡りものの「フリー・メイソン」と異なる雇人を表し、又特に十七世紀には名譽講員に對する敬稱に用ひられた。

「プロット」博士著 History of Staffordshire (1626) 中には「フリー・メイソン」結社」の注意す

べき點があり、非友誼的な批評である所から、却つて其の價値が高い。彼は此の慣習が「多少に拘はらず全國に」擴まつて居り、最も秀でた門地の人々は講員に加はるの輕舉をせず彼等は「クラフト・オブ・メイソンリー」の歴史及規則をおさめた大きな羊皮紙の書物を作つて居り、聖「アンフイバル」聖「アルバン」「アセルスタン」王及「エドウィン」王の事を掲げてあり、之等の「命令や制度」は「ヘンリー」六世王及其の顧問官會議が此の正しく導き結社の「マスター」及普通講員兩者に關して嘉納せる檢閲に従つた」ものである、と云ふてゐる。

然し乍ら博士は此の長文の記述を以て結社に貢獻する處あつたにも拘らず、輕卒な此の歴史家は結社の歴史について

「之位多くの虚偽や矛盾に會つた事がない」と言つてゐる事を附言するが公正であらふ。

既掲、Academy of Art and 紋章學の著者が、一六八八年の其の著述中に「私は「メイソン」が古代より存するものである故に其の講員を尊敬せざるを得ぬ、而して「フリー・メイソン」と呼ばれる結社の一員であるものは一層然りである」と宣言して居るのは蓋し至言と謂ふべきである。「ライラング」氏は「Earl. Ma.

1686 には此の重要著述の第二本に出るものを彫刻した平板が蒐集されて居るが、此の内容と言ふのは結社の紋章を専ら取扱つたもので、之が支柱には二本の柱が岐れて居たと思はれる處に球がついて居り、其には後代の支部の室内に見られる様な裝飾若しくは附屬がついてゐると云つてゐる。

同じ年「一六八八年七月十一日 ダブリン」大學の學位授與式席上當時「パチエラー・オブ・アーツ」にして後の神學博士「ジョン・ジョーレス」氏の「トリボス」即演説には「ダブリン」の「フリー・メーソンリー」に關する注目すべき證據なる語がある。此の「トリボス」は「サー・ウォルター・スコット」の「ヂーンズスウィフト」述作集（一八一四年）に收められてゐるが、（チエトウオード・クローレー）が指摘せる如く——「ドクトル・ジョージ・オリヴァー」（「メーソン」に關する多數著書あり）が注意したのであるが——「スコット」は其の歴史上の重要性に氣がつかかなかつた。強制的で又興味ある此の演説は「ヘンリー・サドラー」著 *Masonic Reprints de* の學究的な序文にその筆者「ドクトル・クローレー」の筆で「ラテン」から一部譯出されてゐる。

「要點は「リドレー」（野蠻な懲罰規則に束縛されてゐた僧侶に反對する一牒者と推定されてゐる人物）が絞殺された、若しくはされたに相違ない事、彼の屍體が解剖され剝製にされて圖書室に立つてゐた事、及惡漢等が彼の屍體に「フリー・メーソン」の「マーク」のあるのも發見した事にある」。「アイルランド」の結社に言及した事が重要な所以は、唯一つ演説の行はれた年時が記録に缺けてゐる。當時に於ける結社の勢力を物語る處にある。

然し乍ら主として「スコットランド」にこそ吾々は講社の一五九九年より一七三六年の「グラント・ロッヂ」設立に至る迄の活動に關する無數の此の種事跡探究の眼を注がねばならぬ。

既に一六〇〇年（六月八月）に「アウテンツック」の地主「ジョン・ボスウエル」氏の出席せる事が「エデンバラ・ロッヂ」の記録に残つて居る、彼は記録を公證して、他の講員に倣ひ、自己の「マーク」を之に加へて居り、従つて之は彼の出席の最初ではなかつたのである。多くの貴人が其の他の紳士が此の古い「アトリエ」に加はつた、其中著しい者に「ワード・アレクサンダー」「サー・アントニー・アレクサンダー」「一六三四年には「サー・アレクサンダー・ストラカン」一六三八年には「キングス・マスター・オブ・ワーク」（「ヘンリー・アレクサンダー」一六四〇年には「アレクサンダー・ハミルトン」將軍、一六四七年には「ハミルトン」博士、以後其の他有力者著名者多數あり *Master Sklatter to His Majesty* の「ジェームス・ネルソン」は「サンリスゴ」の「ロッヂ」で入門を許され試験を通過したものであるが一六五四年三月二日 *Joining member* に選ばれてゐる。「クオーター・マスター・ジエネラル」の「ロバートモレー」は一六四一年五月二十日丁度「スコットランド」軍隊が占領中なりし「ニューキャッスル」で「エデンバラ・ロッヂ」の講員に入門を許されて居る。

「アルマ・メーター」に對する正式報告を以て上記入門許可は容認されたが、此の事は *The ancient Records of the Masonic company* の出版迄英國に於ける此の種の最初のものと考えられてゐた。

今尙登記されて居る數個の「スコットランド」の「ロッヂ」の記録簿には十七世紀以降のものが存し、而して理論派の者、特に尊むべき「マザー・ロッヂ・キルウインニング」の者を屢々講員として又

は役員として加入を許した事を十二分に確證してゐるが、此の「ロッヂ」では一六七二年に「キャットシリス」侯が結社会長(Teason)の職につき「サー・アレクサンダー・カニングム」之を襲ぎ「エリンレン」侯が更に之を襲いたが、同侯と前記他の二名も徒弟に過ぎなかつたのである。一五九九年の「スコットランド」の法典に據ると三個の Heav' Lodges があり「エヂムバラ」が「the First and principal」。「キルウインニク」が「第二」「スターリン」が「第三」「ロッヂ」であつた。

「アバーデン・ロッヂ」(No. 1. Heav')には一六七〇年から保存された記録があり、此の年から例の「マーク・ブツク」(暗號簿)なるものが始まつて居て、其の中には現存最古の講員名簿が載つてゐる。人員四十九、中僅十名丈けが「オペラチーヴ」であつたが二名を除く外全員の暗號が登記されてゐる。

「フィンレーター」侯「エヒール」侯及「ダンファームソン」侯「ロッド・フォーブス」數名の大匠及専門家等が一抽業工の書いた表に出てゐるが、之等は凡て「メーソン」言葉の利益」に就いて教へられた人々で彼等が「結社員になされた」順序で名簿に挿入されたものである。

「チャーター」(舊論し)は必ず徒弟入門の都度讀む事になつて居り、役員は「マスター」一人と「ワードン」二人とであつた。

メルローズ所在の「ロッヂ」(No. 1. Heav')には一六七四年以降の記録があるが、一八九一年迄「グラ

ンド・ロッヂ」に加盟しなかつた、而して現存「ロッヂ」中近代的統轄制度を容認せる最後のものであつた。多くの注目すべき「ロッヂ」中茲に説かねばならぬものがある。即「エヂンバラ」の「キヤンヂート・キルウインニグ」第二號「ロッヂ」は一六七七年に開始された「エイアチャー」の「マザー・ロッヂ・キルウインニグ」第〇號」の無数の「ロッヂ」中最初のものであり、一七〇七年に創立された「ジャーニーマン」第八號は「エヂムバラ」の「ロッヂ」から分離したものであつたが平結社員や渡り者は「メーソン」團體の「フリーメン・マスター」の彼等に對する取扱に不満足であつたのである。斯の行動の結果遂に「ローツ・オブ・カンヌル・エンド・セツション」の審理を仰ぐ事となり、最後に「仲裁決定」を當事者双方承諾して下級團體は別な「ロッヂ」に於いて「所謂「メーソンの言葉」を其の講員に與ふる事」を許された。「ケルソー」の「プレスピラー」は一六五二年「ジエームス・ユースリー」師の「フリー・メーソン」たらんとする行動を聽許し「言葉の中には何の罪もなく誹毀もない」(即「メーソンの言葉」と宣言してゐるが、此の言葉の事については之迄記した古記録には暗示ある位で一も之を明記したものがない。茲に一「スコットランド」人の家族をあげて「フリー・メーソンの」の連續的活動状況を説明しやう。

此の「スコットランド」人の講社籍は「スクアン・エンド・バース」No. 〇〇」其の他の「ロッヂ」の記録に藏められて居るが、此のNo. 〇〇「ロッヂ」秘藏の一六五八年の日付ある貴重文書には「ジョーン・

「マイルン」と云ふ「スコットランド」人が「北國」から「バース」に來り而して「キングス・マスター・メイソン」及 No. 3「ロッヂ」の G.M. になつた経路を掲げてある。其の後継者は息子であつて、之は「ジエームス」第六世王に「フリーマン・メイソン」及「フェロー・クラフト」として加入を許して居り、第三子の「ジョン」は No. 1「ロッヂ」の講員となり、又一六三一年より一六三六年迄「チャールズ」一世の「マスター・メイソン」であつた。而して長男は十一回三十年の間 No. 1「ロッヂ」の Deacon であつた。一人の甥も徒弟となり後に一六六三年より一六六四年迄 Warden となり、又數回 Deacon になつてゐる。

「ウキリアム・マイルン」は一六九五年「ワードン」となり「スコットランド」の「グラント・ロッヂ」創立に與つてゐる。他の家族も引き續き No. 1「ロッヂ」に加入して居たが此の「マイルン」一家の者で「フリー・メイソン」になつた最後の者は「ロバート」と言ひ一七五四年に入門を許され一八一一年に死んで「五十年間本山聖「パウエル」寺の監督たりし故を以て此の大伽藍に葬られた。」「グラント」(No. 3. fia) の「セント・ジョーンズ・ロッヂ」には二三の價値ある古記録と「憲章庫」(The Charter chest) があり、此の文庫には「神王よ」「メイソン」結社を助け給へ、一六八四年」なる言葉が刻みつけてある。忠君と慈仁が此の結社の口號なのである。

佛蘭西の「同職結社」及其の後身たる「コンパニオネージ」は「グールド」氏が明細に之を記述し

て居るが、獨逸の「シユナインメツエン」(石工結社) は餘程精密に調べても十二世紀以降の規則、習慣、及一般的特色を究める事は難しいであらふ。

獨逸の石工結社と「グレイト・ブリタイン」及「アイルランド」の「フリーメイソン」との間には多くの共通點はあるが、之等二つの結社は決して結合した事なく、此の長期間を通じて全然別個獨立のものであつた事は承認せざるを得ぬ。即獨逸に於ける「フリー・メイソンリー」の智識及「ロッヂ」を開く事の先例は十八世紀前半に英吉利から輸入されたものである。「フリー・メイソン」が「スタインメツエン」に由來するとの説は一七七九年の「グランデデール」神父の初めて唱へた處で「フアロ」。「バイデロフ」及「シユナイデル」等近世著述家も之を支持して來たが、其の所説を徹底的検討の結果前記の如き起源は一般に信せられざるに至つた。

「スタインメツエン」に祕密の暗號があつたか否かは餘り明瞭でない。然るに「フリー・メイソン」には幾世紀も前から之があつた事は疑ふを得ぬ。只嚴密に其が何であるかは疑問の餘地があるかも知れず、且つ現行諸儀式中の何の部分が一七一七年復興以前の其を彷彿せしめて居るのかも同様疑問の餘地を存するのみである。

「スベス」氏及「グールド」氏は十八世紀の第三十年以前 (Ava. Q. C. 1878. and 1903) に二個の明瞭且つ別個の階級が存したとの意見に賛成して居り、之に反しての其他の諸大家或は一階級説を支

持し、或は何れとも断定するに足る證據なしとしてゐる。最近の發見は然し乍ら、大體第一の説に有利な傾きにある。例へば「ダブリン」發行の「Trinity Church M. S.」（一七一一年二月發行「フリー・メーションリー」）及非常に貴重な「Chetwode Crawley M. S.」（タムソンの Grand Lodge Library）等が其で、後者は一七〇二年に始まる「ハウフート・ロッヂ」の記録（Hist. of Freemasonry by W. F. Vernon, 1893）と結びつけて見る事が出来る。

過渡期（一七一七—一七二三年）を通じて活動して居つた英國所在の多數「ロッヂ」で最も顯著なもの、中二個は「アルシウィック」及「ヨーク」に集會してゐた。前者の起源は不明であるが、一七〇三年來の集會の記録があり、規則は一七〇一年のものであり、講員の可なりな數が署名して居り、其の簿冊の冒頭には舊論しの寫しが出てゐる。一七〇八—一七〇九年四一の記録は「メーション」の行列を規定してゐるが之によると講員は「エプロン」をつけ「コモンスクエア」を歩む事になつてゐる。「ロッヂ」は主として實際的な「自由講員」より成り、長年問存結し、内規集を一七六三年に發行してゐるが「グランド・ロッヂ」は決して結合せず、爾後數年にして存立の爲めの鬭争を抛棄してあつた。

も一つの方は「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」の祖先たる凡ての英國「ロッヂ」中最も注目し得るもので、英國「フリー・メーション」の「メッカ」たる「ヨーク」に久しく開かれて居つた。

其の起源は不明であるが、既に初期時代に存在の稱あり、恐らく十四世紀の「ミンスター・ロッヂ」の後身であつたらしい。

一六九三年編の York M. S. No. 4.（其の書物は一七七七年に「ウイサービー」の「ジョージ・ウオーカー」によつて提供されたものである）を當時氏の「ロッヂ」の所藏なりとすれば、此の巻物末尾の記載は最もよい參考資料になる、即「ロッヂ」の氏名（講員氏名）及「ロッヂ・ワーデン」が掲げてあるのである。

其の勢力は「スカールボロー」にも見られる。即此處に一七〇五年七月十日「私立^{Private}「ロッヂ」」が開かれ、其の際會長「ウィリアム・ソンプソン」其他數名の「フリー・メーション」講員」が出席して六人の男（氏名を掲ぐ）が「上記「ロッヂ」」に加入を許されたのであつた。此の詳細は現在「トレント」所在「グランド・ロッヂ・オブ・カナダ」所藏の「オールド・チャージエス」の Scarborough M. S. 中に記入されてゐる。

「一七〇五年三月七日乃至一七〇六年に亘る狭い半折版の一筆寫本」で、一七七八年に引用されたものが誠に残念な事には久しく所在不明になつてゐるが、之によれば恐らく「附近の最初の家族中から十八名の者が「メーション」に加へられた」と云ふ「ヨークシャー」の「バッドフォード」に集つた「ロッヂ」の詳細が知り得るのである。然し今一箱の記録が（一七二二年より一七三〇年に至る）此の「フ

リー・メーション」の古く尊い結社講社』或時に“Company”の“Society of Free and Accepted Masons”と呼ばれた結社に關し保存されて居るのは幸である。

「ロンドン」の講中に遅れずに「ヨーク」連も一七二五年十二月二十七日に「グランド・ロッヂ」を創立した。(全英「グランド・ロッヂ」と云ふのが其のたしなみ深い名稱であつた)而して多年間隆盛で多くの地方大勢力家を講中に容れたものである。其より約二十年の後僅かの期間活動が鈍つた様であるが、一七六一年には又復活して歴史家 フランス・ドレーク」を「グランド・マスター」に戴き、「ヨークシャー」「チエシヤイア」及「ランカシャー」で一七六一年乃至一七九〇年に十個の「ロッヂ」の設立を許し、一七七九年には「ロンドン」に於て「トレント」の南に「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」を設立せしめたが、之は二個の「ロッヂ」を認可してゐる。此の世紀の終らぬ中に之等は凡て崩壊し又は「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」に加盟したので、「ヨーク・メーションリー」の代表は唯一個も次の世紀始めには残つて居らなかつた。

本山の「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」はやがて首都内に新「ロッヂ」を組織し始め、又認可を請ふて来る舊「ロッヂ」の改造に着手した。此の中で一七二〇—一七二一年の最古の「ロッヂ」中の一つは今尚No.6として此の籍を存し三『紀念の「ロッヂ」たるNo.2 No.4及No.12とお互に爾來引き續いて伴侶となつて來た。

憲法制定を求むる訴へが絶え間なく入つて來て居り、各縣は一七二三年より一七二四年迄代表を出したが、其の以前に「グランド・ロッヂ・オブ・アイルランド」が開設されたらしく、之に就いては「チエト・ウオード・クローレー」著“Commentarie Libernia”と云ふ最も價值高き書を充分信頼して參照する事が出来る。

本部當局の手を省く爲めに結社が弘布するに従つて地方「グランド・ロッヂ」が大陸にも設置され、而して漸次地球上全文明地方に設けられた。十八世紀以前に行はれた慣習に因り數名の講員は自ら主宰して何處にでも「ロッヂ」を設立する權能を持つて居た。従つて「ブリチッシュ・グランド・ロッヂ」の登録は必ずしも海外所在結社の最初に出現を示すものとは限らぬ。北米にあつては最初の「正規」ロッヂ」として知られたものが、一七三三年に「マッサチユースェツ」州「ボストン」に創立された以前に「ロッヂ」が開かれて居り、「キヤナダ」でも恐らく同様であつたらしい。

此の事は「デンマーク」「フランス」「ドイツ」「オランダ」「イタリー」「ポルトガル」「ロシア」「スペイン」「スウェーデン」其の他の諸國でも同様當てはまる。幾十個の軍隊「ロッヂ」中最初の許可は一七三二年に「アイルランド」で與へられた。

此の結社初期の繁榮は其の軍隊講員に負ふ處他の何れの團體に負ふ處よりも大であつた。十八世紀中「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」に對する競争者があつた。相當大きなものゝ一つは一七

五一年に創立された「エンシエンツ」或は「マトール・メイソンス」として知られたものであるが、一八一三年十二月に聯合が行はれ、而して其の時以降「ユーナイテッド・グラン・ロッヂ・オブ・イングランド」の隆昌は、若干の例外を除いては、異常なものであつた。

一七一七年アントニー・セーヤーが晴れがましい支配者等の集りから初代の「グラン・ロッヂ・マスター」に選出されて以來の結社の概況を記す丈けでも一冊の書物にするより外はないであらふ。最初に此の地位を占めた此の貴人は一七二一年に「モンターギュー」侯に封せられて居り、物理學者「ジェー・デーザガリア」が其の直接の祖先であつて中央「グラン・ロッヂ」創立者と信せられて居る人である。（「ジエームス・アンダーソン」師と並んで）

然し「サー・クリスト・ファーレン」が「グラン・ロッヂ・マスター」になつた事があると云ふ作り話と同様根拠が全然存在せぬ。

「アイルランド」及「スコットランド」の貴族等は「イングランド」の貴族と等しく此の「グラン・ロッヂ」支配の高名を分つものであり、而して一七八二年から一八一三年迄は「カンバランド」侯「ウエールス」公、又は「サセックス」侯等の王族「メイソン」の王冠を占めてゐた。一七九三年から一八一三年迄は競争者の「グラン・ロッヂ」が隆昌であつたが、結局聯合團體を要求する希望が盛んになり、「エンシエンツ」「グラン・ロッヂ・マスター」なりし「チント」侯殿下の下系統團體に合併

する事に決し、「サセックス」侯殿下が此の「ユーナイテッド・グラン・ロッヂ」の「グラン・ロッヂ・マスター」になつた。

一八四六年皇子の死するや「ゾエトランド」伯之を襲ぎ、一八七四年「リボン」侯夫人、同夫人辭職するや「プリンス・オブ・ウエールス」殿下が「グラン・ロッヂ・マスター」になつた末、位を襲ぐや間もなく「エドワード」第七世王は英國の結社統轄を止められて「コンノート」侯殿下が之を嗣いだ。

一七三七年から一九〇七年迄に約十六名の英國王族が講社に加入してゐる。

一七二三年より一八一三年迄英國で登記せられた「ロッヂ」の数は一、六二六に上り、一八一四年より一九〇九年十二月末迄に三、三五二の多數が認可され、都合四九七八の數に達したが其の中最後に認可されたもの、番號は三一八五號であつた。

一九〇九年には殖民地其他に新「グラン・ロッヂ」創立に因りて出來た空番號が多數あつたに拘はらず局登記簿には二千八百七十六を存した。

區分及組織講員資格に世界主義を取つた利益は「グラン・ロッヂ」中今尙ほ原の基督教徒主義を維持して居るものもあるが、一般に印度其他の諸國の如く雜多な宗教の信者が結合する處で著しく現はれて居るが、然し偉大なる宇宙創造者に對する信仰と云ふ不變の方針は、此の認識なければ「フリー・メイソンリー」は存し得ぬからして、残つて居り、且つ現在、從來然りし如く政黨と全然無關係であ

「イングランド」「アイルランド」及「スコットランド」に於ける結社の慈善院は廣大なものでよく組織立つて居り、其の一日の経費合せて五百磅を下らず、全世界に在る他の「グランド・ロッヂ」の経費を合せる時は、二百萬人以上の「フリー・メーション」あるを以て、非常に大きな金額に上るに相違ない。

然し乍ら近年「ロッヂ」及講員兩者の増加著しく、爲めに見習選擇上の特別な注意警戒を加へざるよりは、數の増加が結社の強固を加ふる原因とならずして却つて薄弱を結果する恐れがある。

其の内部組織に於て「フリー・メーションリー」の機能には種々な「ロッヂ」の集會で行はれる如き込み入つた制度の象徴的儀式があり、此の點の一樣なのを通則として居る。

講員は無數の階級に分たれて居り、其の中最初の三階級は「新加入見習」^{エントランス}「平常社員」^{フェロウ}及「マスター・メーション」であつて何れも入門を許された右既述の試験即試験を通過した上で始めて之を得るのであるが、此の試験は實際家時代の「エッセイ」に相當する熟達度の試験である。

「ロッヂ」は各所轄「グランド・ロッヂ」の憲法に従ひ特有の指導内規を有し、又地方や海外に在るものには、縣又は地方「グランド・ロッヂ」の規則が有る。

遺憾な事であるが歐洲大陸では「フリー・メーションリー」が「マザー・グランド・ロッヂ」及一般「ア

ングロサクソン・グランド・ロッヂ」の方針と異つた方面に發展し、其の政治的及反宗教的傾向により國家當局又は「ローマン・カトリック」教會と接觸し或は衝突を來してゐる。「グランド・オリエント・オブ・フランス」(「スプリム・カンヌル」^{SS.})及其の「グランド・ロッヂ」ではない。)は此の道行運動の一例で、「宇宙の偉大なる匠」に對する信仰關係の條項を *Statute and Regulations General* (憲法及一般法規) から削除して居る。

此の歎かましい行動の結果凡ての正規「グランド・ロッヂ」は此の團體との結合を辭退するに至り、而も斯の分離は全結社が其の古に不可侵の境界迄後歸する迄は繼續するに相違ない、即此の境界あればこそ無神論者が結社に加盟し又は久しく講員たるを不可能ならしめるものである。

「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」は一七三二年「パリ」に其の最初の「ロッヂ」を組織したのであるが、大陸では之より一層早く一七二八—一七二九年に既に「ジブラルター」に「ロッヂ」が創立されてゐた。

其の他にも一七三三年獨逸に一七三五年「ポルトガル」に一七三五年「オランダ」に一七四〇年「スキツル」一七四五年「デンマーク」一七六三年「イタリー」一七六五年「ベルギー」一七七一年「ロシア」一七七三年「スエーデン」に開かれた 之等諸國の大多數にあつては、次いで「グランド・ロッヂ」が創立されて今日迄繼續して居り、「アウストリ」(「ハンガリー」は然らず)及「ロシア」では一

時「メイソン・ロシヤ」の集會を許されなかつたのを除くのみである。

獨逸には「グランド・ロッヂ」の聯盟があり年一回の議會が開かれた。國內所在の數個の「メイソン」團體に影響ある事務を取扱ふ事になつて居るが工合よく行つて居る。

「プリンス・フレデリック・レオポルド」殿下が一九〇九年に「プロテクター」即「ワイゼスト・マスター」(「ソロモン」の代表になつて居る。「グスタフ」五世王は「スウェーデン」の「フリー・メイソン」の「グランド・マスター」になり、又「チャールズ」八世勳章の元首となつたが、此の勳章は「メイソン」講員に限られた唯一の勳章であつた。

印度では一七三〇年(「カルカッタ」)一七五二年(「マドラス」)及一七五八年(「ボムベイ」)から「ロッヂ」が組織された、「ジャマイカ」が一七四二年「アンチグワ」が一七三八年「セントクリストファ」が一七三九年、其の後幾何もなくして「イングランド」「アイルランド」及「スコットランド」の「グランド・ロッヂ」は全文明世界に活動する代表を有する事に至つた。

然し乍ら大英國以外では亞米利加合衆國程結社の隆昌を來した地はない。

全國では最初の「正規」「ロッヂ」が(新な政治による)一七三三年「マサチューセツツ」州「ボストン」に開かれた。

儘にもつと以前からして「ロッヂ」は開かれて居つたので、其の中の一つは「ペンシルヴァニア」

州「フィラデルフィア」に設けられ後に「グランド・ロッヂ」となつたもので一七三一年からの記録を存するが、其の會報に載いては未だに一つも典據が発見されて居らず只「time immemorial right」とも稱すべきもので「グランド・ロッヂ」期(一七一六—一七二七年)以前の凡ての「ロッヂ」や講員が若しくは「ヨーク」市の講員の如く本山「グランド・ロッヂ・オブ・イングランド」の專制的な會報の承認を拒んだ人々の享有した如きものが存するためである。

「ニュージャージー」州の「ダニエル・コックス」氏に對し一七三〇年六月六日「グランド・マスター」「ノーフォーク」侯から「ニューヨーク」「ニュージャージー」及「ペンシルヴァニア」諸縣の縣「グランド・マスター」として「代理」の地位を授けられた。

然し彼が「ロッヂ」を組織し又は上記資格を以つて「メイソン」權を揮つたと云ふ様な證據は一つも存せない。

「ヘンリー・プライス」が「ニュー・イングランド」の縣「グランド・マスター」たりし時、彼及び今日知られた限りでは、一七三三年八月三十一日「ボストン」市に開かれた此の「ロッヂ」は、合衆國に「正規」「フリー・メイソンリー」を始め在來の個々獨立した組織は其の後、忽ち「正規化」された。「ペンジャミン・フランクリン」「フィラデルフィア」所在の「ロッヂ」の(新徒弟)は「The Book of constitutions, 1728 (「イングランド」「ロンドン」の)」を一七三四年「友愛の都」で印刷刊行した

が、之が亞米利加に於ける最古の「メイソン」關係著述である。

「イングランド」及「スコットランド」の「グランド・ロッヂ」は其の後間もなく「ロッヂ」開設許可の出版を受けた、斯くして十八世紀の末迄には數個の「グランド・ロッヂ」が成立し、結社は頗る人氣を博するに至つたが、之が原因の一部は僅に非常に多數の有力者が講社に加入した事にあり、就中主たる人物は「ジョージ・ワシントン」で一七五二—一七五三年「ヴァージニア」州「フレデックスブルグ」所在「スコットランド」系「ロッヂ」に入門を許されてゐる。一九〇七年には合衆國內に六十個の「グランド・ロッヂ」が開かれ講員は一百萬を遠く超えてゐた。

加奈院では一九〇九年に八個の「グランド・ロッヂ」が存在し六萬四千人の講員があつた。

此の「ドミニオン」の「フリー・メイソンリー」は一七四〇年に起源すると信せられてゐる。

「グランド・ロッヂ」は凡て比較的最近の組織にかゝり、その中最古最大にして講員四萬人を有するものは「オンタリオ」であり、「マントラ」「ノヴァ・スコチア」及「クエベック」の講員は各凡五千名である。

「オーストラリア」には約七個の「グランド・ロッヂ」があり、南緯が「主権團體」として主位を占め「ニュウサウス・ウェールズ」及「ヴィクトリア」(一八八四—一八八九年憲法の)が極めて僅な差を以て之に次ぎ、聯邦内全「ロッヂ」で恐らく五萬人を下らぬものが登記されてゐる。

附加的な階級で取捨随意な(極めて随意である)ものが澤山あり、投票に依つて與へられてゐる、然し入門許可を得るの困難は發展に従つて加はり、發展毎に新入門者の數は漸減してゐる。此の種階級の首長には各段階を附せられ「Grand Priory of Knights Templars」又は「Ancient and Accepted Rite」に依つて支配せられて居るが、之等は相互に補足し合ふものであり、「イングランド」は密接に結合して居り「アイルランド」「スコットランド」北米及類似の制度を取る處では到る處多かれ少かれ同様になつてゐる。而して歐洲大陸諸國には此の外特有の中間階級「Haukes Grades」がある。

嚴秘 委員會用

地方總結社長デョーヂ、ハーベ、ワイマーク選任委員編

クラフト・フリーメゾンリー儀式典範

(在日本「教習階級」用教科材料 改訂版)

第二章 入門第一階程



S. E. UNITE SECRETARY
P. O. BOX 79

O TENTOSAMA LODGE NO. 1263

YOKOHAMA, 20th November 1937.

第四篇 フリーメゾンリーとは何か

Dear Sir, *Mr. P.*

Worshipful Brother John William Buttery has been appointed by this Lodge, to be its Representative at the 140th ANNIVERSARY FESTIVAL of the ROYAL MASONIC INSTITUTION FOR BOYS, to be held in London on Wednesday 8th June 1938.

It is the intention of Wor. Bro. Buttery to be present at this Festival, so that it is hoped that Masons and various Masonic Bodies in Japan, will see their way to support Wor. Bro. Buttery, and subscribe to his List so far as may lie within their power.

Soliciting the favour of your kind and personal co-operation.

I am Dear Sir, *Yours. P.*

Yours faithfully & fraternally,

Stanley G. Secretary.

P.D.G.M., P.G.D.

To Mr. P.

R. Butler P.D.M.

London



盟兄諸君よ「メソソソソソ」は一般の辭句の解釋に依れば、「幾何學」の原因に基いて建立された「技術」で人類の奉仕と便宜とを計るのが趣旨である。然しながら「フリー・メソソソソソ」の範圍は廣汎であり、その見解に於て、より高尚な目的即ち人的精神の教化と向上を目的としてをるのであるから、より正確に言へば「科學」と謂ふことが出来る。然し「メソソソソソ」はその大體に互る教課が「諷諭」で掩蔽され、そしてそれ自體が諷諭といふ辭句で掩蔽されてゐるから「シンボル」によつて解説されてゐる。けれども「フリー・メソソソソソ」は真正な道德の原理を諄々と教へ込んでゐる。

故にこの「とばり」を取り除く即ち一層正確に言へばその神秘の内面に侵透することが吾々「メソソソソソ」に關する講義の目的である。そしてこの講義に對へ忠誠且つ適當の注意を拂つて吾々は究局に於てあらゆるその神秘の數々を究めたいと思ふ。この「位階」の講義は七項目に分割されてをり、そして全體を通じて德行はその最も美麗なる色彩を以て敘述され、道德の義務は何れも隨所に於て儼然と施行を強制されてゐる。

上帝の性質、特徴、徳性及び純潔は忠實に敘述され強制的に描寫されてをり、而して吾々の父、主君及び人道的支配者としての上帝に對し、且又社會の義務の適當なる遂行に當る上帝に對する我々の行爲を感化する様によく付度されてゐる。「メソソソソソ」の教旨の様式は問答教授法であり、換言すれば、

より解り易く言つて質問と回答によつて教授されてゐる。故に結社員諸君よ、貴君が「メソソソソソ」であるとの先般の了解に基いて小生が「メソソソソソ」としての貴君に

「貴君と小生とがいかにして最初會つたかをお尋ねしたい。」

答「T——— (Temple) に於て」

問「どんな方法で吾々は別れたいと思ふのか」

答「S——— e (Square) に於て」

問「何故に會つてこんな奇妙な方法で別れるのか」

答「メソソソソソ」としての吾々はこの場合どんな具合に振舞はねばならぬかは他の場合成るべくあらゆる人類特に吾々「メソソソソソ」の會員と別れ得るからである」

問「どこから來られたか」

答「W——— t (West) から」

問「貴君の向ふ方向は何處か」

答「E——— t (East)」

問「どんな動機でW——— t (West) を去り、そしてE——— t (East) へ行かねばならぬのか」

答「主を求めて主から教育を受ける爲めに」

問「教旨を受けたいといふ貴君は何誰か」

答「自由にして且つ承引された「メーション」の一員です」

問「自由であり承引された「メーション」たるものは如何なる素性たるべきや」

答「一人の自由の婦人より生れた一介の自由人で帝王の弟か皇子の友か或は一人の乞食かも知れない。若し「メーション」にしてその資格あるものならば」

問「何故かくも自由の身に生れたのか」

答「それは「アブラハム」が息子のイサクが離乳した時催した莊嚴な祝典を暗示する。其時のアブラハムの妻サラは埃及の婦人の奴僕ハガールの息子イシユマエルを見守り自分の息子をからかひ且つ困らせてその夫と抗論して「あの女の奴僕とその息子を何處かへやつて下さい。何故といふと彼の様なものは自由の身として生れない。自分の息子のイサクでさへそうです」と言つた。サラは預言力を以てをつた様だつた。又イサクの子孫には偉大な豪傑が生れ、そしてその子孫は自由熱心に上帝に仕へるといふことを熟知し、そして若し當時も今と變りなく奴隷の精神は自由の身として生れたものに比し、より汚れてをりより明朝でないものと一般に言はれてをつたので二人の若人が一緒に成育されたならばイサクはいくらかイシユマエルの奴隷的主義を吹込まれることを恐れてをつたかの如く語つた。」

問「何故斯る均等性が「メーション」の間にあるのか」

答「吾々は皆生れ乍らにして平等であり、その平等性は吾々「メーション」關係の O — i — n (Obligation) によつて力づけられてゐる」

問「「メーション」的に言へば何處から貴君は來たのか」

答「會員であり同志の崇高なる尊敬すべき「ロッヂ」から」

問「貴君は如何なる推薦状を持參されたか」

答「貴君によく挨拶する様にと S — n (Sign) を提示する」

問「他に何か推薦状は」

答「衷心よりの敬意を表します」

問「貴君は衷心よりの敬意を表する以外何も持參されぬところを見ると、此所へ何をしに來られたのか」

答「小生の熱情を支配し静止へ、そして「メーションリー」に加はつてヨリ以上の向上を計る爲めです」

問「これによると余は貴下が「メーション」であると綜合する」

答「小生は會員と同志との間で貴意の通り見做され承認されてゐます」

問「貴君が「メイソン」であることを貴君はどうして知つてをられるや」

答「小生の入會の發意の純正なること、再三の試練に承認されたること、正式に要求された場合、臨時試験を受くる誠意のあることによつて」

問「貴君は如何なる方法で貴君の「メイソン」たるの證據の數々を他者に表明さるゝや」

答「S——s (Signs) t——s (Treasures) により且又小生の入會を示す完全なる諸點によつて」

問「S——s (Signs) とは何ぞや」

答「S——s」——S及びP——d——sはすべてこれによつて「メイソン」たることを知るための正真正銘のS——s (Symbols) 也」

問「t——sとは何ぞや」

答「或る一定せる正規な友誼的g——sでこれによつて吾々はn——t並にd——yによつて知る如く會員を知るのです」

問「貴君の入會の目的の數々を述べよ」

答「若し貴君が小生に第一目的を示さるならば小生は貴君に第二の目的を述べます」

問「アイ・ヘール(隠す)」

答「私は隠匿する」

問「何を隠匿するのか」

答「メイソンリー」に於ける自由にして承認された「メイソン」の或はこれに屬するあらゆるS——s (Secrets) とM——t——s (Mysteries) 也」

問「これは公然のL——e (Lodge)であるから貴君は安心して明かしても差支ない」

答「の、で、に於て」

問「何の、何で、何に於て、のことか」

答「小生の自由意志でL——e (Lodge) d——t (Breast)に贈られたる鋭利なる利器の尖端に於て」

問「貴君は「メイソン」に入會を許されたか」

答「太陽が子午線上にあつた時です」

問「當國では「フリー・メイソン」のL——s (Lodges) は常に夕刻に開催される。それは一見した所背理の説の様に見えるがそれを貴君はどう説明するか」

答「太陽内にあり地球は太陽の周圍を軸線に沿つて間斷なく回轉してをり、そして「フリー・メイソンリー」は宇宙全般に互つて地球の表面を掩つてをるから、太陽は「フリー・メイソンリー」に關してはその子午線になければならぬ道理となります」

問「フリー・メイソンリー」とは何ぞや」

答「道德の奇妙な組織體で諷諭に掩蔽してありシンボルに依つて解説されてゐる」

問「何處で貴君は「フリー・メイソン」となることを許されたか」

答「正しく完全にして且つ正格なるL——e (Lodge)の團體に於て」

問「フリー・メイソンのL——e (Lodge)とは何ぞや」

答「會員の會合で技藝のM——t——e (Mysteries)に關して詳述するために集合するものです」

問「何時會合し何が彼等を正道に導くか」

答「S——p (Secret) L——w (Law)の巻を開けば別る」

問「何が完璧か」

答「S——n (Sworn) 或はヨリ正確に「メイソン」になつた人々です」

問「何が正規なのか」

答「憲法の條文とその命令です」

問「何故貴君は「フリー・メイソン」の會員となられたか」

答「M——s (Mason) のB——s (Secrets)を獲得するために且又暗黒より明るみへ出るために」

問「彼等は何かS——s (Secrets)を所持するや」

答「彼等は所持してゐます。多數の非常に貴重なるものを」

問「彼等はそれを何處に保藏するや」

答「彼等のH——s (Heats)の中に」

問「誰に彼等はそれを示現するや」

答「メイソン」に、それ以外のものには示現しない」

問「どんな方法で彼等は示現するや」

答「S——s (Signs) t——s (Treasures)により且又特別のW——s (Words)によつて」

問「「メイソン」としてどうしたらその入手を期し得らるゝや」

答「鍵を用ひて」

問「其の鍵は掛けてあるのかそれとも下に置いてあるのか」

答「その鍵は掛けてゐます」

問「何故掛けて置いた方がよいのか」

答「その鍵はいつも會員の護りの内に掛けてあり、そして會員の名譽を毀損する様に下に置いてあることは決してないのです」

問「何で吊してあるのか」

答「G——t——eとP——e——lとの間の言辭の中にある生命の糸で吊してあるのです」

問「何故かくも近く心と結び付けられてあるのか」

答「それは精神の索引であるので心が本當に指示するもの以外は何も發言すべきではないのです」
問「それは奇妙の鍵である。どんなM——I (Metal)でもないのです。それは良き話をする舌です。」

誓 文

*

*

*

其の優秀なる鍵「フリー・メーション」の舌、それは會員の在不在に拘はらず善きを語るべきもの、不幸にして名譽と正確さを以て斯くなし得ない場合は技藝の優秀なる道德、即ち沈黙を守るべきである。

第五篇 發生と分流

第一章 英國皇室と「フリー・メーションリー」

皇帝を結社長とするフリー・メーション英蘭總結社の歴史

英蘭總結社發行

「結社年鑑」西曆一七七一—一九二五

結社重要記録

一七一七年 總結社集合

總結社長 Anthony Sayer (當時結社は各地各國に既に存在したり、分立しありたる多數の結社を英

第一章 英國皇室と「フリー・メーションリー」

蘭士系統に綜合せんため召集してここに集團す。印度東印度諸島ビルマ等の東亞にも其の當時結社成立の根跡を止むるものあり。

同 年 六月二十四日總結社第一回會合を開く。

一七二三年 結社憲法を制定發布。

同 年 總結社書記を初めて任命。

一七二五年 慈善委員會成立。

一七二六年 各地方別(乃至國別)に各地方(乃至國)總結社長を初めて任命。

一七二八年 總結社釋祭係を初めて任命。

一七三一年 總結社長 The Duke of Norfolk は Gustavus Adolphus の劍(作名刀結社用具として)を献納す。

一七三七年 Prince of Wales たる Frederick Lewis 殿下結社に加盟せらる。

一七五一年 Atholl 別名 Ancient Mason (別派名)形成せらる。

(同結社は本流英蘭總結社形式に異を稱ふる一派が本總結社に合流せずして Ancient Mason なる名目の下に一結社をつくり別個に他の結社を叫合して總結社なりと自稱し、後一七七六年に至りて The Duke of Athol をかつぎ來りて總結社長の名を冠したるを以て後代此の一派を呼ぶに Athol

Mason を以てするに至れり、要之 Athol 一家をかつぎて政治的背景を爲さんとしたる野心家の策動に過ぎざりしものなり、間もなく解體して本結社に合流す。)

一七六六年 Duke of York たる Edward Augustus 及び Duke of Gloucester たる William Henry 兩

殿下結社に加盟せらる。

一七六七年 前記兩殿下代理(副)總結社長に任命。

同 年 Duke of Cumberland たる Henry Frederick 殿下結社に加盟せらる。

同 年 前記殿下代理(副)總結社長に任命。

同 年 Great Queen-Street に總本山建設案決議せらる。

一七七三年 同建設委員任命。

一七七五年 同定礎を了す。

一七七七年 同總本山建築を了して献堂式を執行す。

一七八〇年 同總本山發給結社章(メダル)を開始す。

一七八一年 Duke of Cumberland 殿下總結社長に選舉せらる。

一七八六年 William 殿下(後々 Duke of Clarence となり、御即位して William 第四世陛下となる

結社に加盟せらる。

- 一七八七年 Prince of Wales たる George 殿下（後ち御即位遊ばされてジョージ第四世陛下となる）結社に加盟せらる。
- 同年 Duke of York たる Frederik 殿下結社に加盟せらる。
- 一七九〇年 Edward 殿下（後ち Duke of Kent となる）結社に加盟せらる。
- 同年 Prince of Wales たる George 殿下（後ち George 第四世陛下）總結社長に選舉せらる。
- 一七九六年 Ernest Augustus 殿下（後ち Duke of Cumberland となり御即位して Hanover 殿下となる）結社加盟。
- 一七九八年 Augustus Frederik 殿下（後ち Duke of Sussex となる）結社加盟。
- 一八〇五年 Duke of Sussex 殿下代理（副）總結社長に任命せらる。
- 一八一三年 同殿下執政皇儲殿下の位を（後ち御即位遊ばされて George 第四世陛下となる）譲らせらるゝに就き總結社長に選舉せらる、同殿下は結社より Grand Patron 階級を受けらる。
- 同年 十一月二十五日、本總結社長 Duke of Sussex 殿下と Atholl 又は Ancient Mason 總結社長 Duke of Kent 殿下の間に聯合條約行はれ同條約文の署名行はる。（異を稱する Atholl Mason は本流なる英蘭派總結社に復舊し來れるものあり。）
- 同年 十二月一日同兩派各自臨時總會を各自の本國に開催同條約文に諮詢す。

- 同年 十二月二十七日同英蘭派結社聯合大集合を催し、Duke of Sussex 殿下總結社長に選舉せらる。
- 一八一四年 五月二日聯合英蘭結社總結社長としての職責に就かる。
- 一八一五年 聯合總結社憲法發布す。
- 一八三〇年 慈善圖章（Jewel）と稱して貴金屬を以て飾れるメダル章）を制定す。
- 一八三二年 William 第四世陛下 Grand Patron とならる。
- 同年 Adelaide 皇后陛下結社女子學院長とならる。
- 一八四三年 四月二十一日總結社長 Duke of Sussex 殿下薨去せらる。
- 一八四四年 代理總結社長 Earl of Jeland
- 一八四五年 Duke of Sussex 殿下總結社就職二十五年紀念牌を（金屬板に同殿下彰徳文を彫刻したるもの）結社同胞より同殿下に献上したるものを九月三日同 Juvanges 妃殿下より本總結社に献納す。
- 一八四六年 總結社の投票議決に依り結社同胞ロイヤル・アカデミー會員 E. H. Bailey に囑り Duke of Sussex 殿下大理石像の彫刻竣工したるを以てこれを本山に据付け四月二十九日除幕式舉行。
- 一八五二年 Wandsworth Common に建造したる結社女子學院の献堂式を Earl of Jeland 總結社長の手により執行。

- 同 年 ゴキクトリヤ女王陛下結社男子學院長となり給ふ。
- 一八六三年 Word Green の地をトシ結社員子孫の爲に新校舍礎石を總結社長 Earl of Jeland の代理として Algernol Perkins を置く。
- 一八六四年 總結社本山附隨家屋の礎石を同結社長 Earl of Jeland の手によりて置かる。
- 一八六八年 Prince of Wales たる Albert Edward 殿下（後御即位になりて Edward 第七世となる）結社加盟。
- 一八六九年 Prince of Wales 殿下九月一日代理（副）總結社長に任命。
- 同 年 總結社本山附隨家屋の落成式を同長 Earl of Jeland の手に依り執行。
- 一八七〇年 Earl of Jeland 二十六年間總結社長就職記念基金三千ポンド集まる。
- 一八七三年 五月六日前總結社長 Earl of Jeland 薨去せらる。
- 一八七四年 三月二十四日 Duke of Connaught and Strathearn たる Prince Arthur 殿下結社加盟。
- 同 年 Prince Leopold 殿下結社加盟。
- 同 年 Prince of Wales 殿下（後御即位 Edward 第七世陛下となる）九月二日 Margress of Ripon の辭任に依り選舉の結果總結社長となる。
- 一八七五年 四月二十八日 Prince of Wales 殿下 Royal Albert Hall に於て總結社長に就職。

- 一八八二年 ゴキクトリヤ女王陛下結社女子學院の總長となり給ふ。
- 一八八四年 一八八三年五月三日總本山一部火災に遭遇したりしもの、修復完成す。
- 一八八五年 Prince Albert Victor 殿下（後 Duke of Clarence and Avondale となり給ふ）結社加盟。
- 一八八六年 Duke of Connaught and Strathearn 殿下 Sussex 及び印度ボンベイ地方總結社長に就職。
- 一八八七年 六月十三日總結社長 Prince of Wales 殿下主宰のもとに Royal Albert Hall に自由結社大集合を開き、同殿下ゴキクトリヤ女王陛下御即位五十年祝典、祝辭を述べさせらる。當日徴收したる入場料合計六千三百二十一ポンドを計上、これを結社經營の三事業（教育、慈善、事業）に分配す。
- 同 年 八月二日ゴキクトリヤ女王陛下オスボルンに於て總結社長 Prince of Wales 殿下を以て先頭と爲す結社より派遣せられたる代表より祝辭文を受けさせらる。
- 一八八八年 總結社長 Prince of Wales 及び Princess of Wales 兩殿下に銀婚式祝辭を献ぐ。
- 同 年 Sweden 及び Norway の王 Oscar 第二陛下代理副結社長に命せらる。
- 同 年 六月七日總結社長 Prince of Wales 殿下主宰の許に結社女子學院創立百年記念祭を Royal Albert Hall に開催、寄附總額五萬一千五百ポンド。

- 一八九〇年 Duke of Clarence and Avondale 殿下 Berkshire 地方總結社長に就職。
- 一八九一年 三月十一日百年記念館及び結社女子學院増築建設物落成式を總結社長 Prince of Wales 及び同妃殿下司式の許に執行（同妃殿下は後ち御即位してアレキサンドラ皇后陛下となる。）
- 一八九二年 二月二十四日 Covent Garden Theatre に於て臨時總結社長 Earl of Mount Edgumbe 司式の許に慈善事業開始五十年記念祭執行。
- 當日寄附金總額六萬九千ポンド一シルリング七ペンス。
- 同 年 九月七日代理總結社長 Earl of Lathom の畫像を結社決議（一八九一年十二月二日附）に基き總本山に於て除幕式を執行。
- 一八九七年 六月十四日 Prince of Wales 殿下司式の許にロイヤル・アルバート・ホールに於てウキクトリヤ女王陛下御即位六十年記念祭の爲め結社大集會開催、總結社長 Prince of Wales 祝辭を述べ給ふ。
- 當日徴收入場料總額七千二百ポンド十九シルリング折半して半額を Prince of Wales 殿下記念結社病院費に半額を三分して結社三事業（教育、慈善、事業）に分配す。
- 同 年 デンマーク國結社總長デンマーク皇儲殿下（後ち故フレデリック第八世陛下となる）代理（副）總結社長に任命せらる。

（英蘭士血系あるを以て P・G・M 英蘭士總結社長名譽職たる代理總結社長の位を得たり。）

- 一八九八年 六月十日總結社長 Prince of Wales 殿下司式の許に結社男子學院創立百年記念祭執行、當日贈金總額十四萬一千二百三ポンド十一ペンスを計上。
- 一九〇〇年 五月十二日前總結社長 Duke of Connaught and Strathern 殿下司式の許に結社男子學院新校舎定礎式執行。
- 一九〇一年 二月十五日エドワード第七世陛下御即位に依り Duke of Connaught and Strathern 殿下總結社長に選舉せらる。同時に Protector of the Order の結社階級に進ませらる。
- 同 年 七月十七日同殿下ロイヤル・アルバート・ホールに於て同結社長の職責に就かせ給ふ。
- 一九〇二年 八月八日結社同胞 H. S. Wellome の献納にかゝはるワシントン將軍の畫像を臨時總結社長長の招待に依り本山に於て駐英米國大使閣下の手に依り除幕せらる。
- 一九〇五年 十二月六日總結社決議に基き前總結社長 Earl-Amherst の畫像を總本山に掲ぐ。
- 一九〇八年 London 結社階級を制定す。
- 一九一〇年 五月六日前總結社長エドワード第七世陛下薨去せらる。
- 同 年 ジョージ第五世陛下結社三事業總長とならる。
- 同 年 メリー皇后陛下結社せる學院總長アレキサンドラ皇太后陛下結社女子學校長とならる。

- 一九一一年 Arthur of Connaught 殿下結社加盟。
- 一九一三年 歴史的に貴重なる結社「手鑑集」^{マンスクリプト} Crowe 氏の手に依り蒐集、これを本山に獲得す。
(Crowe 氏に對しては結社より前年度二〇〇ポンドの代金を支給す。)
- 一九一四年 (佛名) Grande Loge Nationale Independante et Reguliere Pour La France et Les Colonies France Aises 總結社組織なり、且つ總本山の承認を受く。
(佛國及び佛領各地に散在する英蘭土人の綜合的結社が英蘭系總結社に合一し來れるものにして佛國の即ち佛國人系の結合したる總結社の義にあらず。)
- 一九一六年 八月結社戰時病院後ち結社病院及び療養所と改名、開院す。
- 一九一七年 六月二十三日英蘭土總結社創立二百年紀念祭をロイヤル・アルバート・ホールに特別結社大集會を開催 Duke of Connaught and Strathern 殿下司式、愛蘭、スコットランド、其他英帝國領土、海外總結社代表者の參加を得て執行。
- 同 年 六月二十四日ロイヤル・アルバート・ホールに於て總結社長の出席を得て結社行事執行。
- 一九一八年 五月結社第二戰時病院を Fulham 宮殿に開院す。
- 一九一九年 五月 Prince of Wales たる Edward 殿下結社加盟。
- 同 年 六月二十七日ロイヤル・アルバート・ホールに於て平和紀念祭執行、司式は總結社長 Duke

of Connaught and Strathern 殿下疾病の爲め缺席の故を以て前總結社長 Lord Ampthill 執行。

前總結社長 Prince Arthur of Connaught 殿下御出席せらる。

尙ほ當日愛蘭、西蘭、北米合衆國英領諸國其他海外にある各地方總結社の代表者參列す。

同 年 結社平和紀念事業として結社百萬靈紀念塔設立費募集の提議を總結社長より發す。

同 年 九月三日總結社より同平和紀念事業案進捗の爲め特別委員を任命す。

同 年 十二月 Prince Albert 殿下(今の Duke of York) 結社加盟。

一九二〇年 九月一日、一九一九年三月五日開催の總結社定例會決議に基き Harold Speed 氏の筆になる臨時總結社長 Sir Frederick Halsey の畫像除幕式を本山に於て執行。

一九二一年 十二月七日 Hall Stone Lodge 章(メダル)第一回討議に上程せらる。

一九二二年 四月二十六日 Prince of Wales 殿下總結社上席司會者に任命。

同 年 十月二十五日 Prince of Wales 殿下總結社長 Duke of Connaught 殿下司式のロイヤル・アルバート・ホール特別結社大集會に於て總結社上席司會者としての職責に就職せらる、愛蘭、西蘭其他總結社代表者出席す。

同 年 十二月六日、一千九百二十一年六月一日定例結社集會に於て決議せられたる總結社長 Duke of Connaught and Strathern 殿下畫像をロイヤル・アカデミー會員 Sir Arthur Cope の筆に依

り調製、これを本山に掲ぐる爲め前總結社長 Lord Amphilil 司式ローヤル・アルバート・ホールに於て特別結社集會を催し除幕式執行(十月二十五日)したる上、本日これを本山に安置するに至れり

一九二三年 四月二十五日 Duke of York 殿下總結社上席司會者に任命

同 年 六月六日同殿下は總結社長 Duke of Connaught 殿下の下に總結社上席司會者の職責に就かる。

同 年 九月五日總結社年次四回連絡會合をロンドン市外第一記録として西ランカシャー州リバプール市聖ジョージ・ホールに開催二千二百九名の同胞出席。

一九二四年 七月二十二日代理總結社長 Prince of Wales 殿下サーレー地方總結社長の職責に總結社長殿下の下に就かせらる。

同 年 七月三十日代理總結社長 Duke of York 殿下ミッドル・セツクス地方總結社長の職責に總結社長殿下の下に就かせらる。

同 年 十月十八日代理總結社長 Prince of Connaught 殿下パークシャー地方總結社長の職責に總結社長殿下の下に就かせらる。

一九二五年 三月四日代理總結社長 Lord Amphilil の畫像を一九二三年九月五日結社定例集會決議に基きローヤル・アカデミー會員 Sir Arthur Cope 氏の筆に依り調製本日これを本山に於て除幕す。

同 年 八月八日ケンシントン地方オリンピヤ市に於て總結社長コンノート殿下、ミッドルセツクス地方總結社長ヨーク殿下、パークシャー地方總結社長アーサー・オブ・コンノート殿下司式の下に結社百萬靈紀念義金の爲めに特別祭典執行同胞七千名も同時に出席且つ一萬一千五百五十四名の各結社釋祭係が契約義金總額八十二萬六千四百十六シルリング十一ペンスを獻ぐ

以上、正史記録

一九二二三年度總結社會計記録中に左の一文挿入しあり。

日本震災被害同胞(結社員の義)救済の爲め二千一百ポンド支出す。

附一 英蘭合同總結社

(同社出版年鑑に依る)

(一) 所在

ロンドン Grand Queen W. C. 二番 Free Masons Hall.

(二) 所属登録 Lodge 總數

四、七七三社

(三) Lodge 附隨 Chapter 總數

四、四二五會

(四) ロンドン市所在練習 Lodge 數

三九五社

(五) ロンドン市所在ロッヂ總數

九六三社

(六) 同 附隨チャプター總數

四〇〇會

(七) 會合定例日

三、六、九、十二月第一水曜日午後六時

(八) 年次總結社祭典

四月最後水曜日午後五時半

(九) 前年度統計表(一九二四年度)

ロンドン Lodge 數	九六三
國內 地方 Lodge 數	二、四六七
軍隊 Lodge 數	二
國外地方 Lodge 數	五九七
いづれにも含まれざる海外 Lodge 數	七六
合計	四、一〇五社

第11 The United Grand Lodge of England 英蘭合同總結社役員表

Grand Master	總結社長
Pro. Grand Master	代理(副)總結社長
Deputy Grand Master	臨時總結社長
Grand Wardens	司會者 上、次席兩名)
Grand Chaplains	司教者 (大監督、監督兩名)
Grand Treasures	會計係
Grand Registrar	登錄係 (上、次席兩名)
Deputy Grand Registrar	臨時登錄係 (上、次席兩名)
President Board of General Purposes	一般委員會々長
Grand Secretary	書記
President Board of Benevolence	慈善委員會々長
Grand Director of Ceremonies	司式係
Senior Grand Deacons	上席執事 (六名)

Junior Grand Deacons	次席執事 (六名)
Asst. Grand Chaplains	司教者助手 (牧師兩名)
Asst. Grand Registrars	登錄係助手 (兩名)
Grand Supt. of Works	事業主任
Asst. Grand Supt. of Works	事業主任助手 (兩名)
Deputy Grand Directors of Ceremonies	臨時司式係 (兩名)
Asst. Grand Directors of Ceremonies	司式係助手 (十二名)
Grand Sword Bearer	式刀捧持者
Deputy Grand sword Bearer	臨時式刀捧持者
Asst. Grand Sword Bearers	式刀捧持者助手 (兩名)
Grand Standard Bearers	旗手 (兩名)
Asst. Grand Standard Bearers	旗手助手 (六名)
Grand Organist	風琴演奏者
Asst. Grand Secretary	書記助手
Grand Pursuivant	紋章係

Asst. Grand Purmivant

Grand Tyler

Grand Swards

一四
紋章係助手(四名)

衛 仕 係

釋 祭 係(十九名)

第二章 組 織

第一節 組 織

1、結社形態

會員制度の秘密結社(會員)

2、系 統

世界には各種の系統あるも、本邦には二系統がある。

一、イングランド系(ロンドンに總本部がある。)

二、スコットランド系(エデンバラに總本部がある。)

同 米國南區系(チャールストンに總本部あり。)

3、ロ ヅ チ (Lodge)

ロツチとはフリー・メーション結社員集合體を云ふ。

ロツチには次の二種ある。

イ、Grand Lodge (總本山)

これは一系統のフリー・メーソン・ロッヂの總本部にして所屬の地方本部ロッヂ及び地方ロッヂを綜合す。

系統の最高統帥機關。

例へばイングランド系に於ては Grand Lodge of England (London)

ロ、District Grand Lodge (地方總結社)

此れは總本山と地方ロッヂの中間にある統治機關にして、一政治區域内に地方ロッヂが多數存在するとき、總本部ロッヂの許可を得て開設することが出来る。

例へばイングランド系に於ては本邦を一政治區域としてゐる。此の政治區域内にイングランド系の地方ロッヂが三個(1東京ロッヂ、2横濱ロッヂ、3ライディングサン・ロッヂ)其の他があるから、日本地方總結社 (District Grand Lodge of Japan E. C.) が存在してゐる。

ハ、地方ロッヂ

これは最下級のロッヂにして、地方本部ロッヂと總本部ロッヂの統率を受くる普通のロッヂである。

4、ロッヂの憲法及び規約

ロッヂには各系統によりて各自の憲法及び規約をもつてゐる。

總本山に其の系統の最高憲法がある。地方ロッヂ及び地方本部ロッヂは此の最高憲法に基準して、總本部の許可を得て各自の規約を制定してゐる。

此の憲法及び規約には、1ロッヂの開設、2ロッヂの役員、3役員の選舉、4入會資格及び手續、5會員の進級、權利、義務、罰則、6會員の會費、7ロッヂの會計、8ロッヂの集會、9會員の慈善基金及び其の使用法等が規定されてゐる。

例へばイングランド憲法とか、横濱ロッヂ規約が之である。

5、ロッヂの番號

地方ロッヂには必ず設立の順に従つて番號が附せられてゐる。

例へば Yokohama Lodge No. 1092. E. C. 第一〇九二號がこれである。

此の番號は總本部ロッヂから與へられるもので、横濱ロッヂは、イングランド系ロッヂの中で、世界に於て第一〇九二番目に開設されたことを意味するものである。随つて此の番號を見れば、その系統は世界中で何個の地方ロッヂを有してゐるか、一目で分るわけである。

6、ロッヂの役員

ロッヂの役員はロッヂが、集會して儀式を行ふ場合に、所定の位置に就くため必要な人的要素である。

集會以外の平常に於てその實務を取るものは役員の中でも、結社長(マスター)と書記位である。

役員は選任と任命との二種あり、役員選舉は毎年所定の日に一度行はれ、役員任期は一ケ年である。

役員の数は一各系統或はグラント・ロッヂ、地方グラント・ロッヂ、地方ロッヂ等に依りて多少の相異はあるが、大體は同じものである。

7、チャプター (Chapter)

これは普通 Royal Arch Chapter と稱し、多年の結社行事(年中)修業の結果十分發達、進歩せる結社が英國の皇族關係の本山より皇族の自署ある憲章をその結社へ特に下附されたるものにして、此れを記念するため、その結社内 Chapter なる幹部會を開設したるものである。イングランド系に多し例へば Yokohama Lodge No. 1092. E.C. 内にある Yokohama Chapter No. 1092 E. C. がこれである。

前述の意味より推せば、横濱ロッヂは多年のロッヂ結社の年中行事の修業を経て十分發達進歩せるため英國皇族を以て統一結社長とす本部より光榮ある Chapter を下附されたものなることがわかる。

而して Chapter は Lodge に附屬するものであつて決して獨立して存在するものではない。要するに Chapter はロッヂの幹部會の如きものである。

8、入會資格と手續

イ、入會資格

フリー・メーソン結社に入會する資格は各系統によりて多少の相異があるが、大體次の通りである。

- 一、自己の自由意思によりて入會を希望すること
- 二、英派は二十一歳以上の成人男子、蘇派は十八歳以上の成人男子
- 三、人格圓滿にして、教養ある者
- 四、身心の健全なる者
- 五、必ず新教徒たるべき者
- 六、會費を納入し得る獨立生計的經濟力ある者

ロ、入會手續

此の手續も各系統によりて相異があるが、大體は同じ、今横濱にあるスコットランド系「東の星」ロッヂの規約に依ると次の通りである。

結社加入希望(志願)者は正式結社員二名以上の推選により願書を提出することを原則とし、願書には其の入會せんとする結社ロッヂ名、國籍、生年月日、現住所、職業等を記入し、これに結社員一名の紹介狀を添附すること。

而して此の出願者に對する許否は結社の役員に依り、志願者の資格及び手續を審査したる後、社員全部に討議其の可否を選擧に問ひ決定する

而して總本部ロッヂに申告し、總本部ロッヂより入會許可證を受け、はじめて入會が許可されるのである。

9、階 級

フリー・メーソン祕密結社の社員には階級あり。

此の階級も各系統によりて異なるも、原則として、スコットランド系、イングランド系、第三十三階級まであり、通常結社員階級は殆ど三十二階級まで進み三十三階級は幹部級に屬するを以て其の可否は大本山の推薦に待つ、抽象的、象徴的な修養をなし、上級に進むにつれて、フリー・メーソン祕密結社の具體的理想を授けるものである。

10、進 級

下級より上級に進級するにはロッヂ委員會の試験を経て、總本部ロッヂよりの許可證を受けるものである。

試験はその階級に在る間修得せし事項に就きて嚴重に行はれるもので進級費を要するものである。

11、會員の權利義務

イ、權 利

結社ロッヂに出入し、選舉、投票、慈善、救濟を受け、正式の服裝をなす等の權利がある。

ロ、義 務

フリー・メーソン祕密結社の内容を祕密嚴守、會費納入、フリー・メーソン教儀服從、結社長の命令絕對服從、ロッヂの體面保持。

12、懲 戒 處 分

フリー・メーソン祕密結社員が其義務を怠り、憲法規約に違反したる時は其の程度によりて、1 追放、2 停止、3 體刑等の處分をロッヂより結社長の名に依りて受くるものである。

13、フリー・メーソンの祕密性

フリー・メーソン祕密結社は祕密團體なる爲め、結社のことを非結社員に洩らすことが嚴禁されてゐる。

また下級結社員は上級結社員の事に附何事も知らない程結社内にも於ても祕密が保たれてゐる。

第二章
組
續

ARTICLE FOURTH.

It is my will and I do so hereby direct, will, devise and bequeath, that all my property of every kind, nature and description, not herein otherwise bequeathed or devised specifically, shall pass to, vest in, and become the property of my _____ without condition or restriction, to be by ^{him} ~~her~~ received, enjoyed, managed and disposed of at will: and to be free of inheritance or other taxation or deductions

ARTICLE FOURTH. (A)

ARTICLE FIFTH.

(In case testator does not wish wife to be executrix—use this article and cancel article sixth).
For the purpose of expediting the closing and administering of my estate, and to lessen the delays and expense incident thereto, it is my will and desire to, and I do hereby ordain, declare, nominate, constitute and appoint as the Sole and Independent ^{Executor} ~~Executrix~~ of this my Last Will and Testament and of my Estate, my _____ and I further direct that no Bond or Security be required of ^{him} ~~her~~ in any court in such capacity: and that no proceedings be had in reference to my Last Will and Testament and my Estate, other than to prove this instrument to be my Last Will and Testament, and to file an inventory of my property, or such other minimum steps in court as the law may require.

(If testator is married and wishes wife to be executrix, strike out Article Fifth and first line below. If testator is single, either Article Fifth or Article Sixth may be employed, the other being canceled.)

1111

THIS IS THE LAST WILL AND TESTAMENT

OF

第五篇
發生と分派

IN THE NAME OF GOD, AMEN!

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS:

That I, _____ born at _____
a ^{citizen} ~~subject~~ of _____, residing in the City
of _____ in the Empire of Japan, being of lawful age, of sound and disposing mind and memory, not under compulsion or persuasion or influence, and realizing the uncertainty of life and the certainty of death, and being desirous of arranging all my worldly affairs and estate while I have the understanding, strength and capacity to do so, do hereby make, declare and publish this instrument to be my Last Will and Testament, hereby revoking all former wills.

ARTICLE FIRST.

I direct that all my just debts, funeral expenses and expenses of my last illness be liquidated as soon as practicable, and thereafter my estate be settled as hereinafter directed.

ARTICLE SECOND.

I hereby will, devise and bequeath unto each and everyone of the children who may survive my death, and who are born or to be born (both the existing and posthumous children, of this wedlock of myself and my beloved wife _____ the sum of _____ Yen local currency, each as the respective share of each in my estate.

1111

ARTICLE THIRD.

Any life or other insurance which I may be carrying at the time of my decease, and which by the terms of the policies thereof are not stipulated to be paid to some designated person, or which may be payable to my Estate, it is my will and I do hereby will, devise and bequeath, that the same shall pass to, be paid over, and enure to the benefit of _____

ARTICLE SIXTH.

In the event I should marry without revoking this will, and child or children survive me.

I hereby nominate, constitute and appoint my surviving wife to be the Testamentary Guardian of all minor children who may survive my decease, with all the rights appertaining thereto; and it is my will and desire and I so direct, that no Bond or other Security be required in any court of my said Testamentary Guardian of my children: and that the least amount of legal proceedings be had regarding said Guardianship as the law may require.

ARTICLE SEVENTH.

Executor

In the event my Executrix named in Clause Fifth of this will, should not desire to act, or for any reason should be unable to do so, in that event it is my will and I so direct, that one of the following persons, in the following named order shall be appointed in the stead of the one named in Clause Fifth, to-wit:

Firstly: of the City of
Secondly: of the City of

IN WITNESS to the foregoing, my Last Will and Testament, I have hereunto subscribed my name at on this the

day of One Thousand Nine Hundred and (19.....), in the presence of

and and subscribing witnesses, who, in my presence, and at my request, and in the presence of each other, signed their names hereto as such witnesses and for the purpose of giving validity to this instrument.

TESTATOR,

THE ABOVE AND FOREGOING INSTRUMENT, declared to us by the Testator to be his Last Will and Testament, was now here signed and subscribed by him in our and each of our presence; and we, in his presence, and at his request, and in the presence of each other, sign our names hereto as subscribing witnesses: the said Testator

..... being at the time of signing, of lawful age, of sound and disposing mind and memory, not under compulsion, acting freely and voluntarily, thoroughly understanding the nature and solemnity of such act, and realizing the uncertainty of life and the certainty of death.

NAME OCCUPATION ADDRESS

.....
.....
.....

第二節 英蘭土派自由結社憲章

(横濱ロッヂ内規による)

概 説

一八六六年六月六日日本に初めて創立せられたる英蘭土系ロンドン總結社登録番號一〇九二號「横濱結社」が「THE GRAND LODGE OF ENGLAND」憲法に準じて規定したるイングラント自由結社憲章。

第一條 定例集會

本結社ノ定例集會ハ結社會堂ニ於テ毎月第三水曜日開催召集狀指定ノ時刻ニ之ヲ開ク、結社長ノ命令ニ基キ七月及八月ノ定例集會ハ省略スルヲ得ルモノトス

第二條 服 装

本結社員各員又ハ來訪客員ハ規定ノ結社服裝ヲ爲シタル上出席スベシ、但シ英憲法下盟兄(結社員)ハ同憲法所掲ノ規定ニ嚴ニ則リタルモノヲ除キ如何ナル服裝若クハ寶章ヲモ佩用スルコトヲ許サズ

第三條 結社長其ノ他役員選舉

年次選舉ヲ一月ノ定例集會ニ行ヒ結社長及ビ會計ヲ投票、衛仕係ヲ舉手ニヨリ選舉ス

二月ノ定例集會ニ於テ前會記録確認ニ際シ(議事録第二讀會)結社長ハ正規ニ任命サレ會計及ビ衛仕ハ各其ノ任ニ就ク

結社長ハ次イデ司會者其他ノ役員ヲ指名任命シ之ニ相當ノ徽章ヲ授ク

第四條 役員ノ異動

結社役員ニシテ其ノ職ヲ辭セントスルモノハ結社長ニ對シ一ヶ月以前ニ其ノ旨ヲ通告スベシ而シテ結社長ハ何時ニテモ永久ニ不在、死亡又ハ辭任ニ因ル定位ニ資格アル任意ノ盟兄ヲ任命シ若クハ任意ノ集會ニ於テ任意ノ盟兄ヲ指名シ不在役員ヲ代行セシムル權限ヲ有ス、但シ會計ノ場合ハ例外トシ其ノ地位ノ永久的缺闕ハ通常選舉ニヨリ之ヲ充當スルヲ要スルモノトス

第五條 會計ノ任務

第一項 結社ノ諸基金ハ會計之ヲ保管シ結社及ビ、フリーメーゾンリー全般ノ爲メニ之ヲ處分ス拾圓(日本ノ結社ニ於テハ)以下ノ結社計算ハ全テ次席司會者之ヲ決裁シ拾圓ヲ超ユルモノハ會計支拂以前結社長之ヲ決裁ス、會計ハ正規會計簿ヲ備ヘ各會員ニ通ズル一會員一口座ノ計算ヲ設クベシ、九月三十日ニ結社財政ニ關スル貸借表ヲ作製報告シ置キ後テ現在執行委員會ノ任命シタル會計検査員ノ査閱ヲ經タル後コレヲ十一月定例會ニ提出スベシ

第二項 結社本部諸費支辨ノ爲メ會計ハ次ノ額ヲ積立置クベシ

新入(傳習)料金	一口	五、〇〇
英憲章ニヨル加盟登記濟者(轉入)料金	一口	二、〇〇
他憲章規定ニヨル盟兄轉入料金	一口	五、〇〇
會費四半年分納入金中ヨリ	一口	五〇

此ノ積立金ハ毎年一月地方總結社書記ニ宛テテ送金スベシ

第六條 書記ノ任務

第一項 書記ハ結社ノ一切集會ニ對スル召集狀ヲ發シ、之ニ出席シテ記録ヲ取り一切ノ通信ヲ接受シテ結社ニ提出シ在住及ビ不在ノ會員並ニ結社ニ加盟志願又ハ加盟ヲ許サレタル者全部ノ氏名ノ完全正確ナル表ヲ備ヘ其ノ加盟、加盟志願、死亡、昇級及脱退ノ日附ヲ記録シ會計ニ對シ會費及ビ料金徵收上必要ナル報告ヲ供ヘ且ツ一般ニ從來行ハレタル又ハ從來命ゼラルベキ事務ヲ行フ

第二項 書記ノ備フベキ帳簿ハ議事録、宣言簿、出席簿、登記簿(會費完納ノ證明書ノ交附、結社本部證明ノ申請及送達ヲ記入スベシ)結社發書簡全部複寫簿並ニ結社員通信全部ノ綴リトス

第三項 以上諸任務ノ忠實ナル遂行ニ對スル報酬トシテ書記ハ四半年分納入金ノ支拂ヲ免ゼラル

第七條 衛仕係

衛仕係ハ四半年分納入金(會員)全部ノ支拂ヲ免ゼラレ且ツ結社ガ時々決議スル所ニ依リ尙ホ報酬ヲ與

ヘラルベシ

第八條 結社財産ノ管理

家具、帳簿、紙其ノ他凡テ結社ノ財産ハ當分結社ノ盟兄等ノ信頼ニ任セ結社長及司會者ニ既得權アルモノト考ヘラル、結社式典用服裝及ビ寶飾品全部ノ正規目錄ハ此ノ爲メニ備フル帳簿ニ記入シ上席司會者就任ノ際事實相違ナキ旨認證ヲ得ベキモノトス

第九條 執行委員會

委員會ハ財政及一般用務ノ事項ニ關シ結社長及ビ司會者ヲ補助シ結社會計、書記、前結社長ヨリ成ル但シ之ガ構成任命ノ後、結社ノ命ニヨリ選舉ニ依ルモノ各二名ヲ加フルヲ得、結社長又ハ一名ノ司會者委員會ヲ主宰スルモノトス

第十條 覆 應

覆應ハ次席司會者之ヲ掌ル、次席司會者ハ時ニ應ジテ賄方ヲ命ズルヲ得ベク經費ハ結社ノ爲メ最善ト思考セラル程度ニ調節スベシ

第十一條 緊急集會

結社長ハ緊急事項ニ關シ盟兄等召集スルヲ得ベシ但シフリー・メーションリーノ結社ガ特ニ或ル盟兄又ハ盟兄等ノ爲メ召集サル、時ハ所要ノ失費ヲ其ノ盟兄又ハ盟兄等ヲシテ支辨セシム

第十二條 出 席

在住盟兄ニシテ定例結社集會ニ出席シ得ザル者ハ集會ノ規定日以前書記ニ之ヲ通知スベシ、凡テ役員ハ正確ニ出席スル義務ヲ負フモノトス

第十三條 候補者ノ推舉

第一項 正規ニ推舉セラレタル後テ定例集會ニ於ケル公開結社ニ於テ出席會員二名ノ賛成アリ同時ニ之ヨリ書記ニ對シ候補者ノ氏名、年齢、職業及ビ住所記載ノ文書ヲ手交スルニ非レバ當結社ニ於テフリー・メーションリーニ入門（往來、交渉關係等ヲ云フ）ヲ許サル、ヲ得ズ、推舉者ハ候補者ノ爲メ投票ノ行ハル、以前少クトモ次ノ定例集會迄審議（加盟許可）ヲ延期スルヲ要ス、候補者ガ正規ニ推舉セラレ賛成セラレタル時ハ書記ハ其ノ氏名ヲ候補者表ニ掲ゲ推舉ノ順ニ從ツテ召集狀ニ記入スベシ投票後候補者ガ六ヶ月以内ニ加盟式ノ爲メ出席セザル時ハ投票ハ效力ヲ失フモノトス

第二項 候補者又ハ加盟會員（志願者）ヲ推舉スル全員ハ其ノ新入料金又ハ加盟料金ニ關シ結社ニ對シ責任ヲ負フベキモノトス

第十四條 加盟會員

如何ナル結社員モ正規ニ推舉セラレ定例集會ニ於ケル公開結社ニ於テ出席會員二名ノ賛成アリ同時ニ賛成者ガ書記ニ對シ其ノ盟兄ノ氏名、年齢、職業及ビ住所並ニ所屬ノ乃至最後ニ屬セル結社ノ番號ヲ

記載ノ文書ヲ手交スルニ非レバ當結社ノ會員トナルヲ得ズ、以上凡テ次會ノ定例結社集會ヘノ召集狀ニ記載シ其ノ集會ニ於テ盟兄等ノ決定ヲ投票ニ依ツテ確ム

第十五條 名譽會員

盟兄ニシテ榮譽ノ資格アリト思考セラル、者ハ結社定例集會ニ於テ名譽會員ニ推舉シ得、而シテ其ノ推舉ガ滿場一致ノ承認ヲ受ケタル時次回集會(召集狀ニ其旨通知ヲ記入スベキコト)ニ於テ選舉ニ附セラルベシ

名譽會員ハ加盟料金其ノ他會費ヲ免ゼラルベシ

第十六條

第一項 候補者又ハ加盟(新ラシク加盟ノ推舉ヲ受ケタル)會員ニ對スル投票ニ於テ二個ノ否定票現ハレタル時ハ候補者又ハ加盟推舉會員ハ拒絕セラルベシ、候補者又ハ盟兄ガ拒絕セラレタル時ハ投票日ヨリ六ヶ月ヲ經過スル迄再ビ之ヲ推舉スルヲ得ズ

第二項 會員ハ如何ナル理由アルモ自己ノ投票又ハ偶々他ノ會員ノ投票ヲ知り得タリトスルモコレヲ發表スルヲ得ズ

第十七條 料金及ビ寄附基金

第一項 何人ト云ヘドモ其ノ加盟ニ當リ三階級傳習料、登記料、總結社(ロンドン本山)加盟證明書

料トシテ金額七十圓(日本ニアリテハ)ヲ支拂フベシ、新加盟者ハ加盟ニ當リ金十圓ヲ轉入又ハ復歸者ハ金五圓ヲ、各自其ノ所屬結社基金中ニ支拂フベシ

第二項 在任會員ハ年四期ニ金十圓ヲ所屬結社基金ニ前納スベシ、新加盟者、轉入者ノ寄附基金ハ現在ノ四半期分ヨリ納入スベシ

第三項 會員ニシテ三ヶ月以上所屬結社所在地ニ在ラザル時又ハ時々所屬地ニ來ルノミニシテ出資會員タルコトヲ望ム者ハ正規寄附基金ノ代リニ四半年分ニツキ金二圓五十錢ヲ納ムベシ、此ノ特權ヲ利用セムトスルモノハ其ノ旨書記ニ申出ツベシ

第四項 會員四半年二期分滯納スル時ハ書記ヨリ催告ヲナシ次ノ四半年期ノ終迄ニ完納セザル時ハ其ノ氏名ヲ出資會員表ヨリ除クベシ

第五項 凡テ當結社ニテ加盟ヲ許サレタル者ハ寄附基金出資會員ト見做ス

第十八條 結社脱退會員

會員ニシテ結社ヲ脱退セムト欲スル時ハ其ノ希望ヲ結社ニ於テ乃至書簡ヲ以テ書記ニ意志表示ヲナスベキモノトス、本人支拂ノ延滞アル時ハ其レヲ支拂ヒタル上完納證明書ヲ受クベシ、但シ脱退當時ノ四半年期ノ寄附基金全額負擔ノ義務ヲ負フベキモノトス、脱退セル會員ハ第十四條ノ規定ニ基キ復歸ニ際シ第十七條規定ノ加盟料金ヲ支拂フノミニテ復歸スルヲ得ルモノトス

第十九條 訪問者

凡テ來訪ノ盟兄ハ會員中一名ガ直接保證スルカ又ハ之ガ試験ヲ結社長ノ委任シタル結社役員或ハ役員等ノ試験ヲ満足ニ通過スル迄ハ決シテ入場ヲ許サズ

第一項 凡テ來訪者ハ結社長ヨリ其ノ意見發表ヲ求メラレシニ非ザレバ結社ニ於テ發言スルヲ得ズ

第二項 在住盟兄ニシテ一結社ノ基金出資會員ニ非ザル時再ビ其一結社ノ基金出資會員タル資格ヲ復歸スル迄ハ一回以上當結社ニ來訪ヲ許サズ、但シ此ノ規定ハ結社名譽會員ノ來訪ニハ適用セズ

第三項 來訪者人出席簿ニ其ノ氏名並ニ所屬結社又ハ最後ニ基金出資會員タリシ結社ノ名稱番號ヲ明記スベシ

第四項 來訪者ニシテ結社内ニ於テ處理セラルベキ事務又ハ發生ヲ見ルベキ事項ヲ漏洩シタル事ヲ知ラレタル者ハ爾後結社内ニ出入スル事ヲ禁ジ且ツ其ノ違憲犯罪事實記録ニ止メ結社ノ行動(結社式權限發動範圍ニテ)ニ準ジテコレ以上總本結社(權限發動範圍ニテ)ノ處分ヲ受クベキモノトス

第二十條 慈善基金(救濟)

第一項 慈善目的ノ(救濟基金ハ結社ノ一般金錢ヨリ區別シ置クベシ、而シテ慈善基金ガ貸方金五百圓(日本ニアツテハ)ヨリ少ナキ時ハ新加盟料金一口ニツキ金三圓、加盟轉入料金一口ニツキ金一圓、四半年納入金一口ニツキ金五十錢ヲ此ノ基金ニ向ケ支出スベシ、結社長ハ本基金ヲ其ノ判斷ニ從ツテ

不幸救濟シ使用スル權限ヲ有ス、但シ如何ナル理由アルモ上、次席司會者ノ同意ナクシテ金二拾圓(日本ニアリテ)ヲ超エ結社ノ可決ナクシテ金五拾圓ヲ超ユルヲ得ズ

第二項 凡テ基本金ヨリノ支出ハ議事録ニ掲載スベキモノトス

第二十一條 開社中ノ結社管理

推舉ハ定例結社集會公開ニ限り之ヲ行フベシ結社事項討議ニ當リ當結社ニ對スル演說ハ結社長ヲ通ジテ起立ノ上爲スベシ、何人タリトモ同問題ニツキニ回發言ヲ許サズ、但シ結社長ノ許可ヲ受ケ説明ヲナサントスルモノハ此ノ限りニアラズ、又何人タリトモ結社長ノ許可ナクシテ開社中結社ヲ去ルヲ得ズ

第二十二條 決議

凡テ問題ハ出席シタル結社會員ノ多數ニヨリ決定ス(但シ憲法及ビ次ノ條項中別規アルモノヲ除ク)

第一項 結社長ハ可否ノ投票同數ナル時ハ一個餘分ノ決議權若クハキヤステング・ブオートヲ有ス

第二項 本憲章規約(日本ニ於ケル結社内規)ヲ變更セムトスル時ハ定例集會ニ正式ニ發議シテ賛成ヲ受クルヲ要ス、而シテ次回定例集會ノ召集狀中ニ其ノ大要ヲ告示スベシ、此ノ集會ニ於テ出席會員最少限度三分二以上多數ガ賛成投票ヲ爲シタル時始メテ通過セシムルヲ得、以上ニヨリ可決セル點ハ總結社長(地方)ノ決議ヲ待ツテ結社ノ規約トナルベキモノトス

第三項 會員ニシテ納入金、寄附基金又ハ其ノ他ノ負擔ヲ延滞スルモノハ其ノ延滞ヲ完納スル迄結

社ニ對シ如何ナル事項ニ就キテモ意見ヲ陳スルヲ許サレズ

第二十三條 秘密ノ嚴守

結社會員ハ結社内ニ於ケル如何ナル議事討論又ハ其ノ他ノ事項ヲモ結社會員ニ非ザル者ノ面前ニ於テモ乃至之ニ關スル會話ノ項目トモ爲スヲ得ズ

第二十四條 反結社犯罪

會員ガ結社ニ反スル犯罪ニシテ本憲章規約又ハ結社内規ニ觸ル、モノニアラザル場合ノ發生シタル時ハ結社ノ任意ニ從ヒ取扱ハルベキモノトス、但シ適當ナル當局ニ對スル通常ノ訴ハ之ヲ妨グズ

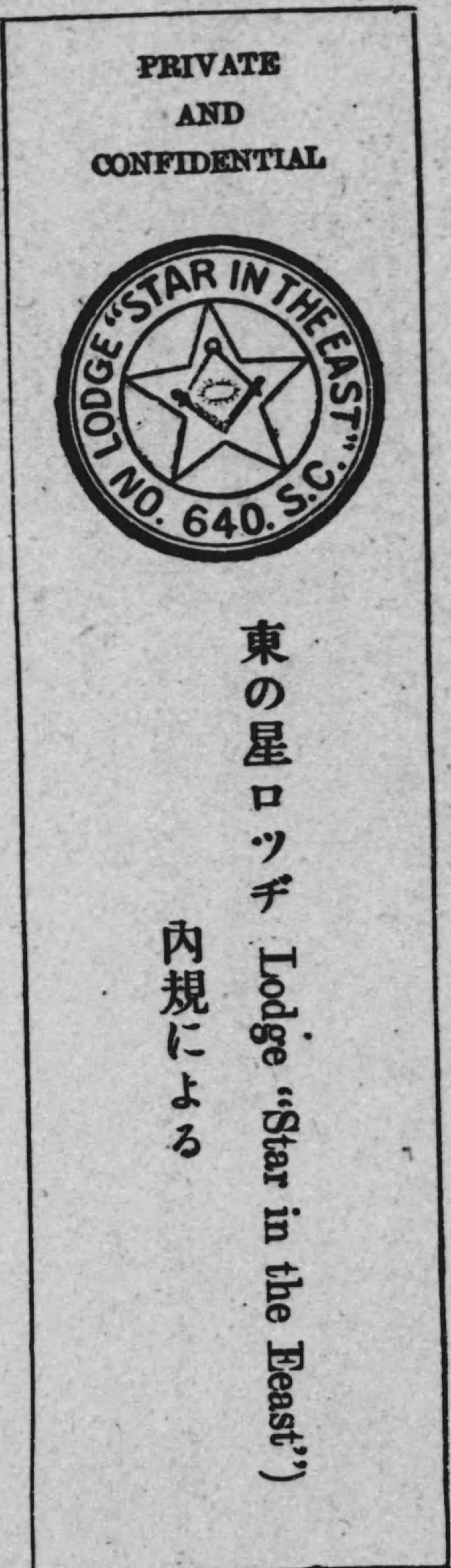
第二十五條 結社内規ニ對スル違反

盟兄故意ニ結社内規中ニ含マル、條項ヲ破リタル時ハ結社ノ任意ニ依リ之ヲ處分ス、但シ適當ナル當局ニ對スル通常ノ訴ハ之ヲ妨グズ

第二十六條 憲章及ビ内規朗讀

本憲章及ビ内規ハ毎年少クトモ一回公開結社ニ於テ朗讀シ當結社ノ會員ハ悉ク之ヲ遵守服從スベシトノ誓約書通り之ニ署名承認スベシ、而シテ右署名シタル各會員ニハ内規寫本一部ヲ與フ

第三節 蘇格蘭土派自由結社憲章



第一項 概 説

西曆一八七九年二月四日横濱に於て蘇格蘭土結社大本部の憲法に準據して、一結社を建設するため同志が會合した結果、同年三月十二日建設請願書を大本部に發送した處同年九月允許狀を受領した。その登録番號は第六四〇番である。

第二項 規 定

第一集 會

第一條 本結社ノ定例集會ハ毎月第二火曜日ニ開催ス

第二章 組 織

但シ七月八月ノ定例集會ハ正結社長一週間前ニ各結社員ニ豫告シ之ヲ中止スルコトヲ得

第二條 集會時間ハ午後八時半トス

第三條 正結社長ハ何時ニテモ「非常」集會ヲ召集スルコトヲ得

正結社長不在ノ場合ハ前結社長臨時或ハ代理結社長又ハ當時本結社ヲ司ル役員之ヲ召集スルヲ得、但シ一週間前ニ各結社員ニ集會ノ豫告ヲ發ス可シ

第四條 本結社員又ハ逗留中ノ他結社員横濱又ハ東京ニテ死亡ノ場合該結社員「メーソン」結社ノ儀式ニ依リ本結社ニ於テ葬儀執行ノ遺志ヲ表示セシ時ハ正結社長前條ノ豫告オクシテ之ガ爲メ「特別」集會ヲ召集スルヲ得

第五條 「非常」集會ノ費用ハ結社ニテ負擔ス

但シ結社員又ハ志願者ノ格段ノ利益ノ爲メ召集シタル場合ハ之ニ要スル費用ハ本人ノ負擔トス

第六條 結社轉入又ハ新入志願者ノ申込ハ非常集會ニ提議スベカラズ

第二 役員

第一條 本結社役員ノ等級ハ左ノ順序ニ依ル

- 正結社長 Right Worshipful Master (R. W. M)
- 前結社長 Immediate Past Master (I. P. M)

臨時結社長 Deputy Master (D. M)

代理結社長 Substitute Master (S. M)

上席司會者 Senior Warden (S. W)

次席司會者 Junior Warden (J. W)

會計係 Treasurer

書記 Secretary

上席執事 Senior Deacon

次席執事 Junior Deacon

聖書捧持者 Bible Bearer

司式係 Director of Ceremonies

祭場係 Inner Grand

釋祭係 Stewards

衛仕係 Tyler

第二條 左記役員ハ毎年十一月定例集會ニテ豫メ指名シ十二日ノ定例集會ニテ選舉ス

正結社長代理結社長上席並次席司會者會計係書記、上席並ニ次席執事及衛仕係

其他ノ役員即チ前結社長臨時結社長聖書捧持者司式係釋祭係祭場係ハ正結社長之ヲ任命ス

第三條 第一項ニ示セル役員選舉ハ秘密投票ニ依ルベク出席ノ結社規約ニ忠實ナル各結社員ハ必ず投票スルヲ要ス

前項ノ結社員ハ必ず第三階級(即チ Master Mason)ノ資格ヲ有スベシ、投票數ノ過半數ヲ得タルモノヲ當選トス

役員候補者一人タルトキハ秘密投票ノ定式ニ依ラズ舉手ニテ該候補者ヲ選舉スルヲ得

第四條 衛仕係ヲ除キ各役員ハ一ケ年間就職ノ責ヲ負ヒ一ケ月前ニ豫告セズシテ其ノ職ヲ辭スルヲ得ズ、衛仕係ハ有給役員ニシテ結社ノ都合ニ依リ隨時免職スルヲ得

死亡辭職又ハ不在ニ依リ役員ノ欠缺ヲ生ジタル場合ハ正結社長其ノ權能ヲ以テ之ヲ補充スルヲ得、但シ會計係缺員ノ場合ニ限り常例ノ選舉方法ニ依リ補充スルヲ要ス

第五條 役員ハヨハネ聖日(十二月二十七日)又ハ其ノ前後ヨリ其職ニ就クベシ

第六條 結社規約ニ忠實ナル各正結社員ハ各役員ニ選舉セラル、資格ヲ有ス、但シ結社費ノ滯納六ケ月ニ及フ者ハ規約ニ忠實ナル結社員ト認メズ故ニ役員ノ被選舉資格ヲ視ヒ且ツ本結社ニ關スル各事項ニツキ投票スルヲ許サズ

第三 役員ノ義務

第一條 書記

書記ハ各集會ノ詳細ナル事項ヲ記録シ正結社長ノ命ニ依リ結社員ニ對シ召集狀ヲ發シ且ツ常ニ正結社長ノ指揮ニ基キ本結社ノ福祉ノ爲メ行動スベシ、書記ハ完全正確ナル結社員名簿ヲ備付ケ新入又ハ轉入セル者ハ凡テ其新入轉入及第進級及退社ノ日付ト共ニ記載スベシ

第二條 書記ハ各種ノ手數料及結社費ヲ徵集シテ其受領書ヲ發行シ且ツ集金ヲ會計係ニ納付シテ其受領書ヲ查收ス

書記ハ各結社員トノ當座勘定簿ヲ備付クベシ

第三條 書記ハ次ノ帳簿類ヲ備付クベシ

記 錄 簿

請 願 書 類 簿

出 席 簿

現 金 出 納 簿

結 社 員 登 錄 簿

本帳簿ニハ退社證ノ授與結社大本部ノ證明書ノ下附申請及其交付ヲ登記スベシ

結社發信文書寫控

各結社ヨリ受クル各種通信

第四條 正結社長着席シテ結社ノ開カレタル時書記ハ前集會ノ記録ヲ讀ミ上ゲ承認ヲ得ベシ、承認ヲ經タル時ハ該記録ニ正結社長ノ署名ヲ受ケ後書記之ニ副署スベシ

書記ハ委員ノ姓名決議及其關聯アル主要事項ヲ準備シテ各委員會ノ委員長ニ差出スベシ

書記ハ結社大本部トノ總テノ通信ヲ爲シ又書記ノ資格ニテ受領セシ總テノ通信ヲ結社ニ提出スベシ

書記ハ職權トシテ結社ノ總テノ委員會ノ委員タルモノトス、

書記ハ其ノ職務ヲ適當ニ遂行スル爲メ四期拂結社費ヲ免除セラル

第五條 會計係

本結社ノ會計係ハ書記ヨリ總テノ金錢ヲ受領シ之ヲ結社ノ爲メ「チャータード」銀行ニ預金スベシ

會計係ハ正結社長又ハ結社ノ命令ニ依リ必要ノ金錢ヲ支拂フベシ、會計ハ毎年一月ノ定例集會ニテ

會計検査委員之ヲ検査シ同委員會其結果ヲ結社ニ報告ス

第六條 衛仕係

衛仕係ハ結社建物内ノ清潔ヲ保持シ結社集會ノ爲メニ總テノ物ヲ秩序整然タラシムルノ義務ヲ有ス

結社ノ財産タル各種ノ器具貴金屬寶石類衣類調度類其他ノ物品ハ戸棚其他容器ノ鍵錠ト共ニ衛仕係

之ヲ保管シ就任中其保全ニ付責任ヲ有ス

衛仕係ハ上席司會者ノ要求アル時ハ何時ニテモ結社ノ全財産ノ記録ヲ提出スベシ、衛仕係ハ正結社長及書記ヨリ渡サレタル總テノ召集狀ヲ處理スベシ、職務ノ報酬トシテ衛仕係ハ結社費全部ヲ免除ノ上毎集會金五圓ヲ給與セラル

第四 會計検査委員

前結社長代理結社長及ビ十二月定例集會ニテ正結社長ヨリ任命セラレタル結社員一名ヨリ成ル會計検査委員會ハ本結社ノ會計検査ヲ爲シ其結果ヲ一月ノ定例集會ニテ結社ニ報告スベシ

第五 審査委員

志願者結社新入ヲ申込ミタルトキハ正結社長ハ二名以上ノ正結社員ヲ審査委員ニ任命シテ志願者ノ人物ヲ調査セシムベシ、審査委員ハ次回ノ定例集會ニテ正結社長ニ復命スベシ

第六 結社新入志願者ノ選舉

第一條 新入申込ハ總テ結社ノ定例集會ニ於テ結社規約ニ忠實ナル正結社員階級以上ノ結社員ヨリ提議シ之ガ賛成ヲ得ルヲ要ス、同時ニ志願者ノ姓名、年齢、職業出生地及現住所ノ記録ヲ書記ニ手渡スベシ、書記ハ前記ノ事項ト共ニ申込ヲ記録簿ニ記載ス

前項ノ新入申込ハ審査委員ニ附託シ審査委員ハ審査ノ結果ヲ次回ノ定例集會ニ報告シ直ニ之ヲ秘密投票ニ附スベシ

第二條 新入志願者ニシテ秘密投票ノ結果選舉セラレタリト雖モ選舉後六ヶ月以内見習加入者(Inter-
red Apprentice)ト稱スル最初階級)トシテ結社ニ出席セザルトキハ再ビ新入申込ヲ爲シテ秘密投票
ニ付セザルベカラズ

第七 結社員

第一條 社員ノ轉入

如何ナル「メーション」結社員ト雖モ結社規約ニ忠實ナルノ證據或ハ以前結社員タリシ結社ヨリノ正
當ノ退社證ヲ提出シ得ザル限リハ本結社員タルヲ許サズ、轉入者ハ集會ニテ離出結社員(Dubscribing
Member)(結社規約ニ忠實ナル正結社員)ヨリ正式ニ轉入申込ヲ提議シ且之ガ賛成ヲ得ルヲ要ス、同
時ニ姓名、職業及住所並ニ自己階級現ニ自己ノ結社員タリ又ハ曩ニ結社員タリシ結社名番號ヲ書面
ニ認メテ書記ニ手渡スベシ

前記事項ハ總テ次回ノ定例集會ノ召集狀ニ記入シ其集會ニテ秘密投票ニ依リテ可否ヲ決定ス

第二條 名譽結社員

特別ニ熱心ナルカ又ハ顯要ノ地位ニアルニヨリ特別優遇ノ價值アリト認メラル、本結社員ハ結社集
會ニテ名譽社員ニ選舉スルヲ得、但シ同提議ハ一ヶ月前ニ集會ニテ豫告サレ且ツ滿場一致ニテ承認
サル、ヲ要ス

名譽結社員ハ本結社ニ於ケル投票權ヲ有セズ

第三條 一時拂結社員

規約ニ忠實ナル正結社員タル本結社員ニシテ本結社ノ定ムル一定金額ヲ一時ニ拂込ミタルトキハ毎
年ノ離出ヲ免除スルヲ得

前項ノ一時拂結社員モ離出結社員ト同一ノ特權ヲ享有ス

第四條 不在結社員

本結社員ニシテ横濱(又ハ東京)ヲ去リテ三ヶ月以上不在タラントスル者ハ其旨ヲ書面ニテ書記ニ届
出テ不在結社員名簿ニ姓名ヲ記入スルヲ得

第五條 結社員ノ退社

本結社員ニシテ日本ヲ去ラントスルモノハ登録簿ヨリ削除ヲ受クレバ退社證ヲ受與セラルベシ
前項ニヨリ正式ノ手續ヲ履行シテ退社シタル者ニシテ二ヶ年以内ニ復歸シタルトキハ四期拂結社費
ノ當期分ヲ收メテ再ビ結社員ノ全資格ヲ容認セラル、權利ヲ有ス

第八 投票

第一條 新入又ハ轉入ノ可否ヲ秘密投票ニ付スル場合ニ若シ一票以上ノ黒票表ハルレバ志願者ハ拒否
セラレタルモノトス

正結社員ノミ投票權ヲ有ス

第二條 正結社長及司會者投票箱ヲ點檢ス

結社員ハ如何ニ投票シタルヤヲ他人又ハ結社員ニ知ラシムベカラズ又ハ他人ノ投票ニ關シテ他人ニ質問スベカラズ

第三條 秘密投票ニテ結社新入又ハ轉入志願者ノ拒否セラレシ場合本結社員又ハ來訪客員ハ其方法ノ如何ヲ問ハズ何人ガ其選舉ニ反對セシカラ探索シ又ハ發表シ或ハ結社ノ處置ヲ不當且ツ無禮ニ暴露スベカラズ

前項ニ違反シタル場合ハ處罰トシテ本結社員ニ就テハ譴責停權又ハ除名シ來訪客員ニ就テハ再ビ來訪客員タリ又ハ本結社員タルヲ許サズ

第四條 結社新入又ハ轉入志願者拒絶セラレタル時ハ六ヶ月以上經過スルニ非ザレバ再ビ申込ヲ提議スベカラズ

第九 會 計

第一條 結社新入ノ場合

各志願者ハ新入請願書ニ署名ト同時ニ金六十圓ヲ納付スベシ

此ノ内ニハ第一階級ヨリ第三階級迄ノ進級手数料見習結社費 (The Mark) 及四期拂結社費ノ當期分

ヲ含ムモノトス

但シ結社大本部ノ登録及免狀ニ對シ結社大本部ニ支拂フベキ出費ヲ含マズ

第二條 結社轉入ノ場合

第三階級タル正結社員ノ階級ニアル者本結社ニ轉入シタルトキハ金十五圓ヲ拂込ムベシ此内ニハ四期結社費當期分ヲ含ムモノトス

加入許可ノミ受ケテ準結社員及正結社員ノ階級ヲ未ダ受ケザル結社員ハ轉入手數料ノ外一階級毎ニ進級手数料トシテ更ニ金十五圓ヲ支拂フベキモノトス該金額ヲ納付シタルモノハ結社大本部ニ登録ヲ受ケ且ツ正結社員ノ免狀ヲ下附セラルベキ資格ヲ有ス

第三條 四期拂結社費

書記及衛仕係ヲ除ク在住各結社員ハ三ヶ月毎ニ金六圓ヲ納付スベシ

第四條 本結社ニシテ結社費滯納六ヶ月ニ及ブ者ハ毎年ノ選舉權ノ行使及役員ノ被選舉資格ヲ失ヒ且ツ慈善基金ニ對スル要求ノ先取特權ヲ失フ

第五條 本結社員ニシテ日本内地在住者ニ就テハ三期間、在外者ニ就テハ二ケ年間、結社費ヲ滯納セシ場合ハ書記ヨリ、次ノ期間ノ終了迄完納セザル時ハ離出結社員ノ名簿ヨリ削除セラルベキ旨ヲ告知スベシ

但シ滞納ニツキ充分ノ理由存スルカ若クハ更ニ期限ノ延長ヲ許可セラレタルモノハ此ノ限ニアラズ
第六條 名譽結社員ハ本結社役員ヲ受諾シタル場合ノ外ハ入社手数料及四期拂結社費ヲ免除セラル
本結社役員ヲ受諾シタル場合ハ結社ニ加入シ且ツ離出結社員タラザルベカラズ
第七條 本結社員ニシテ不在名簿中ニ記載セラレタル者ハ不在中四期拂結社費ノ負擔ヲ半減セラル、
本結社員ニシテ常ニ航海スル船舶ニ就業スル者ハ不在結社員ト見做ス
第八條 本結社ニ新入シタル各員ハ離出結社員ニ準ス

第十 基金ノ据置

第一條 四分ノ一期分ノ離金金額ノ一割並ニ新入手数料金額ノ一割ハ教育基金トシテ別途積立ヲ爲ス
ベシ

前項離金ノ殘金並ニ其他ノ進級及加入手数料ノ金額ハ結社一般ノ經費及結社大本部ノ手数料ヲ支拂
フ爲メ一般基金ヲ形成スベシ慈善基金トシテ次ノ如ク毎年末ニ一般基金ノ純殘高ノ二割五分ヲ控除
シテ慈善基金ニ組入ルベシ、毎年離金中ヨリ一割以上ヲ結社共濟基金ニ組入ルベシ

第二條 教育基金

(一) 前條ノ教育基金ハ就任中ノ正結社長前結社長上席司會者及ビ結社ヨリ常設的ニ選舉セラレタ
ル二名ノ結社員ヨリ成レル委員會ニ依リ管理スベシ

前項結社員ハ本結社員タル(結社規約ニ忠實ナル者)間及其辭職ガ適當ニ受諾セララル、迄其職ニ留
ルベシ

(二) 二年以上離出結社員タリシ結社員ノ孤兒ニシテ貧窮ナル者ハ本基金ニ對シ優先請求ヲ認メラ
ルベシ
尙ホ結社ノ裁量ニヨリ本「東ノ星」結社ト親交アル日本所在ノメーション結社ノ離出結社員タリシ
者ノ兒童ニシテ貧窮ナル者ニモ基金支給ノ恩典ヲ擴張スルヲ得
前項ノ結社員ハ四年以上該結社ノ離出結社員タリ且ツ該結社在社中規約ニ忠實タリシ者ナルヲ要
ス

(三) 各一兒童ニ支給スベキ一ケ年間ノ最高額ハ金百二十圓トス

(四) 請求者第二項第一段ニ該當スル場合ニハ兒童ノ數ニ制限ナク本基金ノ恩典ヲ享受スルヲ得
但シ事情ニ依リテハ二人ニ限定スルコトアルベシ

(五) 本基金支給ノ期間ハ十歳以上ニ達シタル後ハ如何ナル場合ニ於テモ本基金ノ支給ヲ受クルヲ
得ズ

(六) 享益者不品行ナルコト明ナルトキハ常設委員ノ勸告ニ依リテ結社ハ何時ニテモ支給ヲ差止ム
ル權限ヲ有ス

(七) 本基金ヲ願出デムトスル者ハ兩親保護者又ハ願出人ノ親近者ノ署名アル書類ヲ結社規約ニ忠實ナル本結社員ニ送付スルコトヲ要ス、該結社員ハ遲滞ナク同願書ヲ委員ニ提出シ委員ハ充分調査ノ上定例又ハ非常ヲ問ハズ次ノ集會ニ報告シテ討議ニ附スベシ、但シ此ノ爲ニ特ニ非常集會ヲ召集スルコトヲ得ズ

第三條 一般基金

本結社ノ費用支辨ニ供スル一般基金ハ正結社長兩司會者及本費目ノ爲ニ一月ノ定例集會ニテ結社ヨリ選舉サレタル二名ノ結社員ヨリ成レル會計委員之ヲ管理ス

委員ノ定足數ハ三名トス

會計委員ニ依リ支出セラレタル金額ハ年報ニ記載スベシ

第四條 慈善基金

(一) 正結社長ハ慈善ノ目的ノ爲メ自己ノ裁斷ニ依リ二十五圓ヲ越ヘザル限度ノ金額及兩司會者ノ同意ヲ得タル場合ハ五十圓ヲ越ヘザル限度ノ金額ヲ慈善基金ヨリ配分スル權限ヲ有ス

前項何レノ場合ヲ問ハズ正結社長之ヲ次同ノ定例集會ニテ結社員ニ報告シ且ツ結社記録ニ記載スベシ

(二) 本基金ノ支出金額五十圓ヲ超ユル時ハ定例集會又ハ其目的ノ爲メニ召集サレタル非常集會ニ

テ出席社員三分ノ二ノ同意ヲ得ザルベカラズ

慈善基金ノ處置ニ關シテハ正結社員ノミ投票スルヲ得

第十一條 財產

第一條 如何ナル種類ヲ問ハズ本結社ノ全財產ハ就任中正結社長及兩司會者ニ委託シテ之ニ歸屬スルモノトス

前項ノ役員ハ結社員ノ爲メ且ツ被委任者トシテ必要ト認ムル額ニテ結社財產ヲ保險スル權限ヲ付與セラル

第二條 前條ノ目的ノ爲メ調度全部ノ正確ナル目錄ヲ記載シタル帳簿ヲ備付クベシ
各上席司會者其事務引繼ノ際之ヲ檢閲保證ス

第十二條 服裝

本結社各員又ハ來訪客員結社ニ出席ノ場合ハ各自ノ屬スル階級ノ服裝ヲ爲スベク本結社内ニ於テハ結社憲法ノ定ムル規則ハ嚴密ニ適合シタル服裝及ビ徽章ノ外着用スベカラズ

第十三條 來訪客員

他ノ結社員ニシテ來訪スル者ト雖モ本結社員ニ依リテ行ハル、充分ナル檢査ヲ通過シタル者又ハ正當ニ保證サレタル者ノ外ハ本結社ノ出入ヲ許可セズ、客員初メテ本結社ヲ代表シタルトキハ適法ノ形式

ニ據リ之ヲ披露ス

第十四 登 録

本結社員及來訪客員本結社ニ參入スル前姓名階級所屬結社又ハ曩ニ自己ガ離出結社員タリシ結社ノ番號ヲ出席簿ニ記入スベシ、正結社長又ハ當時司會者タル役員ノ許可ナクシテ結社ヨリ退出スルヲ得ズ出席簿ハ集會當夜ハ衛仕係ノ管理ニ屬ス

第十五 秘密嚴守

第一條 本結社員ハ結社内部ニテ見聞シタル結社各種ノ事項ヲ結社員以外ノ者ニ洩スベカラズ但シ上級有司ニ控訴シタル場合ニ説明上必要ヲ生ジタルトキハ此限ニアラズ

本條ニ違反シタルモノハ第八款第三條ニ定メタル罰ヲ課ス

第二條 來訪客員ハ結社内ニテ行ハル、如何ナル事項ニテモ之ヲ結社員以外ノ者ニ漏洩シ又ハ結社員以外ノ者ト論議スベカラズ

本條ニ違反シタル者ハ第八款第三條ニ定メタル罰ヲ課ス

第十六 規 約

第一條 規約違反

本結社員ニシテ若シ故意ニ本規約ノ條項又ハ之ニ包含スル條件ヲ犯シタルトキハ本結社ノ裁斷ニヨ

リ處置スベシ

但シ此處置ニ對シテ結社大本部ヘ控訴スルヲ得

第二條 例 外

本規約又ハ結社大本部ノ規則ニ規定ナキ事項發生シタル場合ハ正結社員タル結社員三分ノ二以上ノ多數ニ依リ之ヲ決定スベシ

該決定ハ最終トスト雖モ之ニ對シテ結社大本部ニ控訴スルヲ得

第三條 修 正

本規約ノ變更及修正ハ書面ヲ以テ定例集會ニ提議スベシ、若シ提議ニ賛成アレバ調査ノ爲メ次回ノ定例集會迄留保シ該集會ニテ出席正結社員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ本規約ノ一部トナルベシ但シ結社大本部ノ認可ヲ要ス

第四條 規約ノ同意

各結社員ハ本規約ニ署名スベシ、書記ハ本結社ニ新入又ハ轉入シタル各結社員ガ本規約ニ署名シタルヤ否ヤヲ調査スル義務ヲ有ス、年一回以上集會ノ席上ニテ本規約ヲ朗讀スベシ各結社員出席ノ際本規約謄本ヲ携帶スベシ

第十七 抗 議

第一條 結社ノ事項ニ關シテハ本結社員ニ對シ抗議スル場合ハ抗議者即チ原告ハ書面ニ依リテ申告スベシ、書記ハ該申告者ノ寫シヲ被抗議結社ニ交附スベシ被抗議者ハ本結社ノ正結社、兩司會者及正結社員ノ公正ナル審問ヲ受クル權能ヲ有ス

第二條 前條ノ審問ノ爲メ特別集會ヲ召集ス、而シテ本結社ニ屬スル正結社員ノ外ハ出席スルヲ得ズ但シ證人又ハ辯護士トシテ出席シ得ルモノハ此限ニアラズ

第三條 該審問ニ出席セル正結社員ノ三分ノ二以上ノ多數決ニ依リ裁決ヲ爲シ且ツ處罰ヲ言渡スベシ當裁決言渡ハ終審トス、但シ裁決後三十日以内ニ結社大本部ニ控訴スルヲ得

第十八 死亡結社員ノ證明書ノ處置

本結社員ノ死亡後當時就任中ノ正結社長及書記ニ依リテ同人死亡ノ日時場所及同人ノ記念トシテ稱讃ニ價スル其他ノ事項ヲ證明中ニ書キ加フルヲ得
證明書ハ其ノ兒女又ハ生存セル最近親者ノ所有物トシテ之ヲ返還サルベキモ若シ不能ノ場合ハ之ヲ結社大本部ニ返還スルヲ得

第三項 結社集會執行順序

- 一 召集狀朗讀
- 一 承認ノ爲メ前集會記錄ノ朗讀

一 通信朗讀 (大本部ヨリノ通信ハ先ニスルコト)

一 秘密投票

一 階級授與

一 前集會ノ未決事項再議

一 召集狀ニ記載シタル事項提議

一 通信往復文書ノ審義及處置

一 新動議及新決議

一 志願者申込提議

第四項 結社議事規則

正結社長總テノ問題ヲ明確ニ提出シテ結社ノ討議ニ附スルヤ出席結社員ガ其ノ問題ニ對スル意見ノ存スル時ハ舉手ニ依テ其意ヲ正結社長ニ示スベシ

採決ノ場合ニハ正結社長ハ先ヅ贊成投票者ニ起立ヲ求メテ之ヲ數ヘ次ニ反對投票者ニ移リ而シテ其ノ結果ヲ宣言ス

贊否同數ナル時ハ正結社長ハ自身ノ投票ノ外ニ決定投票ヲ爲ス權ヲ有ス
結社員集會席上ニテ發言セントスル時ハ先ヅ起立敬意ヲ表シテ結社長ニ向ツテ陳述スベシ

結社員ニシテ發言其他ノ行動中本結社ノ規則ニ違反スル言動ヲ生ジタル時ハ正結社長又ハ結社員ハ同人ガ説明スルカ或ハ着席スル時反則ナルヲ注意スルコトヲ得、但シ反則ナルヤ否ヤノ問題ハ討論ヲ避ケ正結社長ノ裁斷ニ一任スベシ、若シ其裁斷ガ發言中ノ結社員ニ有利ニ決セラレタル時ハ該結社員ハ其ノ言動ヲ繼續スルコトヲ許サル二名ノ結社員同時ニ起立シタル時ハ正結社長ノ指名ニ依ツテ其一人ニ發言權ヲ認ム

來訪客員ハ正結社長ノ請求ニ依ルノ外ハ發言スルヲ許サズ正結社長ノ問題説明中或ハ結社ニ對シ演說中又ハ結社員ノ發言中又ハ集會記録ノ朗讀中結社員ガ祭場ナル室へ出入横斷スルコト及結社員相互ノ談話ヲ嚴禁ス

出席中ノ全正結社員ハ投票スベキ凡テノ問題ニ對シテ必ず投票スベキモノトス、但シ自己ガ直接利害關係ヲ有スル事件ガ問題タル場合ニハ投票ヲ強制セラル、コトナシ

其問題ガ議決セラタル集會ヲ除キ再投票ノ動議ヲ提出スルヲ得ザルモノトス

(注意) 多數ニ投票シタル結社員ノミ再議ノ動議ヲ提出スルコトヲ得

動議ガ提出サレ贊同ヲ得タル時ハ討論ニ附スル前正結社長此動議ヲ陳述シ其ノ動議書類ナル時ハ書記之ヲ朗讀スベキモノトス

動議ハ決定又ハ修正前ニ動議提出者ニ依テ撤回スルコトヲ得

問題ノ討論中ハ新動議又ハ新提議ノ提出ヲ許サズ

結社員ハ正結社長ノ同意ヲ得ルニ非サレバ同一問題ニ關シ二回以上發言スルヲ得ズ、但シ動議提出者

及動議ニ關係ヲ有スル結社員ハ討論終結ヲ請求スルコトヲ許サル

正結社長ノ裁決ニ關シテ結社ニ對シテ異議ノ申立ヲ爲スヲ得ズ、但シ同裁決ニ對シテ異議アル者ハ結

社大本部ニ申告スルヲ得ルモノトス

各結社員ハ正結社長ノ總ノ合圖ニハ即刻承服スベシ又役員タルモノハ正結社長ヨリノ命令アルニ非レ

バ役席ヲ離ルベカラズ

第五項 結社規約認可書

西曆一九〇二年四月十七日






エヂンバラ・フリーメーソン殿堂

前文ノ如キ第六百四十番横濱「東ノ星」結社規約ハ大本部委員ニ依ツテ檢閲セラレタル處スコットランド結社大本部憲法及諸規則ト合致スルモノナルコトヲ審査シ得タルヲ以テ茲ニ之ヲ允許ス

結社大本部書記 ダビット・リード

スコットランド結社大本部ノ印



	Sov.: Grand Commander.
	Sov.: Gr.: Insp.: Genl.:
	Insp.: Genl.: Hon.:
	33°
	Gr.: Cross.
	32°
	Kt.: Comm.: C.: of Hon.:
	32°
	M.: R.: S.:
	18°
	Eques à R.: ✠

第六篇 各結社の行程

第一章 日本に現存する「フリー・メイソンリー」

第一節 District Grand Lodge of Japan.

概説

日本に存在する「イングランド」系地方的各「ロッヂ」を統轄する日本に於ける本部の如きもので地方的各「ロッヂ」の役員中の有力者によつて組織され、年一回便宜上の都市に於いて例會を催し、地方の同系の各「ロッヂ」から役員が出席する重要な機關である。

本會合は一九二五年九月三十日神戸市海岸通り七「コリンシヤン・ホール」に開催され、翌年三月六日には東京市芝公園三縁亭に於いて開催された。

過去に於ける會合の年次代表者を示し、三縁亭に開催された状況を述べると、

會合年次	代表者
西曆 1914	E. C. Fox
15	G. H. Bell
16	D. H. Blake
17	"
18	"
21	Stanley Edward Unite
25	"
26	"

定期例會の狀況

氏名	出席資格
Stanley Edward Unite	結社社長
Perey Hamilton Mokay	副結社社長
Daniel Henry Blake	上席司會者
Vernon Boyce Wilson	次席司會者

Rev. Ernest Reed Harrison	司祭
Robert Faulker Moss	録事長
Walter Haywark	主計總監
Fredrick Henry Clark	一般事業局總裁
William Edward Loxon Sweet	書記官
John Reifsnider	司祭部長
Alexander Ross Catto	上席執事
Edward James Kitson	次席執事
William David Cameron	司祭部長補
Henry Anjustus Ralph Chapman	捧劍手
Franois Arthur Wells	旗手
Arthur Clifton Gibbs	紋章係
Angurt Swanson	衛仕係
J. S. Walker	集會及一般事務係
Robert Kerr Henderson	同

W. Russell

E. F. Walker

Richard MacGrill Anderson

第一〇九二號横濱「ロッヂ」出席者

YOKOHAMA LODGE

No. 1092, E.C.



S. E. Unite

P. H. Makey

H. A. R. Chapman

D. H. Blake

A. R. Catto

同 同 同

名譽社員

同 P W 同

M M

F. H. Clark
E. W. Frazar
J. L. Graham
W. R. Bull

Private and Confidential



O Tentosama Lodge No. 1263

同 同
P M 二〇一五
次席執事



第一二六三號オラント様「ロッヂ」出席者
S. E. Unite
H. J. Taylor
W. Hayward

同 同 P
M

第一章 日本に現存する「フリーメイソン」

A. Raymond	司祭長補
W. H. Murray Walton	内部監視係
J. F. Baker	集金一般事務係
A. Swanson	衛仕係
Geo. Feldman	M
A. C. Gibbs	同
O. R. Heath	同
C. A. Johnson	同
L. J. Musser	同

第三七二九號「マンビオン・イン・ザ・フアー・イースト・ロッヂ」出席者

S. E. Unie		
P. H. Mckay	P	M
F. A. Wells	W	M
V. B. Wilson	P	M
F. H. Clark	J	P
	P	M

E. J. Kitson
H. A. Sellers

P
M

姉妹團體社員並に來賓

Wor. Bro	A. L. Dewett	「ロッヂ・スター・イン・ザ・イースト」S. C. 六四〇書記
●	J. A. Robson	「ロッヂ・スター・イン・ザ・イースト」S. C. 六四〇社員
●	H. H. Foster	「ロデシヤ」「ブラワヨ・ロッヂ」社員
●	W. H. Hosking	米國「カルモット」社員
●	W. L. Newmeyer	米國ペンシルバニア洲「ビタロッヂ」六四七社員
●	P. Winn	「コバラス」「ケララ」二一八八E・C社員
●	R. C. Armstrong	
●	F. S. Thomas	米國ペンシルバニア洲「オリエント」五九〇社員

右表中數字は「ロッヂ」所屬總本部登録ノ番號で、「ロッヂ」名を示すものである。

W・M・は Worshipful Master の略で「ロッヂ」の最高幹部、結社長の義。

M・M・は Master Mason の略「メーソン」第三階級の稱呼。

P・M・は Past Master の略で、W・M・就任に際して贈る名譽位階である。P・Mは一度結社長を勤

めたる者に加へる敬稱である。即ち、W・Mに一度就任したる者は、任期終了後と雖も、この位階を保留する故に事實上「ロッヂ」内に数名のP・Mがあること、なるのである。

社員着席

社員一同各々所屬結社の旗幟の下に整列して、東京「ロッヂ」長及び日本「グランド・ロッヂ」本部長、本部幹事を従へ入場社員一同起立して、古式禮典に則つて、東京「ロッヂ」上席、司式係指揮の下に本部長、本部次長並に本部幹部に對して敬禮する。

本部定期例會を正式に開會さる。

（備考）

「バナー」は普通六種の種別があつて、Faith (誠實) Hope (希望) Charity (博愛) Wisdom (睿智) Strength (力) Beauty (善美) の文字を染抜いた旗——地質は白リンズ又は白絹で、青色の縁を取つてある。右は「ロッヂ」行列等の場合、其「ロッヂ」有資格者に依つて夫々捧持せられる。然し茲に記載されてある「バナー」は、各「ロッヂ」を表彰する旗章で、六種の旗幟とは又別個のものである。

召集命令書朗讀

本部長は大書記官を招いて定期例會開催を宣する召集命令書を朗讀させる。
英國エンセント・フリー・アンド・アクセプテッド・メーソンズ「グランド・ロッヂ」總本部管轄下に

在る日本「グランド・ロッヂ」本部

ライト・ウォールシップ・ブラザー

本部長 舊本部次長 スタンレー・エドワード

ライト・ウォールシップ・ブラザー

本部次長、舊旗手 バーシー・ハミルトン・マツケー

拜啓「グランド・ロッヂ」本部定期例會は來る千九百二十六年三月六日土曜日午後五時三十分東京

市芝公園三綠亭第二〇一五號東京「ロッヂ」に於て開催せらるべきに付幹部舊幹部及社員一同は出席

相成度

本部長の命に依り

千九百二十六年二月 於東京

大書記官 ダブリュー・イン・ラクソン・スウキート

議事の順序

- 一、第二〇一五號東京「ロッヂ」開場第三階ニ昇格セラル
- 二、本部長本部幹部ヲ従へ入場一同敬禮。
- 三、本部定期例會正式ニ開會

- 四、大書記官例会召集命令書朗讀
- 五、大書記官各「ロツヂ」所屬社員人員點呼
- 六、大書記官社員ノ確認ヲ得ル爲メ千九百二十五年三月七日土曜日開會セラレタル例会議事録朗讀
- 七、一般事業局長同局ノ報告書提出社員之ヲ審議採擇ス
- 八、主計總監會計報告書並ニ貸借對照表提出社員之ヲ審議採擇ス
- 九、本期主計總監選舉 任命——舊總結社長「ウオーシツプフル・ブラザー」ダブリュー・ヘーワード
- 一〇、本部長演說
- 一一、本部長本期本部幹部任命
- 一二、「バスト・マスター」P・M中ヨリ本期一般事業局副總裁二名ヲ選舉ス
- 一三、「バスト・マスター」P・M中ヨリ日本總「メーソニック」慈善事業基金會ニ於ケル本部代表者一名ヲ選舉ス
- 一四、「バスト・マスター」P・M中ヨリ「メーゾニックホール」會社ニ於ケル本部代表者一名ヲ選舉ス
- 一五、各種事業報告
- 一六、日本「グランド・ロツヂ」本部例会正式ニ閉會
- 一七、本部長本部幹部ヲ從ヘ退場

一八、第二〇一五號東京「ロツヂ」閉場

先般印刷ニ附シ社員一同ニ廻付セラレタル千九百二十五年三月七日土曜日開催定例会議事録本部次長ニ依リ提出本部舊執事贊成同議事録遂條審議ノ結果承認セラル

次デ一般事業局總裁同局前年度報告書提出舊大監督贊成右報告書承認ヲ建議シ一同異議ナク採擇セラル

主計總監本部前年度會計報告書提出次席司會者贊成右報告書採擇ノ動機ヲ提出シ動議成立シ裁決セラル

現主計總監「ウオーシツプフル・ブラザー」ウオルター・ハイワード千九百二十六年度ニ於ケル主計總監ニ再任ノ旨本部長ヨリ發表セラレタリ

日本「グランド・ロツヂ」本部

千九百二十六年二月五日 於神戸

一般事業局ハ左記ノ通り報告書ヲ提出スルノ光榮ヲ有ス

本部主計總監ノ提出シタル會計報告書ハ審議ノ結果相違ナキコトヲ證明ス

本部管下各「ロツヂ」ノ千九百二十五年統計表ハ別表ノ通り本局ハ舊本部司會者「ウオーシツプ